

宇土市史研究

創刊号

宇土市史研究會
宇土市教育委員會

宇土市史研究（創刊号） 正誤表

				73	70	69	57	53	52	45	42	40	"	"	35	31	"	24	23	19	18	頁	上 下 段	誤	正
"	"	"	"	下	上	下	上	"	下	"	上	下	"	"	"	上	"	"	"	"	下	上	行		
11	4	"	7	"	11	1	3	18	20	9	23	8	7	4	24	17	7	17	9	13		第一号	第一〇号		
今回 の	ド ウ ル ー 女 子			とした 当 時、	と した 當 時、	旧 地 名 梯	日 付 印	十四 卷	惠 塚 町	給 食	吉 見 有 明	大 坂 詰 被	寛 年	若 キ	哀 有 年	耕 作	一 定 用 語	熊 本 の	仏 身	六 十六 日		誤	正		
今日 の	ド ウ ル ー 女 史			とした 当 時、	と した 當 時、	旧 地 名 梯	日 附 印	十二 卷	野 鶴 町	給 養	吉 見 有 朋	大 坂 詰 彼	寛 政	若干	裏 有 年	耕 作	一 定 の 用 語	熊 本 城 の	仏 心	六 月 十六 日					

はじめに

「温故知新」という言葉の適否は別として、現在の宇土市を語るとき、過去の宇土の歴史なしには語れない。

それは、現在の宇土市が、先人の築いた偉大な歴史の年輪の上に築かれつつあるからである。そして又、宇土市の未来を展望するとき、過去の歴史は不可欠なのである。

私達宇土市民は、このような貴い郷土の歴史や伝統を学び、文化財を愛する心を養い、後世に引継ぐ責務があり、更にこの遺産を宇土市の文化の創造、発展のため、役立てなければならない。

話は変わるが昨年、私達、教育委員会で、国際児童年を記念して、夏休みに「子供文化財教室」を開き、三日間に亘り「宇土の歴史」や、「土器の作り方」などを指導したが、子供の郷土史に対する反応が意外に大きく、「冬休みにも開いてください」との希望に係一同喜び合つたものである。

今でも時々教育委員会に、係が答弁に窮するような質問を持ち込む子供達がいる。私達、委員会でも意を強くし今年も更に内容を充実して「子供文化財教室」を開講すべく計画中である。

さて、本誌は昭和五十三年に発足した「宇土市史研究会」の皆さんのが、忙しい仕事の合間に、散逸した資料の収集に苦労しながら、地道に研究を続けてこられた努力の結晶である。

市では、宇土市史の初刊以来二十年を経ており、その再発刊を考慮中であつたが、日本最古の上水道を築いた細川月翁公の没後二百年に当たる昭和六十年をめどに発刊する見通しで、本誌は、その貴重な基礎文献となるものである。本誌によつて市民の皆さんのが郷土史への関心が高まり、宇土市史再

編に対する市民運動の一助となれば幸いである。

宇土市史研究会の皆さん御努力に対し心から敬意を表すると共に今後益々の御研究と、その成果を期待する次第です。

昭和五十五年一月十四日

宇土市教育委員会 社会教育課長

久 森 庸 助

日 次

宇土市松山町南山内出土の箱式石棺

北條 喰幸
平山 修一
木下洋介

1

如来寺仏像の胎内銘について

三宮社祭禮御幸記録

高木恭二
吉沢政夫
21
23

忘れられた宇土の近世瓦

富樫卯三郎

27

寛政の津波

浜口俊夫

23

松花堂 光永眠鶴八十二年の生涯(一)

光永文熙

39

屯田兵と宇土

井上正

45

宇土の巡礼札所

一宗雄

49

郵便局のあゆみ(一)

浜口俊夫

55

宇土市納税貯蓄組合今昔

小山益生

63

宇土の地名

井上正

69

資料

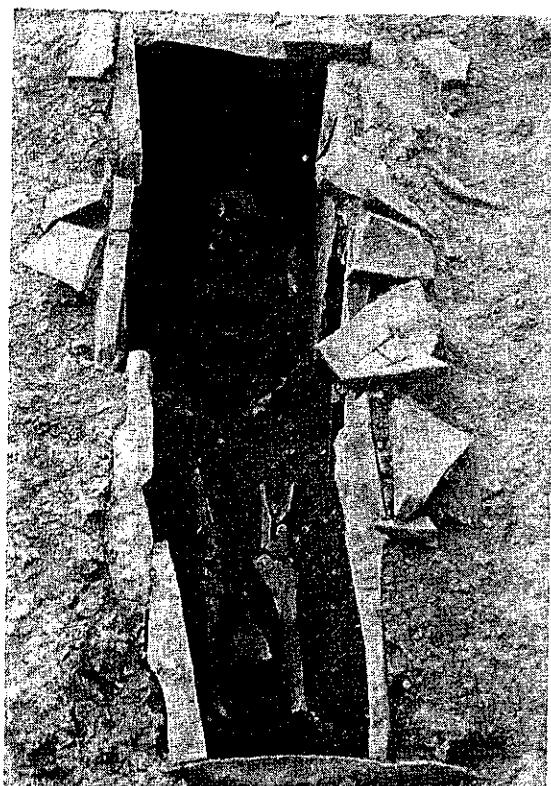
- 一、宇土如来寺釈迦三尊及び光背・台座解体修理概要
- 二、宇土郡三角町戸馳靈照寺本堂棟札銘
- 三、宇土市円応寺寛政津波供養碑
- 四、小西行長関係参考文献
- 五、三蔵谷所在溜池改築記念碑
- 六、住吉公園所在下ウルーフ史記念碑

その他

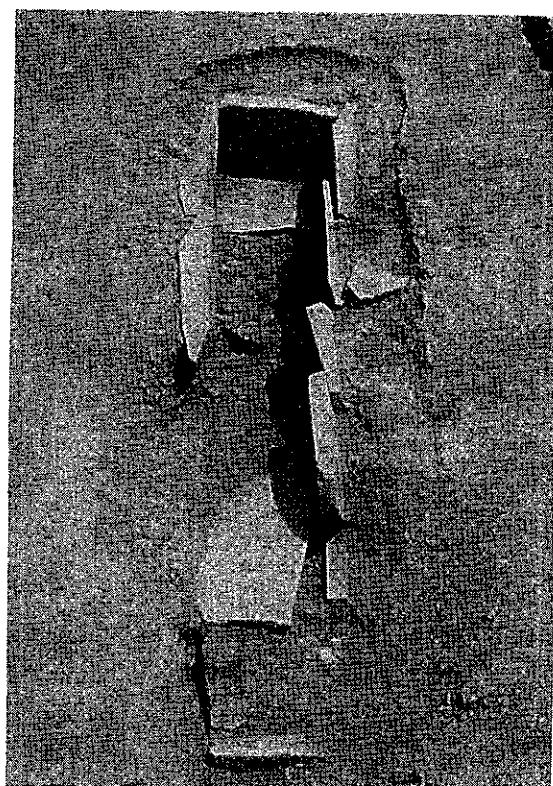
- 一、執筆者一覧
- 二、宇土市史研究会例会発表題目
- 三、宇土市史研究会々則

例
言

- 一、本誌は宇土市史研究会の研究紀要であり、各論文は主に、昭和五三
年度・五四年度の市史研究会例会において発表された成果をもとに、
執筆されたものである。
- 二、収録した論文及びその中の挿図・写真等は、それぞれの会員の執筆
製作になるものである。従つて、その文責は各執筆者にある。
- 三、題字は松本敏雄会員による。
- 四、本誌は、宇土市史研究の創刊号であり、今後、年間に一冊ずつを定
期的に発行していくものである。
- 五、本誌の編集は高木が行なつた。



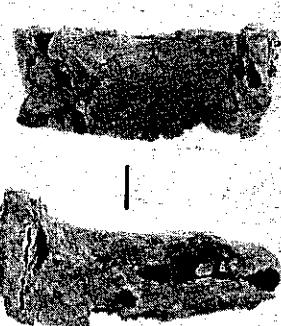
2号石棺（東側より）



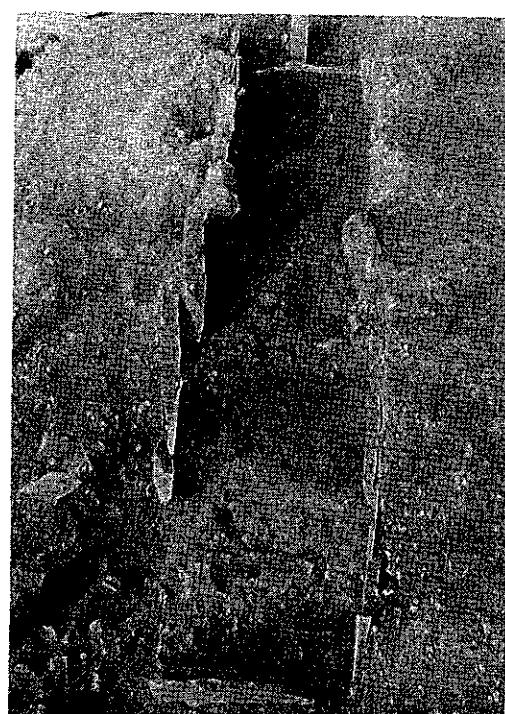
1号石棺（南側より）



2号石棺出土 刀子



3号石棺出土 刀子



3号石棺（南側より）

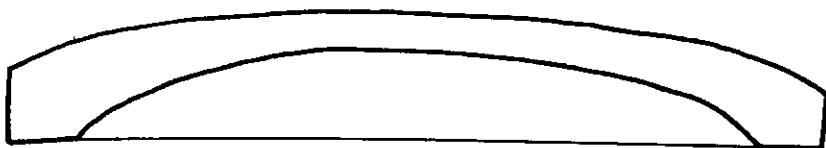
南山内箱式石棺

(北條・平山・木下論文参照)

(オモテ)



—

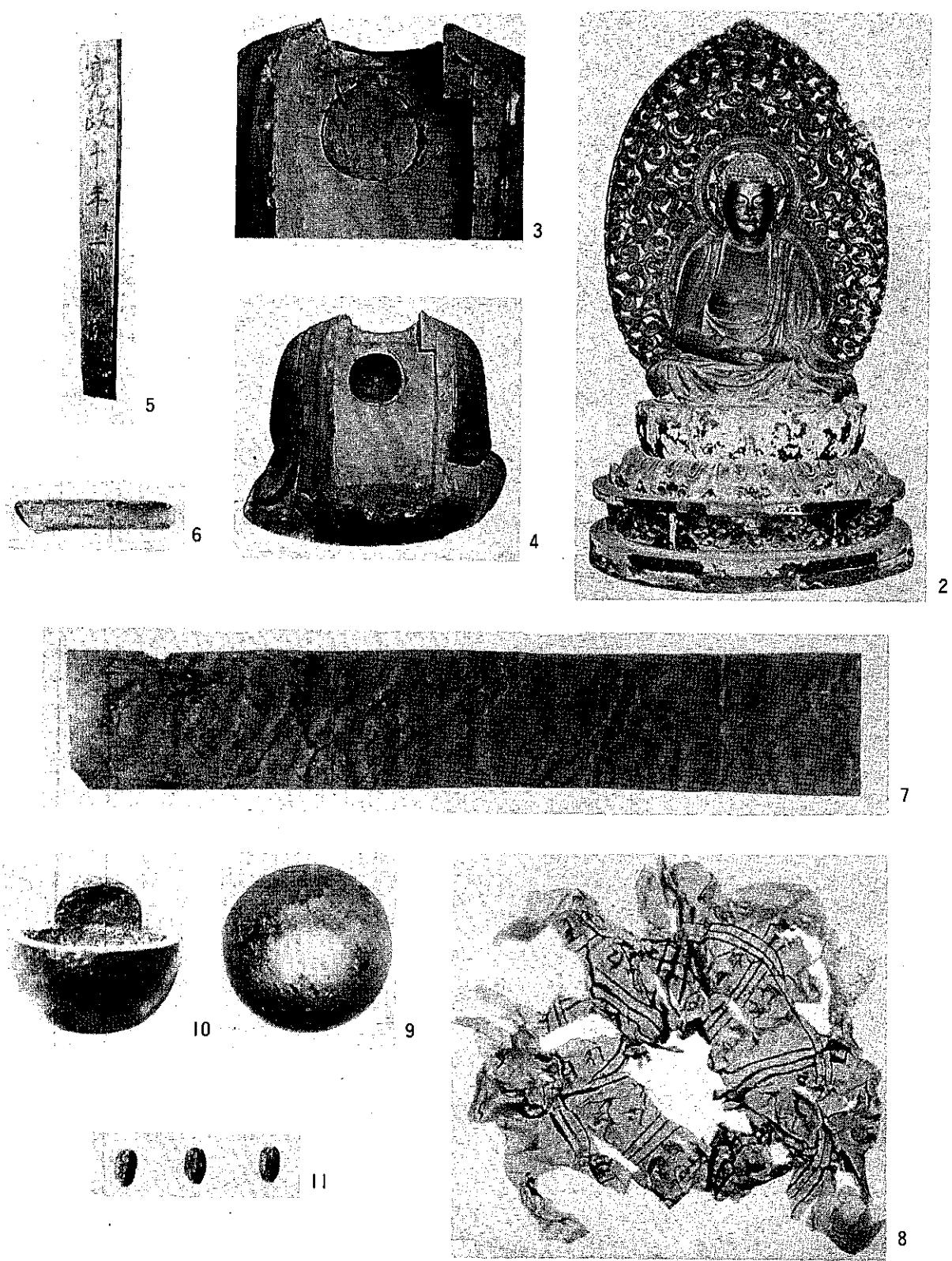


—

(ウラ)

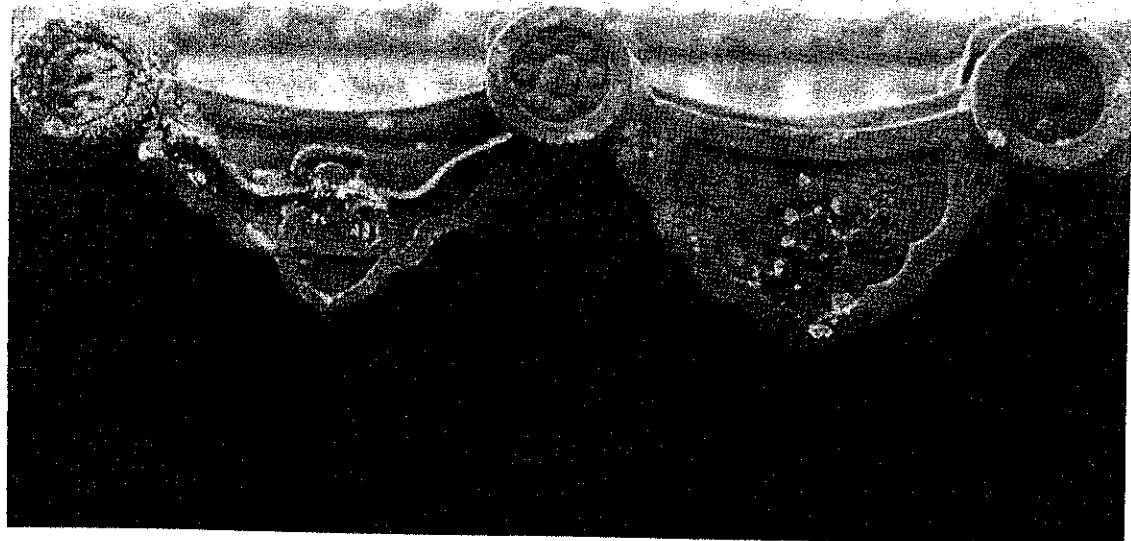


1. 胎内如来像胎内の収納部蓋板



2. 祚迦如来像(総高160cm) 3. 収納部蓋板検出状態 4. 内割り状態
 5. 阿弥陀如来像台座の銘文(長さ60cm) 6. 内割り内納入の木切(1/2)
 7. 陀羅尼(実大) 8. 梵字曼荼羅(1/2) 9. 仏心(1/2). 10. 同前仏心
 内部(1/2) 11. 粽(実大)

高木論文参照 (2)



西念寺の軒瓦



円応寺の寛政津波供養碑

富権論文参照

宇土市松山町南山内出土の箱式石棺

北條修暉一
木下洋介

はじめに

宇土半島頸部一帯には古式古墳が数多く分布しており、とりわけ現在の行政区でいう松山町には向野田・チャン山・御手水古墳などの古式古墳が所在し、本県の古墳文化を考える上において興味ある地域である。ところが近年松山町の丘陵一帯は開発が進み山膚は緑が失なわれ、褐色の地膚を露呈している。前述の古墳も開発中発見されたもので、ここに発表する南山内の箱式石棺も採土中発見されたものである。

箱式石棺発見のいきさつは、昭和五十三年七月十八日、宇土市松

山町南山内二二三番地の山林をブルドーザーで採土中出土したもので、同日土地所有者の中中新之助氏から市教育委員会に連絡がつた。さっそく現場に赴いたところ、三基の箱式石棺が現われており、市教育委員会では、明る十九日から二十六日までの八日間にわたり調査を行なった。

今回の報告にあたり、土地所有者の中中新之助氏、また炎天下の暑い中、調査に協力された宇土高校社会部員の方々に深謝します。

向野田古墳（前方部消滅）が所在する。

本遺跡をわずかに下つた所で尾根は、北と北西の二方向に分岐し、北へ延びた尾根の平坦部に南山内古墳・南山内石蓋土壙墓があり、北西へ延びた尾根には、御手水二号墳が位置する。さらに北西へ延びた尾根は北と南へ分岐し北へ派生した尾根の端部に、チャン山古墳（消滅）、南に派生した尾根の端部に、向野田石蓋土壙（消滅）、向野田古墳（前方部消滅）が所在する。

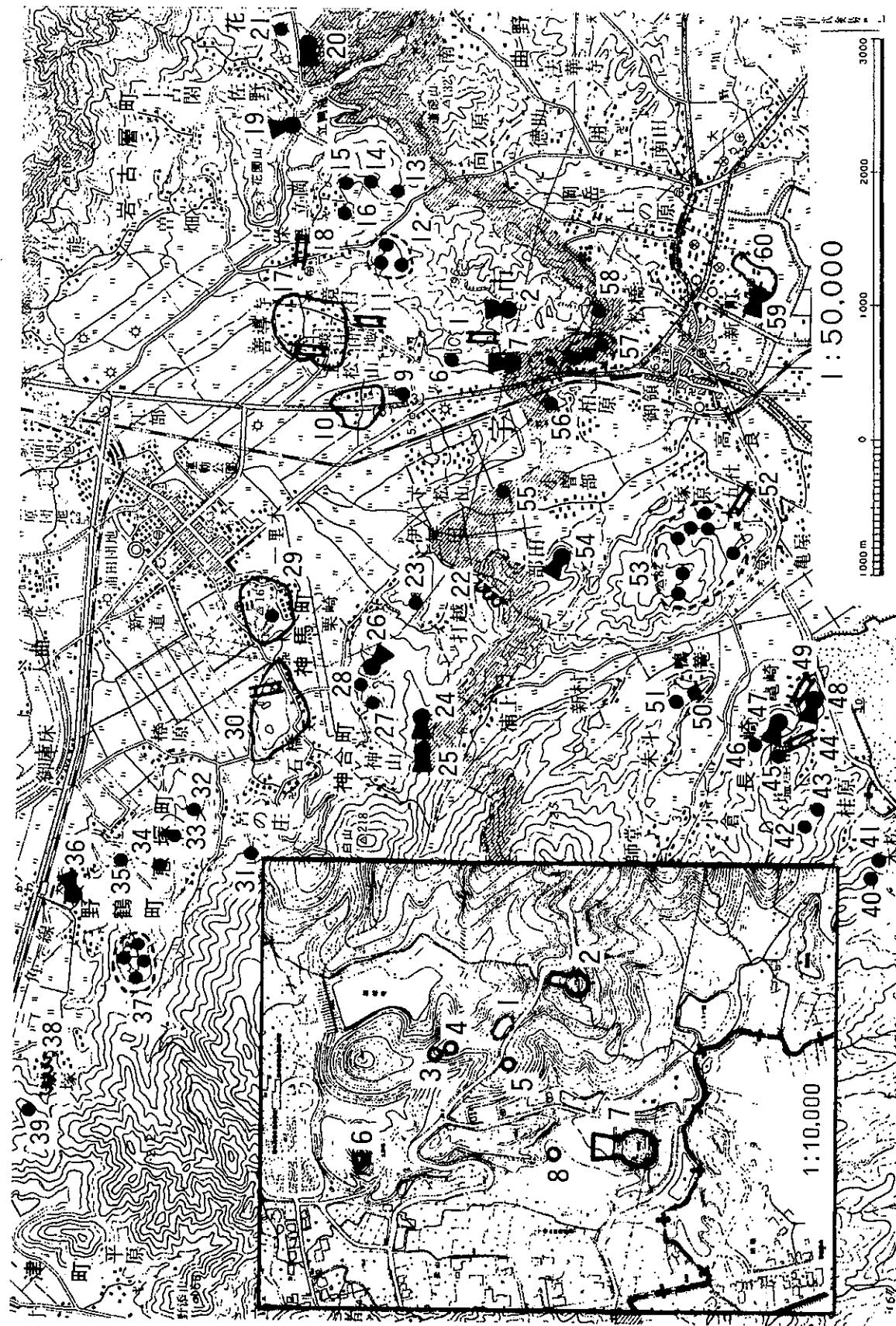


図1周辺遺跡分布図

周辺遺跡一覧表

番号	遺跡名										番号	遺跡名																		
	南	山	内	石	棺	群	南	山	内	石		御	手	水	古	壙	群	南	山	内	石	蓋	土	壙						
30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
西	岡	台	遺	跡	西	土	城	ス	リ	大	平	大	女	古	古	潤	西	神	上	烟	桶	向	向	チ	御	御	南	御	御	2
宇	岡	台	遺	跡	城	城	ノ	リ	バ	平	横	久	夫	夫	古	潤	潤	ノ	松	中	底	野	野	ヤ	手	手	南	手	手	1
岡	台	遺	跡	古	古	保	古	古	チ	古	穴	保	塚	古	古	野	野	ノ	山	遺	古	田	田	ン	水	水	山	内	水	2
前	田	遺	跡	古	古	古	古	古	山	古	古	古	古	古	古	古	古	山	松	中	石	石	古	古	ヤ	二	古	2		
松	橋	大	塚	古	古	柏	柏	柏	仁	鴨	弁	天	古	古	古	古	古	原	山	石	石	石	古	古	水	水	古	1		
宇	賀	岳	古	古	古	古	古	古	原	鴨	弁	天	古	古	古	古	古	原	石	石	石	石	古	古	水	水	古	1		
59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	
59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	

二、箱式石棺

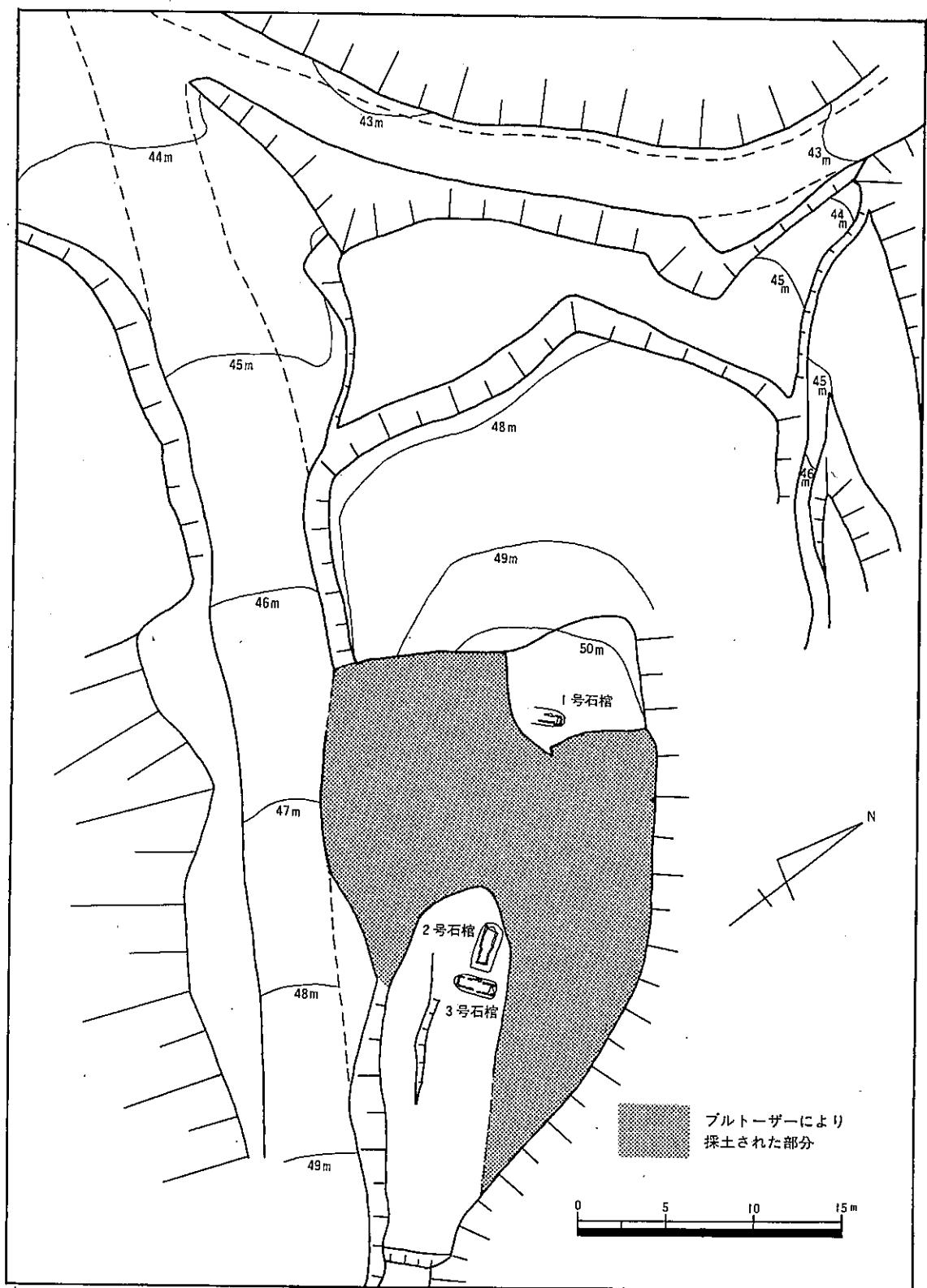
一号石棺

本遺跡で発見された石棺の中で最も西に位置し、主軸の方向をN^{47°E}にとる。石棺南側は発見時に破壊され全貌は明らかではないが、図中に破線で示した二石は二次的に動いたもので、これからすれば全長は内法で一・九尺前後となり、幅は中央部床面で二三尺を測る。

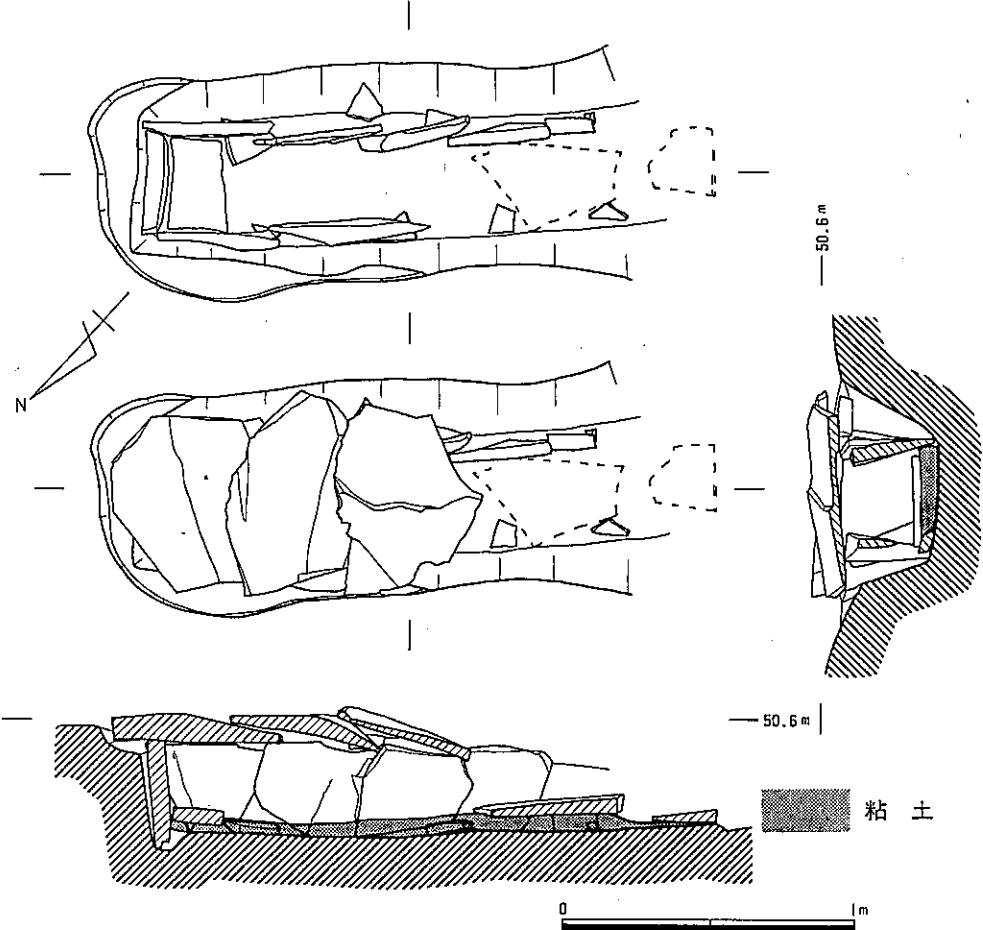
墓壙は堅い地山を穿つたもので、現存値で長径一・八七尺、短径七五寸、深さ四四寸の石棺に沿った隅丸長方形を呈し、南側はやや広がると思われるが、この部分は削られ不明である。また墓壙と石棺の間は粘土を詰め、墓壙北側には十寸ほどの浅い段を設ける。

石棺石材はこの地方の箱式石棺に通例用いる板石の安山岩を用いている。蓋石は調査前外されていたが、土の付着ぐあいから復原すれば、蓋石は北側から持送りで架けられていた。棺内からは副葬品・人骨の出土はなく被葬者の埋葬状態は不明である。しかし北側に三〇×二〇×二〇センチ、厚さ五寸の板石があること、それにこの部分に丹の分布が濃厚であることから北側に頭部を向け、この石を枕石としていたと思われる。床面には五七寸の厚さで粘土を敷いているが、これは前述した墓壙と石棺の間を埋めていた粘土と同様、良質のものではない。

一号石棺の特徴は、石棺基底部西側に四個、東側に二個の小さな割石を置き側石のささえをなしている。このことは二号・三号石棺にはみられないことで興味ある。



第2図 南山内箱式石棺群地形測量図



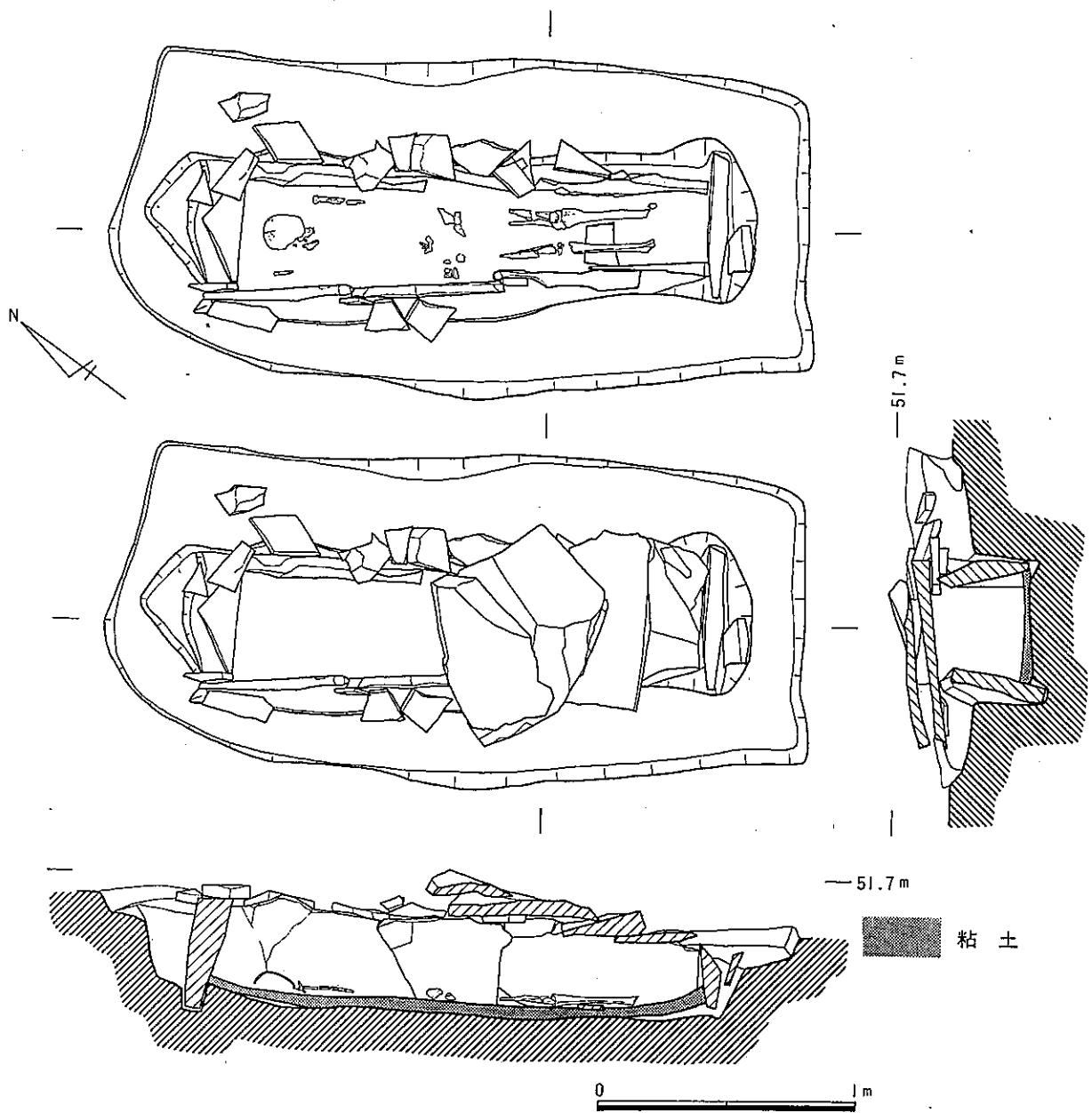
第3図 南山内1号箱式石棺実測図

二号石棺

一号・二号石棺の間に位置し、主軸をN^{36.5°}Wに向け埋置されている。発見された三基の中でも最も残りがよく、埋葬当時の状態で調査することができた。

墓壙は二・七一メートル×一・三一メートルの隅丸長方形をなし、石材を埋める部分で、さらにもう一段の掘方を設け二段の墓壙を有する。また墓壙と石棺の間には粘土を詰めている。蓋石は一号石棺とは異なり南側、つまり足元から持送りで架けられ、四枚だけを確認した。頭部の蓋石はすでに除去され、全部の枚数については不明である。また蓋石と側石・小口の間には小さな板石を置き、蓋石の安定をなしている。側石は東側に三枚、西側に四枚、両小口面に各一枚ずつの板状剝離の安山岩を用いている。

石棺は内法で長さ一・九二メートル、中央部で四二・五センチを測り、内面には赤色顔料を塗布している。棺内には頭部を西に向けた仰臥伸展葬の人骨が一体遺存していた。頭部右側の床面から切先を足元にし、刃部を外に向けた刀子が一本出土したが、この他の副葬品は出土しなかつた。刀子は二片に折れ接合することはできないが、同一個体と思われ、推定で全長九・三センチ、刃部の



第4図 南山内2号箱式石棺実測図

幅一・四センチ、茎の長さ一・八センチを測る。刀子には木質・布帛の付着はみられない。棺内床面には厚さ三・五センチで粘土を弓状に敷き、右足の下には一枚の板石を敷いている。

三号石棺

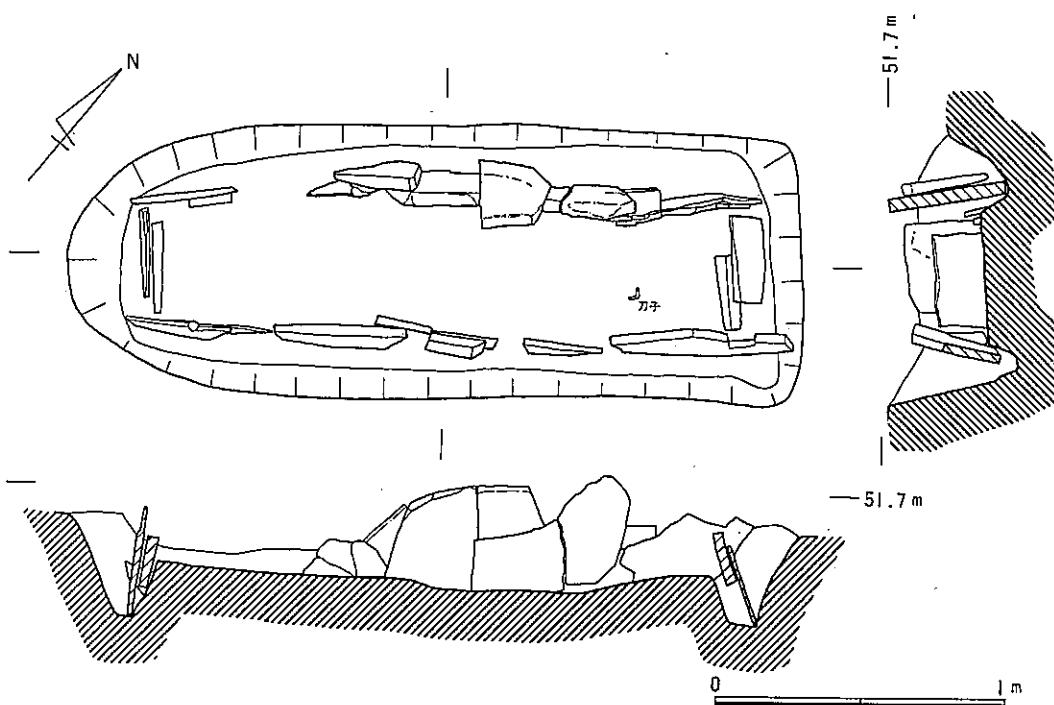
二号石棺の東側地点に位置し、主軸方向をN^{51.5°}Eと、二号石棺とほぼ直交する。

墓壙は長径一・五メートル、短径一メートルで地山を三〇センチほど掘り込み、北側小口部は隅丸方形、南側小口部は橢円形を呈し、さらに石材の部分は一〇～十五センチほど掘り込んでいる。

今回採土による発見の際、石棺の一部に破損した部分がみられるが、大部分はそれ以前に何らかの破壊を受けていたと思われ、蓋石は一枚も遺存せず、側石には石材の上端部を欠くものや、亀裂が生じ現位置をとどめていないものもある。また石棺内に入り込んではいる土は堅く、発見以前に盜掘等にあつていたことを示す証左となる。

石棺は内法で長さ一・九五メートル、幅五三センチで内面には赤色顔料を塗付する。側石には五～六枚、小口には各一枚の板状の安山岩を使い、側石・小口両面とも内傾している。小口に重ねて使用している二枚の石材は、補強・幅の調整をなしていと思われる。

棺内は攪乱され、床面は削られ、当初の状態を止めない。床面上五センチから刀子が一本出土したが、これは刃部でほぼ直角に曲つていて、全長を知ることはできない。現存長七・二センチ、刃部幅一・八センチ、茎の長さ一・九センチで、これは二号石棺から出土した刀子よりも大型である。



第5図 南山内3号箱式石棺実測図

三〇才代の後半から四〇才代の前半にかけての年令と推定できる。

頭蓋のうち、前頭骨と頭頂骨の大部分が残存しており、冠状縫合および矢状縫合も、弱いが認められる。

歯の咬耗は著しく、残存する上顎中切歯、側切歯および犬歯は、いずれも歯冠は消失し歯頸に近い部分まで、すりへつている。これは、本人骨の年令としては、現代人の常識では考えられないほどの咬耗であり、苛酷な食生活など、歯の酷使を考えなくてはならないであろう。

大腿骨は保存不良である。脛骨は、左右とも、骨端がこわれていたが、左は比較的保存がよかつたので、最大長が推定できた。すなわち、三五〇^{ミリメートル}から三五五^{ミリメートル}と推定される。これにもとづく身長の推定値は、一六五・一セントメートルから一六六・三セントメートルである。また中央横断指数は、右では七〇・〇、左では七二・六で、やや中脛に近い広脛である。これは、現代人（熊本地方人を含む）の平均値が七四・七五であることを考えるとき、やや小さい値であり、興味ある数値とも考えられる。もちろん、本人骨は、プラチクネミー（扁平脛骨）ではないが、現代人より小さい値を示すということは、原始的な生活を送っていたものと考えることもできよう。

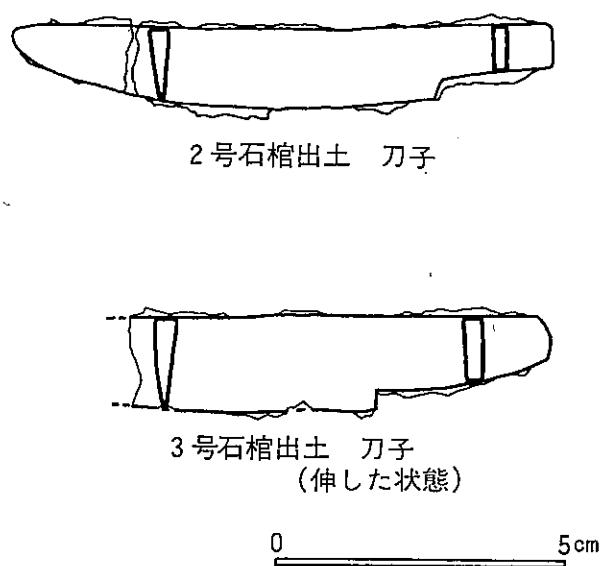
おわりに

三、南山内二号箱式石棺出土の人骨

本石棺内の人骨は一体分であり、保存状態は必ずしも良好ではないが、性別・年令の推定および若干の形態学的特徴を考えるには、まず十分なものとみてよからう。

性別については、恥骨下角は小さく、また前頭部の後退が明らかに認められるので、男性と推定できる。また恥骨結合面の形態から、

今回調査した南山内の箱式石棺は、御手水古墳から延びる尾根緩斜面に主軸をそれぞれ違え所在する。二号・三号石棺は一号石棺よりも約一倍ほど高いレベルに位置するが、これは自然地形によるものである。また石棺は採土途中に発見されたこともあり、墳丘の有無については不明である。土地所有者からの聞き取りでは、盛土などの外部施設はなかったとのことで、調査時に入れたトレンチか



第6図 出土遺物

らも、それを示すようなものは何らなかつた。このことから本石棺

は外部施設等は伴なわない單なる箱式石棺だけの埋置と考えられる。

次にそれぞれ三基の箱式石棺をみると、一号石棺では、石棺基底部に小さな割石を置き棺材の安定をはかつており、蓋石は頭部とみられる方から持送りに架けられている。二号石棺は、他の二基に比べ丁寧な作りで、一号石棺とは異なり、足元から持送りに蓋石を架けている。棺内床面には粘土床を設け、右足の下にだけ一枚の板石を敷いている。棺内から出土した人骨は三〇才代後半～四〇才代前半にかけての推定身長一六五・一七^{セント}一六六・三七^{セント}を測る男性人骨が頭部を西に向け埋葬されていた。この人骨は歯の咬耗が著しく、また脛骨は扁平脛骨とまではいかないが、中央横断指數が小さな数值を示すことから当時の生活がかなり苛酷なものであつたことが考えられる。三号石棺は残りが最も悪く、蓋石の状態についても不明であるが、小口面に各一枚の薄い板石を重ねて用いているのは、他の石棺にはみられない特徴である。二号・三号石棺は近接した場所から出土したが、墓壙の切り合い関係がなく、この二基の時間差については不明である。しかし三基とも異なる特徴をもち主軸の方向はそれぞれ異なっているが、立地からみて相前後する時期のものとみてさしつかえないだろう。

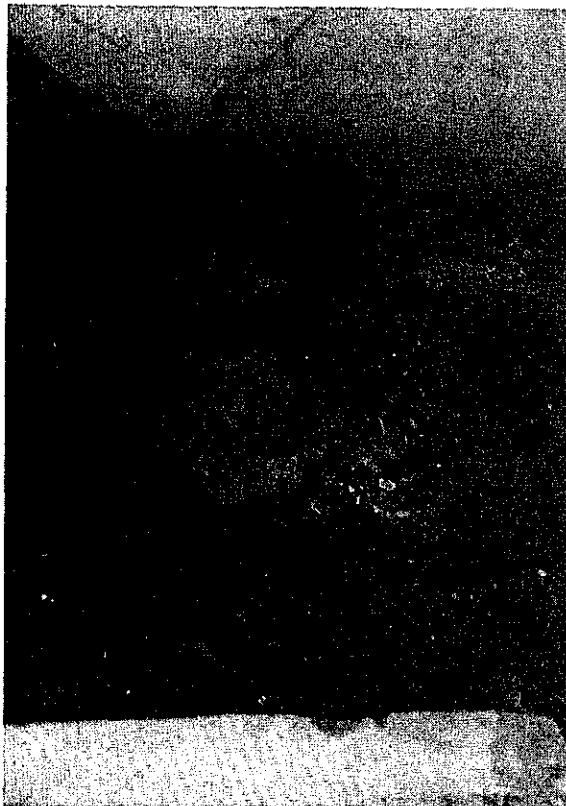
副葬品は二号・三号石棺から、それぞれ一本の刀子のみであつた。本遺跡の南西約三〇〇メートルの向野田古墳からは七九本の刀子が出土しており、これほど多量の刀子が一つの古墳から出土したことは注目に値する。この向野田古墳出土の刀子を井上辰雄氏は鉄生産に従事する集団からの供獻とみられるとして述べられている。また佐藤伸二氏は県内の箱式石棺をまとめられた中で、宇土地方の箱式石棺からは刀子の副葬が多いことを指摘している。ここで南山内の箱式石棺

から出土した刀子と向野田古墳から出土した刀子を比べてみた場合、向野田古墳の刀子は大きく分け、計測値から二つのタイプに分かれ。南山内箱式石棺の二号・三号石棺から出土した二本の刀子は共に向野田古墳出土の刀子よりも大型で、明らかに異なる。これは時期差を示すものか、それとも他の事に起因するものかは明らかではない。このように本石棺からは副葬品の刀子だけ、土器等年代の決め手となる遺物の出土を欠くが、おおむね五世紀代の所産と考えられる。

松山町一帯の丘陵は古墳時代の墓域を形成しており、その中でマウンドをもつた古墳と、このような外部施設を伴なわない、箱式石棺や石蓋土壙との関係を今後明らかにしていかなければならない。

註

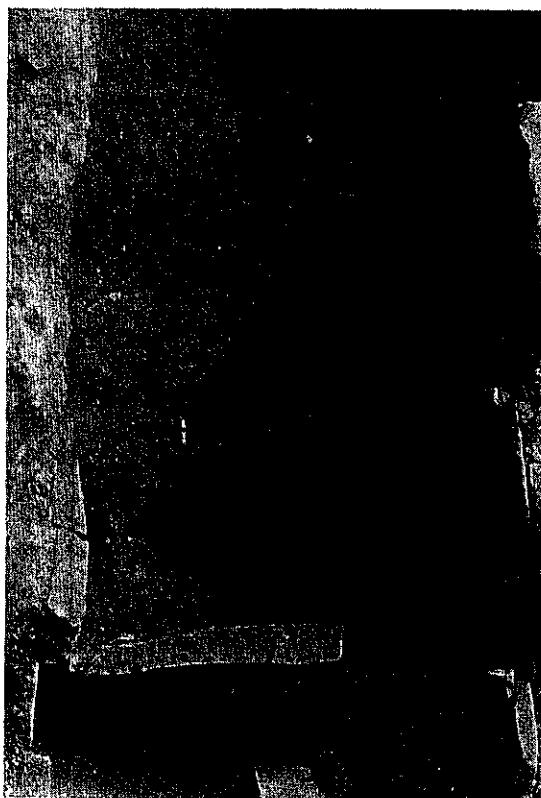
- 一、富樫卯三郎ほか『向野田古墳』宇土市教育委員会、一九七八
- 二、井上辰雄『火の国』学生社、一九七〇
- 三、佐藤伸二「熊本県下の箱式石棺墓」、日本考古学協会昭和五十一年度大会研究発表要旨



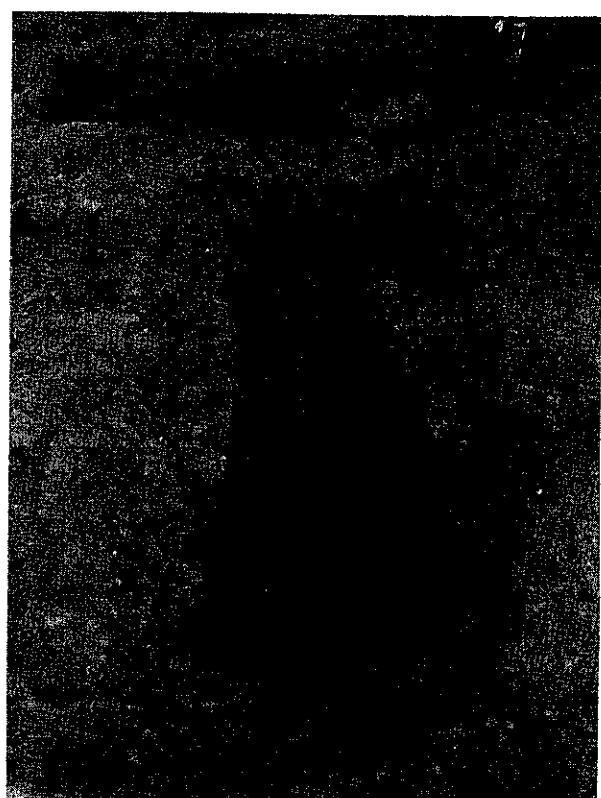
2号石棺刀子出土状態



2号石棺開棺前



3号石棺刀子出土状態



2号石棺石材除去後（上部は3号石棺）

如来寺仏像の胎内銘について

高木恭一

はじめに

熊本県宇土市岩古曾町上古閑所在の、三日山如来寺（曹洞宗）は、釈迦・阿弥陀・薬師の三如来像を本尊とする。これらは、同寺の開山である寒巖義尹禪師ゆかりの仏像といわれ、一部には義尹が自ら刻んだという所伝もある。

今回、これらの仏像の解体・修理が行なわれ、そのうちの釈迦如来像の胎内より、義尹の直筆と思われる銘が発見された。この発見によつて、前述の所伝が裏付されることになる。

銘文の重要性を考慮して、その概要を報告し、銘文から発生する問題について若干の考察を試みた。併せて、寒巖義尹関連文献名を収録し、参考に資する。

とくに修理工程の内容については、解体修理にあたられた原田清一郎氏が、事業終了後に提出された「宇土如来寺釈迦三尊及び光背・台座解体修理概要」を参考資料として収録する。

一、阿弥陀・薬師・釈迦如来像について

如来寺の本尊は三体で、現在、釈迦如来像を中心として左に阿弥陀像、右に薬師像がそれぞれ安置されている。長年月にわたつて本堂内に香煙が蔓延したためであろうか、三体とも真黒に煤けている。

原田氏の所見によると、造像作業は、まず、木地による造形、次に錆漆を塗つて研磨整形、さらに漆を塗つて箔をつけるという手順で完成した。江戸中期頃にこの箔がとれ、寛政のころ修復を行なつたようである。

この折の修復は仏像表面に、下地としての胡粉を塗つて、さらには漆・弁柄を混ぜた箔下漆を塗り、最後に箔をつけている。この修復によつて、仏像当初の線は胡粉などで埋り、鈍くなつてゐる。この工程は、台座・光背についても同様である。

阿弥陀如来像は、高さ四五センチの蓮華座の上に、上品上生の印相をむすび、右足を上に結跏趺座する。身高七五・五センチ。光背の周縁部には飛雲が透彫され、内側に正円形をなす頭光・身光の二重円相部がある。台座下底部から光背頂部まで総高一六〇センチ。

薬師如来像も、同じく高さ四五センチの蓮華座上に、右手は施無畏

印、左手に薬壺を持つ。身高七六センチ。これも右足を上に結跏趺座し、光背も阿弥陀像と同じ構成である。総高一六四センチ。阿弥陀・薬師とも膨眼であり、桧の寄木造りである。

釈迦如来像（写二）も、台座は四五センチの高さを有する蓮華座で、膝の上に両手の親指先をあわせ禅定印を結ぶ。身高七六センチ。これも他の二体と同様の光背を持ち、総高一六〇センチをはかる。

三如来像とも台座・光背は殆ど同趣のものであり、印相を別にす

れば、像そのものにも殆ど異なるところはない。とくに後述するような胎内銘を有し、納入品がみられた釈迦如来像のみが桜の一木造りであり、重い。つくりが異なるとはい、外観ではそれを感じさせない。一木造りではあるが、頭部・両腕と背中は別造りで、内部の背面上方から腰付近まで、長方形に内割りがみられる。その中には、一端が炭化し燃えた跡がのこる木切（長さ四・五センチ）が入っていた（写六）。

さらに、この内割りには胸部に、背後から割りぬいた納入品収納のための内割り（以下、混乱を避けるため収納部という）がある。その収納部蓋板の表裏に朱漆銘がみられ、収納部に後述のような納入品が納められていた。

阿弥陀・薬師像には、このような胎内銘や納入品はみられないが、わずかに阿弥陀如来像台座内側の支え木に
寛政十年午六月吉祥日

の銘（写五）が記されていたのみである。

二、納入品と胎内銘

内割り内の収納部蓋板（写一）は、縦一二・四センチ、横一一・四センチの卵形を呈し、厚さ一・九センチ、重さ三二・七グラムである。外側

に彎曲し、内側は割りこんだようになる。そのため中央付近は厚さ〇・五センチとうすくなる。表裏に銘を書いてのち蓋をし、鎌で二箇所をとめる（写三）。

この蓋板のはまる部分は、縦一二・四センチ、横一一・四センチ。収納部口径は縦一〇・二センチ、横一〇・三センチのほぼ円形をなし、内部は口径部より広くなり、縦一〇・五センチ、横一一・七センチ。蓋板内面の割りこみのカーブが、収納部に対応し、内部は完全な橢円形

の空間がつくられることになる。

しかも、この空間内は全て黒漆を塗つてあり、丁寧に仕上げられ莊厳な雰囲気をただよわせている。この黒漆は収納部だけに限られ、他の内割り部分（写四）は、荒削りの木地のままである。

収納部には、仏心（舍利容器）（写九）を綿・錦裂や絹本の法輪形梵字曼荼羅（写八）一枚でくるみ、さらに一枚の紙で包んで納入している。この紙には、包んだ後に封じ書きのような墨書きがなされているが、解説できなかつた。

仏心（舍利容器）は木質、径五センチの空洞の半球を漆であわせ、外面に金箔・銀箔を施した重量三〇・一五グラムの球である。内部は光背状の障壁（写一〇）がつくり出され、中には糸一九粒（写一一）・水晶玉（又は舍利？）一粒・陀羅尼一巻（長さ一一・五センチ、幅一センチ）（写七）が納められ、糸は一粒、二粒あるいは五・六粒ずつを綿につつみ、糸そのものは黒色を帯び炭化がすすんでいた。糸などの五殻を、胎内納入品にした例はよく知られているようである。蓋板の銘は朱漆で書かれているため、通常の墨書と異なつて粘着性があり、書き難かつたと思われるが、力づよい書体である。おもてには、次のような銘文が木地に直接書かれている（写一の左）。

如来院本尊

釋迦如来

正元二年庚正月十日建立

開山住持比丘義尹

同開山尼修寧

これに対して、裏面は木地全面に黒漆が塗られ、その上から朱漆で次のように書かれている（写一の右）。

正元二年庚申正月十日

建立

如来院本尊釋迦如來

同二月九日收之

開山比丘義尹

密壇尼修寧

表裏に若干の相違はあるものの、文意には基本的に異なるところはない。しかもこれが義尹自身の書いたものである可能性はつよい。先述のように、朱漆であるためかなり書き難かつたと思われ、通常の墨書による古文書との比較には問題が残るかもしれないが、現存する義尹の手になる文書類と較べても、この銘が直筆であることは間違いなかろう。

次に、この表裏の銘文にみられるいくつかの字句について、若干の問題点を取り上げてみたい。

如来院というものは、從来聞きなれない名称で、これが現在の如来寺とどのような関係になるものか明らかでない。如来院は、如来寺の前身であるのか、それとも全く異なる寺であつたのだろうか。

正元二（一二六〇）年は、四月十三日に文應に改められ、ここにみえる正月十日、あるいは一月九日は正元にあたる。ところが、從来、如来寺の開山は文永六（一二六九）年であつたと伝えられ、如來院・如来寺が同じものであれば、開基が九年遡ることになる。また、文永六年の所伝も正しいとすれば、院から寺への昇格、あるいは独立したという意味で、開山が二度になつたとみるべきであろうか。

義尹と同じく、開山の一人として名を連ねている修寧なる尼僧については、これまで全く知られていない。しかも、その人は密

壇尼という名称がつけられ、密教にかかわる尼僧であつたと考えてよからう。これまで、如来寺の開山は文永六年で、それには古保里越前守の娘、素妙尼の助力があつたと伝えられていた。この素妙と修寧の関係についても明らかでないが、おそらく別人と考えられる。

義尹の直筆になるこの銘文から、仏像の製作に義尹がかなり直接的にかかわったことは明らかで、製作にあたっては注文をつけたり指導を行なつたのだろう。しかし、それが義尹自ら仏像を刻んだといふことではない。胎内銘のみられたのは釈迦如來像だけであつたが、その他の二体も同一の仏師の製作にかかるものであることは、その面貌からも明らかである。

像の作りは地方のものではなく、中央、それも院派の作と考えられる。

しかも、収納部内を黒漆塗りとした丁寧な手法は、像の出来ばえなどとも考えあわせ、上級貴族あるいはそれに準ずるものと発願になる仏像に共通するもので、自と義尹の出自とも係わつてこよう。この三尊像も含めて如来寺・大慈寺には、開山である義尹の自作と伝わる仏像がいくつか知られている。

なかでも、大慈寺（寒巖義尹開基）の本尊である釈迦如來像は天文・永祿の頃につくられたもので、その胎内銘には、この仏像が、焼失した旧の本尊の焼残り材の一部を使用していることが記されている。その銘から、旧本尊にあつた胎内銘を抜書すると以下のとおりである。^{註三}

住持比丘義尹御面自作毎刀禮拝恭敬如法佛也于時手資行圓副寺大佛師伊興法橋圓慶小佛師盛心木寄一心善教明增寺道智大勸進比丘是雄大願主比丘尼妙性等^{成カ}于時正安二年庚子八月初三時正初日記
知事比丘文喜等即日安座

この銘文は、義尹の直筆によるものといい、その信憑性は極めて高い。正安二（一二〇〇）年八月三日は義尹の晩年にあたり、既に、大慈寺から如来寺に移つて、隠棲している時であり、この月の二十日に示寂している。

三、寒巖義尹と如来寺

如来院・如来寺の開山の時期を把握するため、義尹の略年譜を記すと次のようになる。

元号	西暦	事項
建保五年	一一二七	順徳天皇（一説には後鳥羽天皇）第三皇子として生れる。
貞永元年	一一三二	比叡山に登り、天台宗を学ぶ。
仁治二年	一一四一	道元のもとに入門する。
寛元元年	一一四三	初めて入宋。一説には建長五（一一五三）年入宋、建長六（一一五四）年帰朝。
建長四年	一一五二	帰朝。
正元二年	一一六〇	尼修寧とともに如来院を建立し、本尊釈迦如来像を発願供養。
文永元年	一一六四	再入宋。
文永四年	一一六七	帰朝、博多聖福寺駐錫三年。
文永六年	一一六九	古保里越前守の娘、素妙尼の請により如来寺を開山。
弘安元年	一一七八	大渡橋を完成さす。
弘安六年	一一八三	大慈寺創建。

永仁七年	一一九九	如来寺に隠棲。
正安二年	一二〇〇	示寂。

永仁七年	一一九九	如来寺に隠棲。
正安二年	一二〇〇	示寂。

この年譜によると、第一回渡宋から帰つて八年後に如来院を開き、その四年後に再び宋に渡っている。在宋三年のあと帰朝し、博多聖福寺に三年留まり、素妙尼の請により如来寺の開山となる。

開基されたところは三日村（現在の宇土市花園町三日字大門付近）であり、当時は七堂伽藍をそなえた禅刹で、寺領七五町歩を有したといい、かなり大規模であったことが首肯できる。この付近は古保里莊の一部で、近くには古代における官道が通り、当時もなお交通の要衝にあつたことは間違ひなかろう。現在、如来寺のあつた付近には寺前・大門・本堂・御堂・御花山などの小名が残る。^{註四}

如来寺が、現在地の上古閑村（宇土市岩古曾町字上古閑）に移ったのは永正元（一五〇四）年のことといわれる。その後、天正十六（一五八八）年に退転したが、慶長五（一六〇〇）年加藤清正の領国となり、再興されたと伝えられる。

国郡一統志には、如来寺の本尊は釈迦・阿弥陀・弥勒となつており、同書の書かれた寛文九（一六六九）年当時は、薬師如来像に藥壺がなかつたために弥勒とみなされたのである。^{註五}

庄屋那須儀平文書には、寛政五（一七九三）年に伽藍・仏像の大普請がなされたとあり、さらに阿弥陀如来像台座にみられた寛政十一年の銘も、おそらく三如来像の修復を示すものであろう。

寛政十一年八月は、恰かも義尹の五〇〇年忌にあたり、この時に焦点をあわせて大がかりな仏像・伽藍、とくに義尹ゆかりのものについての整備がなされたのである。例えば、現在の如来寺の一画に存する寒巖義尹墓の、墓石を保護する目的で台座のまわりを囲ん

だ粹石に、銘が記される。

惜しいことにこの粹石は、近年、セメントで塗り籠められているため下半の銘については、現在では明らかでない。幸い、この銘を解説した富樫卯三郎氏の業績^{業績}があり、左に掲げる。□内はセメントの下に隠れてしまつた。

寛政九國

丁巳圓

四月田口回

再建

大慈八田口

世玄田謹誌

願田徳瑞

この銘から、寛政九年に再建を行なつたことが判明し、これに大慈寺の住職玄王や、徳瑞なる人物が係わつたことを知ることができ。当時の如来寺住職については明らかでないが、境内にある歴代の如来寺住職・知事（看坊）の墓所に、知事徳瑞の墓石^{墓石}がある。

寛政十一癸未年
八月廿八日

禪座徳瑞庵主

(左) 如來知事□□

(正面)

義尹の示寂は八月二十一日で、没後五〇〇年の、七日後に徳瑞はなくなつてゐる。

大慈寺（寒巖義尹開基）では、義尹五〇〇年忌を記念して大慈寺参詣道路に、次のような道標が建てられた。^{註八}

勅願所大慈禪寺道

(ウラ) 寛政十一歲次己未秋八月念一日值
開祖禪師五百年現住大慈敬建焉

結語

如来寺本尊の釈迦三尊像は、開山寒巖義尹ゆかりの仏像であると伝えられていた。ところが、今回、この三像を解体修理することになり、その中の釈迦如来像から義尹の直筆と思われる胎内銘が発見され、この所伝が裏付けられることになった。

釈迦像内割り内の収納部には仏心（舍利容器）が納められ、中から一粒・水晶玉（あるいは舍利？）一粒・陀羅尼一巻（修寧筆？）を入れる。この仏身は綿・錦・絹本梵字曼荼羅・紙で包まれる。

この釈迦像をはじめとした三尊の出来映、とくに柔軟な顔立ちや全体のつくりから、これらが院派の作になるものであることを推測させる。しかも釈迦像胎内の収納部は黒漆で塗られ、丁寧に仕上げられる。このような作りになるものは、上級貴族あるいはこれに準ずるものに共通し、義尹の出自にもかかわることであろう。

胎内銘の発見によつて、義尹が文永六年に如来寺を開く前に、その前身ともいゝべき如来院を開いていた可能性がつよくなつた。その如来院の開山にあたつては、修寧なる尼僧が深くかかわっていたことが明らかである。この修寧は、従来からいわれていた文永六年の如来寺の開山に助力のあつた素妙尼とは別人であろう。

今回の解体によつて、造像当初の工程や寛政の修理工程が明らかになり、今回の、いうなれば昭和の修理工程については、末尾掲載

の原田氏による修理工程の概要に詳しい。寛政の修復は、義尹の五〇〇年忌にあわせてなされたと思われる。

(付記)

小論の執筆にあたつては、門外漢のゆえ、以下の方々をはじめとして多くの方々に、御教示・御便宜を賜わりました。記して謝意を表します。

菩提哲哉氏・原田清一郎氏・井上正氏・井上典太氏

脱稿後、曹洞宗永平寺峯松会の熊谷中興氏より、本胎内銘についての返信をいただいた。その見解も、基本的に筆者と異なるところはなく、小論に手を加えなかつた。

ただ、そのなかで、旧密教系の寺院を改宗して、尼修寧が義尹に寄進したものであろうという一步進んだ見解を示された。氏の御厚意に感謝申しあげます。

註 (以下にあげたもの以外にも、末尾掲載の関連文献をも参考にした)

- 一、松本雅明・花岡興輝・荒木精之『肥後の墨美』熊本日日新聞社、一九七六
- 二、水野敬三郎「鳳凰堂阿弥陀如来像の納入品をめぐって」日本の美術一六四、至文堂、一九八〇
- 三、森本一瑞『肥後國志略』一七七二
- 四、井上正「如来寺遺蹟」宇土市の文化財第二集、宇土市教育委員会、一九七一
- 五、薬師如来像の薬壺は、後世の補作で、もともとは薬師如来ではなく弥勒如來であつたという指摘がある。
- 梶谷亮治「肥後の仏教美術」新熊本の歴史三、熊本日日新聞社、一九七九
- 六、富樫卯三郎「古代から近代までの遺跡について」創立百周年記念誌、宇土市立花園小学校、一九七五

七、井上正氏・一宗雄氏・筆者の調査による。
八、実査。下田曲水ほか『肥後川尻町史』川尻町役場、一九三五

〈寒巖義尹関連文献一覧〉 発行順

- 一、義堂周信『空華集』
- 二、北嶋雪山『國郡一統志』一六六九
- 三、高泉性澈『扶桑禪林僧寶傳 卷第一』一六七五。大日本佛教全書(以下全書といふ)所収、一九三三
- 四、円元師蠻『延寶傳燈錄 卷第七』一六七八。全書所収、一九三三
- 五、湛元自澄『日域洞上諸祖傳 二卷』一六九三。全書所収、一九三三
- 六、円元師蠻『本朝高僧傳 卷之二十』一七〇三。全書所収、一九三三
- 七、井沢長秀『肥後地誌略』一七〇九
- 八、嶺南秀恕『日本洞上聯燈錄 卷第一』一七二七。全書所収、一九三三
- 九、成瀬久敬『新編肥後國誌草稿』一七一八
- 一〇、森本一瑞『肥後國志略』一七七一
- 一一、「國史」
一、『國史』
- 一二、高本紫溟『銀臺遺事』。肥後文獻叢書(以下叢書といふ)第一卷所収、一九〇九
- 一三、寺本直廉『古今肥後見聞雜記』一七八四
- 一四、塙忠宝『続群書類從 第九輯上』一八二三
- 一五、八木田政名『新撰事蹟通考 卷之六、編年考徵四』一八四一。

叢書第三卷所収、一九一〇

一六、熊本縣『肥後國古塔調査録』一八八三。日本談義社、一九五三

一七、角田政治『熊本市誌・飽託郡誌』飽託郡教育會、一九〇六

一八、細川道契『寒巖禪師嗣承決』法輪社、一九〇九

一九、鷲尾順敬『寒巖禪師の法系』寒巖禪師嗣承決、一九〇九

二〇、宇土郡役所『宇土郡誌』一九二一。名著出版、一九七三

二一、下田曲水『稿本・肥後文教史』共力舎、一九二三

二二、『寒巖禪師』熊本縣教育會飽託郡支會、一九二六

二三、下田曲水『肥後名僧傳』熊本縣教育會、一九二七

二四、埴田均『寒巖禪師』歴史研究第四卷第一号、一九二八

二五、平野流香『熊本市史』熊本市役所、一九三一

二六、下田曲水ほか『肥後川尻町史』川尻町役場、一九三五

二七、大久保道舟『寒巖義尹禪師の嗣承問題』駒沢大学佛教学会年報六一一、一九三五

二八、卯野木卯一良『肥後史話』一九三八

二九、杉本尚雄「曹洞教団の発展—肥後の寒巖派について」西日本史學第一〇号、一九五二

三〇、内野正夫『寒巖禪師傳』寒巖禪師尚徳会、一九五三

三一、渋谷敏実『寒巖禪師の錢塘村干拓に対する異説』一九五四

三二、志方正和『肥後の名僧』熊本の歴史二、熊本日日新聞社、一九五九

三三、井上正ほか『宇土市史』宇土市役所、一九六〇

三四、『熊本縣史料 中世編第一』熊本県、一九六一

三五、『熊本縣史料 中世篇第二』熊本県、一九六二

三六、竹内道雄『道元』吉川弘文館、一九六一

三七、渋谷敏実「寒巖禪師の錢塘村開発に就いて」熊本史学第二五

号、一九六三

三八、堀守雄「肥後の名僧」熊本縣史總説編、一九六五

三九、小山正『大慈寺記』大慈寺記刊行会、一九六八

四〇、菩提哲哉『三日山如來寺略縁起』三日山如來寺再建期成会、一九六八

四一、井上正「如來寺」石人第一〇卷七月号、熊本史談会、一九六九

四二、小山正『新編肥後風土記』第一卷、熊本市・飽託郡、一九七〇

四三、平野三代喜「如來寺の仏像」宇土市の文化財第一集、宇土市教育委員会、一九七二

四四、花岡興輝ほか『飽田町誌』飽田町役場、一九七二

四五、小山正『新編肥後風土記』第四卷、上・下益城郡・宇土郡、一九七二

四六、井上正「寒巖禪師の出自」うとしま第四号、宇土文化の会、一九七三

四七、井上正「如來寺遺蹟」宇土市の文化財第二集、宇土市教育委員会、一九七三

四八、松居徹「安徳天皇伝説と寒巖義尹禪師」うとしま第五号、宇土文化の会、一九七三

四九、荒木精之編『大慈禪寺』熊本の文化遺跡、熊本日日新聞社、一九七四

五〇、富樫卯三郎「古代から近代までの遺跡について」創立百周年記念誌、宇土市立花園小学校、一九七五

五一、一宗雄「十番札所 三日山如來寺」宇土巡礼三十三ヶ所、宇土市教育委員会、一九七六

- 五一、松本雅明・花岡興輝・荒木精之『肥後の墨美』熊本日日新聞社、一九七六
- 五三、菩提哲哉「法皇寒厳義尹禪師御陵墓」宇土市の文化財第三集、宇土市教育委員会、一九七七
- 五四、高木恭二「如来寺の釈迦三尊像」宇城地方の文化財、宇城風土記の丘研究会、一九七八
- 五五、松本雅明編「寒厳義尹」熊本の美術工芸、熊本日日新聞社、一九七八
- 五六、菩提哲哉「かんがんさんと釣鐘島」うとの民話、宇土市教育委員会、一九七九
- 五七、菩提哲哉「三日山如来禅寺 参拝のしおり」如来寺、一九七九
- 五八、松本雅明「肥後の彫刻（下）」美友第一号、熊本県立美術館、一九七九
- 五九、梶谷亮治「肥後の仏教美術」新熊本の歴史三、熊本日日新聞社、一九七九
- 六〇、熊本県教育委員会『熊本県の文化財—彫刻・書跡』一九七九
- 六一、井上典太「曹洞宗法皇派 法皇寒厳義尹禪師略伝」一九七九
稿
- 六二、「大慈寺古記」般桓隋筆四
- 六三、「大慈寺記録」秉燭雑錄一六一卷
- *ここに挙げたもの以外にも、数多くの脱漏があると思われるが、今後に期したい。なお、この他にも禅宗・仏教関係人名辞典・仏教史・市町村史・通史など、数多くの文献にもふれられているが、部分的にとどまるものは際限がなく、除外した。了承されたい。

宇土如来寺釈迦三尊及び

光背・台座解体修理概要

一、木彫薬師如来座像本体及び光背・台座解体修理工程

一、仏体寄木の部分より解体し、継目を麥漆で接着。鎌で止め、その後、継目を漆布で貼り強化する。

二、右手中指・薬指・小指が折れ、脱落しているので麥漆で接着。古色仕上げ。

三、右腕肢継目より脱落しているので、麥漆で接合。鎌で止め、鎌漆で表面を古色修理。

四、頭部白毫紛失のため、水晶をはめこむ。

五、左手指三本、第一関節より欠損しているので補作。古色仕上げ。

六

、台座全部解体し、麥漆で接合。鎌で止め、内側より強化。

七、強化。古色仕上げ。

八、光背は継目より全部解体。左上部欠損箇所を補作し、全部の継目を麥漆で接合。裏側の継目を鎌で止め、漆布を貼り、前面を古色仕上げにする。

九、最後に、全体の総仕上げとして、細部の修理と古色仕上げ。

一、木彫阿弥陀如来座像本体及び光背・台座解体修理工程

一、仏体を解体し、継目を麥漆で接合。鎌で止め、漆布を貼り強化する。

二、白毫が紛失しているので水晶をはめこむ。

三、本体の底辺部の腐れを除去し、補修。古色仕上げ。

四、光背は解体し、麥漆で接合。鎌で止め、継目を、裏側から漆布を貼り強化。

五、台座は全て解体し、継目は麥漆で接合。鎌で止め、内側より漆布を貼り強化。

六、最後に、全体の古色仕上げ。

一、木彫釈迦如来座像本体及び光背・台座解体修理工程

一、仏体を解体し、仏身を取り付け、その後麥漆で接合。鎌で止め、継目を鎌漆で修理し古色仕上げ。腰部より底辺にかけて、虫食い腐れが著しく、除去の必要あり。その部分を削り取り補作修理し、底部を漆で固め、漆布を貼り強化する。

二、頭部螺髪欠損の五・六十個くらいを補作。古色仕上げとする。

三、台座は解体し、継目を麥漆で接着。鎌で止め、漆布を貼り、強化をはかる。

四、光背を解体し、麥漆で接合。鎌で止め、漆布を貼り、強化をはかる。

(原田清一郎)

三宮社祭禮御幸記録

吉沢政夫

九月十九日祭禮之式

一九月十三日より前に火を改め潔斎を極め神主諸神人の家内老少男女悉く清浄にして十七日辰巳の刻(註)の間に塙原村十五社の社前にして潮にて身を清め禊をして十五社の祭をつとめ帰宅す。此の時小曾部村庄役より神酒を祝す。

一十七日神殿拝殿其の外潮を灌ぎ神主其の外神人等の家内まで潮を灌ぐべき事。

一十八日の夜丑の刻(註)神体を御輿に遷し奉る事

一十九日朝寅刻行事諸儀を祓う。

以上

御幸の次第

先ず神事奉行左右兩人騎馬

一番猿田彦神面（六体淨衣立烏帽子）

次神（淨衣立烏帽子）

次金幣

次御鋒（三本淨衣立烏帽子）

次庄官十二人（左右簪固侍の子十五歳以下騎馬にて供奉す。長柄左右十二本對）

次神馬三疋（左右警固）
次長刀

次神劍（左右神具左右弓矢淨衣立烏帽子）

次一之宮神輿（伊津野村、小曾部村、御輿與浅黃、淨衣立烏帽子御供任意、左右警固、長柄）

次二之宮神輿（右同前、馬瀬村稻富）

次三之宮神輿（右同前、新開村徳満）

次長刀（一本）鉗（二本左右二行）

次神主（駕牽馬左右社役六人、左右警固大盃左右長柄）

次一ノ祝（騎馬左右長柄六本）

次二ノ祝（右同前）

次三ノ祝（右同前）

次禰宣三人（三行騎馬左右警固）

次諸神人

次一巫女（小荷駄馬、老女は駕）

二巫女（右同）

三巫女（右同）

次神樂役人（三人騎馬笛調拍子太鼓）

次長柄（二行）

次隨兵百二十人

〈執筆者一覧〉

掲載順

次鉢傘(町中より出す左右二行、左右長柄)
次能之山(車に山を飾り城の大門より朝六つ時引出し轟まで引出す
社前にては翁をわたし轟にてわききり共に五番也但社前にて御幸
の時を待つ也山はきるもの八長にかかる能は一年は引立の能を城
より始れば次の年は馬場より始む)

次供奉衆人跡押へ侍二騎(二行)

以上

備考 この記録は一六九〇年元禄三年細川行孝公頃のものである。
註

平山 修一 宇土市教育委員会主事
木下 洋介 宇土市教育委員会臨時

宇土市新開町三五二
宇土市松山町四一八三

高木 恭二 宇土市教育委員会主事
吉沢 政夫 宇土市文化財専門委員

宇土市高柳町三八

富樫卯三郎 肥後考古學會長

宇土市立岡町五八九

浜口 俊夫 三角電報電話局機械課

宇土市戸口町四九

光永 文熙 無職

下益城郡松橋町松橋〔三〕

五九

井上 正 宇土市文化財専門委員長

宇土市船場町六六

一 宗雄 宇土市教育委員会文化係長

熊本市京町二丁目七の四

小山 益生 宇土市役所会計課長

宇土市船場町二四

北條 曜幸 産業医科大学教授

福岡県北九州市八幡西区
光貞台三の一九の五

北條

暉幸

産業医科大学教授

忘れられた宇土の近世瓦

富 横 卯 三 郎

最近、宇土で採集した近世瓦について若干の資料を報告したい。

ここに近世瓦といるのは、古瓦という呼びかたから思いつき、呼んだにすぎない。近世瓦に私が関心をもちはじめたのは、かつて宇土城跡出土の慶長銘のある軒瓦を調べたことからきている。^(二)

その瓦はたつた一枚であるけれど、完形で、倒三角形に近く、瓦当面は幅二十七センチ・中央面の高さ十二・七センチ・厚さ約一・七センチである。中央面に幅五センチの年月日入れの区画があり、その両側に雲文、その上に径四・五センチの円文がある。円文内は金鳥玉兔といわれるが、その図柄からは明らかでない。金鳥玉兔は日月をさし、吉祥文といえる。中央面に「慶長十三年八月吉日」とある。陰曆八月は、礼記月令によると、築城によい月にあたっている。

近年、熊本城の再建工事中に、大天守の穴蔵から慶長四年の銘のある朝鮮式の軒瓦^(三)が出土した。それにも八月吉日とある。年代は変つていても、八月吉日がえらばれたものと思われる。清正は慶長十六年に歿し、また清正配下の宇土城番堀内安房守氏善はその二年前慶長十四年に卒している。^(五)

朝鮮式といわれる通り、朝鮮で仏寺などの建築に用いられ、織豊政権の時代伝えられたらしい。^(六)

宇土の近世瓦の先駆として宇土城跡城山出土の軒瓦は注目される。その後、一昨年地元の研究家から知ることのできた大慈寺関係の

軒瓦や棟瓦がある。^(七)軒瓦は同じく倒三角形ながら、円形瓦当の丸瓦と一つとなつたものである。大・慈・寺の三字が三枚の軒瓦中央面にあり、三枚でセットをなしている。菊紋と桐紋のある二枚の棟瓦は、裏面に「明和二年、酉八月吉日、土山、猿渡庄左衛門」と線彫りされている。それらの瓦は走瀬の旧家の屋根にあつたもので、寺ではないことが注意される。それから訪れた大慈寺で経堂の中に置かれた瓦の中からやや平たい円弧の棟瓦の裏面に「維時安政二乙卯十月吉日、瓦師棟梁猿渡五郎助仕入、工主長三郎」と銘のあるのを見つけた。猿渡という姓から土山の人であろう。熊本城の場合、年代は変つていても八月吉日とあつたが、大慈寺の場合そういうことはみられない。明和から安政へかけ、土山の瓦師として猿渡家の活動がうかがわれる。^(八)

昨年、市の文化財学級のため宇土の円応寺で大永板碑（寛政津波供養追刻発見）の拓本をとつたことからそこにも倒三角形の軒瓦や鬼瓦・棟瓦のあることが分かった。奥庭の縁の下にあつた一部破損した鬼瓦の左側面に「寛延四辛未年六月吉日」とあつた。住職の示された鬼瓦の裏面をみると、「寛延四〇年、六十六日、松橋瓦や清兵衛」とある。また家紋とみられる文様のつく棟瓦の裏面に「安政三、五月下旬、御用瓦師、土山、常七作之」とある。これは二枚揃いの棟瓦であった。寛延四年は宝暦元年にあたり、この頃すでに松橋の

瓦屋が入っていたことを示している。松橋町史の資料となるものである。^(五) 松橋瓦屋は、千体仏を彫った瓦の破片に「七年、八月吉日、施主加藤春口」とその側面にみられる例があるが、屋根瓦のほかに転写などを作った。かつて松橋の円光寺本堂前に敷かれていた幾何学的文様の転写もまた松橋瓦屋の作ではないかと考えられる。

円応寺の例から江戸時代後期に土山や松橋方面から瓦の入っていたことが認められた。

昨年末、宇土一里口の丸一に、将棋の駒形に近い高さ四十三ミリ^(六)・細川九曜紋のある棟瓦のあることを見つけた。その裏面に「安政五年、午八月吉日、土山住、常七作之」とある。これと対の棟瓦が他所にあるとのことであつたけれど、実見していない。この常七は、惜しいことに姓を欠き、土山の何家にあたるか明らかでない。^(七) 円応寺の棟瓦にある常七と同一人であることは、彫った筆跡が一致し、また安政三年と同五年という年代差の短かいことからも察せられる。

本年初め私の住む立岡の真楽寺へ例の倒三角形の瓦がないかと行つたところ、垣根の隅に二種の文様のある軒瓦を見つけた。また住職から屋根替えて下された棟瓦を示された。一枚は三つ組の棟瓦中央部分で巴紋がある。その裏面で「文政五、午□□、□□□□方作之、益城郡土山芦原」と長方形把手の上にある。普通、瓦裏面の把手両側に銘がつくのに、これは変っている。芦原は、後に小山戸島から土山へ移ってきた家柄といわれる。他の一枚は同じ巴紋で、その文様下方右手に「松橋瓦や次吉作」とあり、左すぐわきに〇に太の字の窯印がつく。円応寺では恒七の窯印がみられた。

昨年末、屋根替えて直後の松橋の明覚寺を訪れた際、大棟の棟瓦側面に「方丈、小山大太郎」の銘があつたという。後のため記しておく。

宇土の寺々のうち、珍らしく銘のある軒瓦が西念寺の軒先にあつた。倒三角形の軒瓦の瓦当面に細川九曜紋をはさんで、「土山、安政三、辰八月瓦工」とある。この軒瓦に同じ九曜紋のある円形瓦当の丸瓦がつき、一枚としたもの。その隣り倒三角形軒瓦の瓦当面に巾着の口をしほつたような文様のものがある。ただ、銘で、土山、瓦工と表面に出した点が気になる。円応寺の巴紋の棟瓦の表面にも松橋瓦や次吉作とあつたのが思い合される。熊本の場合、そういうことは許されなかつたであろう。それにしても、大棟に鰐が逆立ちし、屋根下方に沖縄のシーサのように獅子ののる西念寺本堂の姿は圧巻といえる。

倒三角形の軒瓦を、今日、瓦屋がチョウセンノキとよぶことを知つたのは最近のことであつた。その瓦の様式が朝鮮とゆかりのあることを示している。肥後だけで用いられる俗称であろうか。

「牛舌状の垂れ瓦」^(八)、「三角形の瓦当」^(九)、また「宇瓦の垂を三角にした前垂式のもの」^(十)、その他「瓦当面の輪郭が倒三角形のもの」、「平瓦の瓦当が下方に垂れさがつて花頭形曲線になる」など、管見ではこれという一定用語が見あたらなかつた。

わずかな地域であるが、宇土付近の現状では寺社の倒三角形の軒瓦は減びつつあるといつてよい。屋根替えるのことにそれは消えゆく傾向にある。無文のチョウセンノキののる宇土の善行寺、文様を入れたチョウセンノキで葺いた松橋の明覚寺などは数少ない例であろう。

昨夏、沖縄で見た守礼の門の軒瓦は倒三角形であつた。中国では明代にすでにある。^(十一) 沖縄の場合、或は中国とのかわりが憶測される。

古瓦の背景には強い権力の存在がしのばれるが、倒三角形の近世

チヨウセンノキ有無一覽〔昭和五十五年二月現在。○印はあるもの。〕

註 宇土関係は「宇土市史」宗教篇による。 (一四)

瓦なども桃山・江戸時代の武家社会を抜きにしては考えられない。⁽¹¹⁾
それは社会の近代化とともに失われてゆく。屋根替えたびに散逸してしまうおそれがあり、惜しまれる。

昨年十一月から本年へかけ、巡査した宇土などの寺社についてチヨウセンノキに当る瓦の有無を、とりあえず表として掲げる。

終りに調査へ御便宜・御教示下さった方へ厚く御礼申し上げたい。

註

- 一、富樫卯三郎「宇土城跡出土の軒平瓦」日本談義No.277、一九六六
- 富樫卯三郎「宇土城（城山）出土の軒平瓦」宇土市の文化財第三集、一九七七
- 二、礼記上月令第六「是月也（仲秋之月）可以築城郭建都邑穿寶審修囷倉」
- 三、藤岡通夫「熊本城—熊本城の歴史」中央公論美術出版、一九七六
- 四、森田誠一編「肥後國」総合地方史大年表、一九六七
- 五、井上正「堀内氏善墓」宇土市の文化財第二集、一九七三
- 六、「日本歴史大辞典三」河出書房、一九七四
- 七、松本敏雄「大慈寺の鬼瓦が走瀬に」うとしま一九号、一九七八
- 八、富樫卯三郎「大慈寺の瓦」石人No.233、一九七九
- 九、林田憲義「松橋町史—近世松橋の商工業」一九七九
- 一〇、不知火町史編さん委員会『不知火町史—第四章部落誌第一〇節長崎区』
一九七二
- 一一、円光寺坊守さんの御厚意による。
- 一二、坂上一雄「土山の歴史」一九五九
- 一三、註一二に同じ。
- 一四、内山静雄氏、明覚寺坊守さんの御教示による。
- 一五、『大百科事典六』平凡社、一九三五
- 一六、『日本百科大辞典三』昭和出版研究所、一九六四
- 一七、前掲書、註六
- 一八、後藤守一「日本歴史考古学—第六章美術工芸」四海書房、一九四三
- 一九、村田治郎「新訂建築学大系四—II—八 明時代」新国社、一九六六
- 二〇、註一九に同じ。

- 一一、住田正一・内藤政恒「古瓦」学生社、一九六八
- 小田富士雄・武末純一編集「豊前の古瓦展」目録、一九七九、北九州市立歴史博物館
- 一二、一宗雄氏、昨夏撮影の韓国釜山市金井山城などにある。
- 一三、細川立暢氏の御教示による。
- 一四、宇土市『宇土市史』一九六〇

資料三

宇土市円応寺寛政津波供養碑

調査日 昭和五十四年一月二十二～二十三日 宇土市円応寺

名 称 弥陀三尊来迎図像

板碑様の高さ一・六四m、幅約一・三〇m、厚さ約三〇cm
(但し上部九二cm、最下底一・〇二m) の自然石利用。

中央弥陀如来が右觀音、左勢至の二菩薩を從え、雲にのり、
亡者の臨終を迎える三尊早来迎図半肉彫。

此石像之三尊者不識創彫

銘 文

何人安予境裏有年正今勤
修於四十八之日夜別時幸為供養且越
運心之諸靈亦為祈温泉岳之變災漂溺
之靈魂若干拔苦溫故以千茲仰願矣寛
政五丑十一月十四日

九世

現住遠誉

原銘文

時大永七年丁亥三月八日

碑の下方に四段、約二十八行にわたり法名がならぶ。
大永の板碑に津波供養のことを追刻している。

寛政の津波

浜口俊夫

はじめに

天下に有名な島原の乱が終つて百五十四年ののちの寛政四（一七九二）年有史以来最大の火山爆発と云われる雲仙岳の爆発と地震により現在の島原市の背後にそびえる眉山（前嶽・眉嶽・前山とも呼ばれていた）の一部が大崩落をおこし町々を埋め、また有明海にだれこんだため大波を生じ、大津波が対岸の宇土郡・玉名郡・飽田郡（飽託郡）に押し寄せ、空前の大惨事をもたらしたのが寛政の津波で、のち“島原大変・肥後難題”的諺がある。

当時の記録は、肥前国高来郡島原大変・高波記・島原地変記・両肥大変録など数多く残されている。以下両肥大変録巻上を掲載する。

両肥大変録 卷上

夫天ニ三災有各事変ノ注定アリ損益ハ人事ノ興廢剩復ハ事変ノ憂煩トテ則其時至マデハ堯舜文武ノ御世トテモ其災ヒヲ免ル事アタワストカヤサレハコトシ寛政四壬子ノ春四月朔日肥前ノ國島原ノ領雲仙嶽大ニ崩レ前ナル海汐大ニ湧出テ波高ク溢レ其國ノ人ハ勿論隣國ノ浦々マテ數多ノ人ノ損スル事本朝累世ノ旧記ニモ稀ナルヘシ

ソモソモ今正月十八日彼ノ山鳴動シハシメ普賢嶽ノ真中則普賢堂ノ前石壁ノ下ヲ吹破リ泥煙ヲ吹出ス事夥シ日ヲ經ルニ隨テ所々ニ

火燃出テ一月五日ニハ冗庭トイフ谷ノ頭ヲ吹破リ是モ火凄シク燃出テ次第ニ熾ナリ昼夜十間廿間程焼シサリ麓ノ千本木村マデモ燃広カリケリ千本木村六坡下四里一里餘其後閏二月六日酉ノ刻ニハ普賢嶽妙見嶽ノ間ノ北谷ト云フ谷ノ中程ヨリ大穴三処ヲ吹破リ火勢ハナハダ烈シク上ハ煙山上ヲ立登リ下ハ谷ヲサシテ燃ヘ下ル土砂大ニ吹上ケ石高ク飛テ山中ノ猪鹿兔猿ノ類方々ニサマヨヒ出ツ又国見嶽ノ麓ヨリモ火燃ヘ出ヌ是ヨリ下千本木村ノ川々ハ水留リテ一滴モナシ惣シテ地底沸返ル如クノ音シハシモ止ス御城下続ニ二十余丁モヘダタリ城中ノ石垣所々ヲ震出シ又城ヨリ三四町南海岸ヨリ山ニ至テ幅十間余縱壹里半余モ大地割テ深キ事計カタシ只煙ノミ立登リ然シテ三月朔日七ツ比ヨリ地震強クナリ昼夜止時ナシ此日所々ノ火穴一ツニ成リ猛火一時ニ立登リ鳴動増々淒シク火勢イヨ／＼熾ナリ其音隣国ニ響キ雷ノ如ク海山ヨコタヘテ夥シ是ヲ聞物肝ヲ消シテ恐レケリ是ニヨツテ城下ノ人々近在ノ者モ大ニ驚恐レ老若男女散リ散リニ逃去リケリ或ハ田比良（多比良）ニ城下ヨリ三里走ル人モアリ又他國船ヲ押テ逃ル人モアリ惣テ三月中旬ニナリケレハ地震一日ノ中ニ百度ニ二百度ニモ及ヒ至テ強キ時ハ人馬モ倒レ大地モ碎入カト怪シマレ勿論嶋原ハ格別強ケレハ小丸高焼灯ニテ田畠広場ニ走リ出イタ抔竹ナトヲシキナラヘ或ハ藪ヲ切り透シテ所々ニ集ル人々ハ風波ニ漂フ船ノ心地セラレテ恐レ居ル是ニヨツテ城主ノ御除場

ヲ守山ニ定置其辺ノ家々百軒余リニ宿札ヲ打差前獄ニ火懸ラハ防
ヘキ方便アラシトテ城中鐘ヲツクヘキ是ヲ相図ニ町在一同一引除
ヘキトノヨシ又御召船八十挺立ヲ初其外數多ノ大船御除ノ用意ノ
覺悟ナリ又用船式百余艘家中町在ノ逃支度トテ夫々印ヲ立テ待居
タリ

扱又諸方ヨリノ御使者ハ袂ヲツラネテ繁ク同國ノ佐賀ノ城主松平
鍋島公ハ領内ノ神代ニ仮屋ヲシツラヒ米穀ヲ運ンテ逃来ル人々ヲ
留又用船ヲ出シ置キ其用意嚴重ナリ扱イヨイヨ焼広リケレバ六ツ
木村千本木村杉谷村三会村等ハナハダ危ク見ヘケリヨツテ城主ノ
御二男御女中等三月十八日ニ山田村_{城下ヨリ六里}大庄屋山田五郎左エ門宅
ヘ御退去アリ又此処モ危ク見ヘケレハ相津ニ_{城下ヨリ八里}移タマフカク島
原ハ驚恐ルルトイヘトモ渡海七里ノ向ヘ高波アラン事ハ夢ニモシ
ラス用心スヘキ事更ニナシ猶當春ノ作毛モ風調ヒ雨モ順ニシテ麦
作等畠コトニ充满セリ此故童等ノ諺ニモ地震ハ豊年ノ相變百万石
ヲ震出スト申アヘリ然共心有人々ハ眉ヲヒソメテ恐レケル扱三月
下旬ニモナリ又レハ地震止サレ共故郷忘カタキナラヒ島原ヨリ方
々へ逃去ル人々モイソトナク自然ト大胆ニ思ヒナシ大半本ノコト
ク皆々立モ帰リケリ農家々ハ勿論時分柄ナレハ皆モ帰リテ専出
精致ケル所ニ四月朔日此日イヨ々日和ヨク雲シヅマリ空モ晴ワ
タリ四方一統ニ麦モハヤ熟シテ其日モ暮レテ酉ノ下刻過テ肥前ト
肥後ノ間ニ海中大ニ鳴沸上リ波高ク武丈余轟立其鳴音甚凄シ又前
嶽ハ頂上ヨリ拔飛テ東ノ方ニ崩落城下ノ家々磯辺ノ村々打崩シ沖
ノ方半道壹里ノ外マテツキ出ス其山ノ鳴動海汐ノ湧上ル音數万ノ
聲震ノ一同ニ崩落ニ異ナラス十里余ノ外マテ是ヲ聞人肝ヲ消シ心
ヲ失ヒケリサテ城下ハ船津町三間屋志柿魚ノ棚風呂屋町新町萬町
水頭裏町白地桜町等残ラス打崩シ寺院等ハ安養寺淨源寺江東寺西

方寺護国寺桜井寺等十余ヶ寺ノ寺院神社六ヶ所大石ニ打倒サレ土
中ニ埋レケリ北ハ西郷ヨリ南ハ有馬マテ十余里ノ間コトゴトク打
崩シ海中ニ打出シケリモツトモ御城内ニハツツガナシ大手御門ニ
引添シ三重町ハ三筋ノ道漸壱筋家ハ七八十モ残ル此時御米蔵打崩
シ死人怪我人幾万人ト數ヲシラス山ハイヨヘ震動シテ前獄ノ跡
ヨリ燃シ火ハ黃青ヲマシヘ石ヲ飛シ泥ヲ隨シ天地モ落覆フカト誠
ニ恐キ事イワン方ナシ前獄ノ東面ノ數百尋ノ海庭ヲ埋上ケ壱里二
里ノ外ニ大山小嶋八十余モ新ニ出来タリ山汐沸出テ海汐同時ニ卷
上ケテ深江小川堂崎布津隈田須口等ノ磯辺マテ破滅セリ又城下前
ハマリ鴻ハ築紫ニ名ヲ得タル漆ナレハ大船小船數多懸リシニ皆海
庭ニ打込旅人船乗牛馬諸道具等埋上ケテ忽岡トソナシヌ扱此處ニ
ハマリ死ル町在ノ人ハ壹万余千トソ誠ニ再其戸ヲモ見ス此哀サ云
フモ愚カナリ此時ニ海中ヨリ火ヲ吹出事鯨ノ潮ヲ吐ク如シ衆人鳴
呼ト見ル中ニ泰山ヲ疊ミ重シ如クノ大波四方ニ躍跳肥前肥後ノ浦
タノ破辺ヨリ半途余モ溢レ上テ水勢ノ疾事矢ヲ射ニ似タリ逆巻揚
ル高波山ヲ崩シ岩ヲ穿村々ノ家藏ヲ押流ス事暴風ニ葬ヲ拂フカ如
シ又海汐ノ色ハ墨ヲ灌キ火焰赫々トシテ波間ニ充滿シ石ハ輝チリ
テ波ノ上ヲ巡転ス火ハ宛モ車転ノ如クナリ扱肥後國ノ浦々北ハ大
嶋ヲ初長須_(長洲)ヲ打崩シ新塘ヲ打切り田畠塩浜等汐下ト成
リ損滅夥シ平原清原寺名石沖須鍋村等大ニ打崩シ此辺死人流ルナ
カンツク多シ横島部田見立花小天等ハ塘筋所々切レテ田畠多ク損
スモツトモ人家ニハ失ナシ白浜舟津河内近津等ハ海辺後ニ山ヲ受
タレハ打懸ル波巖石ニ当リ合ヒ勢ヒ甚強シテ死人怪我人幾千人ト
數ヲシラス又梅堂千金甲鴻小嶋ハ大塘所々損サシニ丁八丁等ニ
向フ汐大ニ烈シ高橋町半田等ニモ波先五尺斗リ上ルトナリニ丁口
ヨリセメ入ル波ハ馬瀬磯江新開等ヲ押流シ筐原笠岩ノ辺後ノ山

ニ激遡シテ打流ス長浜塩屋網田戸口三浦マテノ村々打崩シ人多ク死ス天草ハ富岡ヨリ大矢野領大ニ損滅有又湯島ノ村々流失セリ破滅スル肥後ノ磯辺ノ廻リオヨソ三十余里イツクヨリモ嶋原渡海七里ナリ小村地名コトコトク載ニ邊アラスソノ大概ヲ記ス惣シテ溺死ノ人数三万余共云又六七万人共云フ此外沖ニ引出ス人旅人船乗等ノ死ル事幾程トイフ事ヲシラス扱波ニ漂ヒ親子兄弟チリバニ打流サレ或ハ抱タル子ヲ打放サレテ泣叫フ声々ハ山河ニコタマシ堂塔寺院村里人家土蔵人馬マテ一時ノ中底ノカスト成リ広々タル海原ニウカレ漂ヒ猛火ニ身ヲコカシ或ハ物ニスカリ命ヲ得シ物辺ノ冲ニユラレ泣サケフ声ハ虻や蚊ノムラカリヨリテ一同ニ鳴カラシ是ヲ見聞スル物地ヲ隔トイフ共魂ヲ失ヒ恐レオノノカサルハアラシ扱思ヒ々馳集ル人々ノ姚灯松火ハ白昼ノコトクナレ共助ヘキ方便モナク済ヘキヨスカモナシトヤカクト其夜モホノボノト明ワタリ当リヲ近ク見レハ道路溝川ニ闊上シ大石家居ノ大木横オリフシ溺死スル老若男女牛馬ノ戸骸街モワカタス山ヲナシ或ハ頭ヲ割レ骨ヲ碎レ来リシ物モ千々ニサケ髪ヲ乱シ血ヲ吐テ煩フ物目モ当テラレヌ有様ナリ又山ニ逃ヶ登リ又早ク逃登リ又早ク逃去リ適モ命助リシ者モ親ヲシタヒ妻子ヲ尋ネ互ニ其名ヲ呼ワリ右往左往ニ狂ヒ走リソコヤカシコニ重ナリ死タル戸骸ヲ見テ是ヤ父母ノナレル果カソレソ夫カコレソ我子ノアリシ姿カト抱起シ引立ナトルモアリ或ハ死タル母ノナキ骸ニスカリ付キ幼子ノ乳房探テ唯フモアリ或ハ親子兄弟チリバニ逃助リ廻リ逢フ者互ニ手ヲ取り声ヲ上ケカツハ悲シミカツハヨロコヒ悲歎ノ思ヒ骨碎ケ恩愛ノ涙血ヲシホル人々ノ心何カトタトヘンマタ毒汐呑怪我ヲシテ煩フ者一日二日ヲオキテ死ルモ有又言語モ叶ワス手足ヲオラレ惱モ有リ誠ニ人民ノ哀悲シミ村家ノ損減_既ノ有様コトコトク筆ニ任セス見

人是ヲ思ヒ窺ヘシ嗚呼此日イカ成日ソヤ昨日マテ軒ヲ並ヘシ家々境ヲ分シ村々モ只一時ノ中ニ一面ノ泥土ニ変スル事守護ノ神モ力オヨヒ給サルカサレハ家ヲ失ヒシ人々ハ縁有モ縁ナキモ残ル家々ニ寄合大家ハ二十人三十人小家ハ五人七人ノ住ヒヲナシ流レ散タル親子ノ死骸ココカシコヨリ拾ヒ集運ヒ寄せ又遠方ノ所縁ノ者走リ來リ死人怪我人右往左往ニ運ヒ歩ク其有様焦熱ノ大地獄モカクヤト肝ヲ冷シケリ扱上ヨリハ所々ニ仮屋ヲ立テ医師ニ命セラレ人參ヲ下シ恵ミタマヘハ又諸方ヨリ數多ノ医師集リ思ヒ々馳廻リ施薬ヲナシ氣付ヲ与ヘケル事多日ノ間也大方若ク盛ナルハ死シ老人幼稚盲目ノ類ノミ残ル事多シサレハオモヒ々ノ方ニ運ヒ寄タル親子ノナキ骸砂ニマメリ泥ニハマリタルヲ水ニテヨク々洗流シ扱覆ントスレハオフヘキ衣モナク隠サントスレハ隠ヘキ棺モナシ筵ニ巻キ古キ櫃等ニ取納メアルヘキ事ナラネハ泣ク々野辺ニカキ出シ十人モ二十人モ一ツ穴ニ葬モ有又一家親類一所ニ堀リ埋シモ有又遠所縁ノ方へ運ヒヤリテ葬モ有誠ニ野辺ノ煙ノタヘル間ナク鐘ノ音ノ聞サル隙ナシ又多日ヲヘルマテ親ノ戸骸子ノ骸ヲ見出シ得スシテ終ニ其着等ヲ葬モアリ一向ニ所縁ナキ戸骸ハ日ヲヘテ後ニ其所々ニ一所ニ集大穴ヲ堀リテ五十人百人モ取納跡ネンコロニ弔ヒケリ又其後ハ生キ残タル者共ハ手足ヲモカレシコトク親族朋友共ニ流失セシカバ頼ミ寄ヘキ陰サヘモナク方々ト狼狽シカトモ上ヨリ役人ニ命セラレ離散スヘキ事ヲ停止アリ國ノ家老己下ノ役人等替々巡見有テ難有御示共アレハ今ハ乱散タル竹木等ヲ取集メ田ノ中畠等ニ遮棚等ヲシ又筵等ヲ打敷テ雨露ヲフセクバカリノ住ヒヲナシケリ或人語リケルニハ雨ノイタク降夜数多ノ鶲ノ声ハルカニ聞ヘケルヲ怪シト思ヒ能々聞ケハ親ニ放レ子ヲシトフ人々ノ泣シ声ナリトナン誠ニ此哀イハン方ナシ其後山ノ鳴動末

止ス地震モ折々スレバ磯辺近キ村々ハ日夜騒動シ度々逃去リ身

ノイ隙モアラサレハ皆飢餓ニ苦シミ煩フ所ニ上ヨリ所々ニオキテ

日日数石ノ粥ヲ焚セラレ是ヲ窮人ニ施シタマフ是ヲ以飢餓ヲシノ

ク者幾千トイフ事ヲシラスサレハ上ミ仁恵ナレハ下其徳ニ和シ近

郷ノ豪富ノ人々我モ我モト施行ヲナシケレハ諸人ノ助ル者挙テ算

ヘラレス亦賢君上ニイマセハ賢佐下ニ顯ル聖主徳ヲ施シ給ヘハ忠

臣國ニ満ツト御仁政厚クシテ種々有カタキ御觸共アリテ人民ヲ惠

ミタマヘハ堯風舜雨ニ沐浴シテ万民ノ業ヲタノシムノ心トナリ早

束ニ所ヲ改境ヲ別チ与ヘタマヘハ未半季ヲモ過サルニ十万ノ人家

モ半ハ仮屋ノ軒ヲ並ヘ今ハ家業ニ取附中々隙有共見ヘサリケリ

是ヤ上ノ膏澤下萬民ニ及ヒ難有事タトヘン方ナシ扱嶋原ハ城主ヨ

リモ溺死スル人々ヲ弔ヒタマヒ夫々ノ石碑ヲ立テ姓名ヲ納メサセ

タマフ肥後ノ国ハ熊府ニオキテ法会ヲ執行セラレ又三部三ヶ所ニ

死者ノ名ヲ納メ無縁引導ノタメ塔ヲ高ク建テ死者ノ後世ヲ助シメ

タマフ其塔ノ銘ニ曰 前面ニ六字

今年寛政四正月ヨリ肥前国温泉ノ嶽ヨリ煙立登火日二月ニ熾

ニシテ同シキ四月一日ノ夜山崩レテ海ニ入潮溢テ我国飽田宇土

玉名三郡ノ浦々ニ及ヒ良民溺死スル者玉名ニ二千二百餘人飽田

宇土ヲ合テ四千数百余人適活残リタルモ父母ヲ失ヒ或ハ子孫ニ

オクレテ泣サマヨフ哀トイフモ更ナリカカル事ハ古史ニモ稀ナ

ル事ナン夫民ハ国ノ本ナリ逆同七月官ヨリ僧ニ命シテ追福ノ事

ヲ修セシメ同キ九月一郡ニ一基ノ塔ヲ建ラレ死者ノ名ヲ錄シテ

ココニ納メ幽魂ヲ鎮シム死者知ル事アラハ千年ノ後マテモ死シ

テ朽スト思フナルヘシサレハ今膏澤ノ難有事ヲ感シテ万民ヨロ

コヒヲナシメ

一、宇土郡の慘状

津波の大きさを知る唯一の資料である津波境の碑が三角町大田尾の標高「十尺ぐらいの畠の中に建つてある。碑面には「津波境 寛政四年四月朔日戌之刻 歳二十七 金助立之」とある。眉山の崩落が酉の下刻（一八時から一九時まで）であるから、発生から三十分ないし一時間後に波高二十尺にも及ぶ津波の襲来をみたことになる。

その波は海岸線の各村々をはじめ緑川河口はもとより新開、走鴻、三拾町までも及び宇土町も例外ではないものと思われる。宇土町では家の鴨居の所まで汐水が来た話や、網田町新地の弁天堂は津波で流れついた弁天様を祀つたものとか、網田神社所蔵の神樂太鼓は津波で漂着したものを神社に納めたものとか、赤瀬町では海岸から二十尺位高い所にあつたタブの木に流死人がかかつていていたといふ伝え話や、戸口町では下水を流すために道を掘つていたら人骨が出たので、坊さんを呼んで供養したと云う古老の話、又ある所では近年小屋の解体修理中基礎工事の現場から津波の流死体と思われる人骨が出土のであわてて坊さんを呼んで供養した等探せばまだ色々と伝説があると思う。

各村々の損害は次表の通りである。

（熊本県潮害誌より）

三角浦村	四十軒流失	大田尾村	十九軒流失
赤瀬村	七十四人溺死	六十八人溺死	
戸口浦村	八軒流失	下網田村	四十四軒流失
五百三十五人溺死	三人溺死	百十一人溺死	網田村 八軒流失 十六人溺死

長浜村	百五軒流失 三百九十人溺死	笠原村	四十軒破損 二人溺死
新開村	十五軒流失 十四人溺死	網津村	二軒流失 七人溺死

二、牧野山西宗寺古文書にみる津浪記

寛政四年四月朔日津浪略記

宇土郡 鮑田郡 玉名郡 死者四千余人／官より順正寺西光寺延寿寺ニ命して／三郡ニ各四月廿七日佛事執行之事

附 宇土郡 順正寺 鮑田郡 西光寺／玉名郡 延寿寺

鮑田郡小島町光心寺ニ而西光寺出勤

玉名郡 二而延寿寺出勤

一佛事執行之節御郡代衆并両御惣庄屋燒香其外御家人中警固

一郡中法中諷経

一順正寺一手 役寺西念寺 蓮光寺 専行寺

一官より御紋付幕二張蘭亭并御紋付音義燐四張慶雲

一津浪有縁之者ハ被免參拝

一朝六時より八時迄

三部妙典詠誦并専行寺法談

一西宗寺より葬者有縁無縁 千式十五人

付 浦村海辺より尾田良村海辺まで

八日九日 両日葬者之

一當四月朔日津波而溺死之者共石碑 鮑田郡 宇土郡 玉名三
郡の内海辺又者望拵之地ニ被建下苦候条 稲作并往来等ノ妨ニ
不相成様ニ可有御達候 もつとも石碑之儀者後年迄 最寄之村

々より心を付寄々香花等供候様村役人共へも可有御達候

一石碑竿石高サ四尺五寸幅一尺五寸四方にして二重台もつとも台
之高サハ竿石之程ニ 応シ恰好能様ニ諸事各々御差図ヲ以速ニ
致出来候様 且又出来一巻の儀ハ其手永々御惣庄屋江引受被
仰付候間 石碑之銘三ヶ所分共相認メ差越申候 もつとも出来
造用之儀ハ成就之上被渡下苦候条跡達而積書相達候様

一石碑之下ニ一郡限之死者男女之名ヲ小帳ニ錄シ小瓶ニ納メ埋候
様 且帳面錄シ方之儀者先達而法会執行被仰付候寺々住持ニ被
仰付候 もつとも石碑取建候節誦經ニテモイタシ候儀者住持心
持次オニ候依之白銀三枚宛右寺々江被下置候右之通夫々可有御
達候 以上

十月十九日

寺社方

御奉行中

右之通候條左様可有御心得候以上

十月晦日

杉谷伊兵衛

西宗寺

郡浦彦左衛門殿

内田良平 殿

尚々石碑銘等者此間差越置候通已上

右被仰渡候石碑取建成就寛政五年三月廿八日先住了泰弟子義秀

小経詠誦終テ於西宗寺三部妙典詠誦其後已來毎月朔日永代詠経
經營之者也

男女死者 四千六百五十三人溺死／内 宇土郡 千二百六十
六人、飽田郡 千百六十六人、玉名郡 二千二百二十一人
男女負傷 八百十一人／流失住家 二千一百五十二軒／汐入荒

田畠 千百三十町九反五畝九歩／荒地塩浜（塩田）二町八反歩
（四）天草郡津波損

男女死者 三百四十三人／流失住家 三百五十三軒／汐入荒田
畠 六十五町八反一畝／牛馬流死 百九疋

三、地震・津波等による死者数

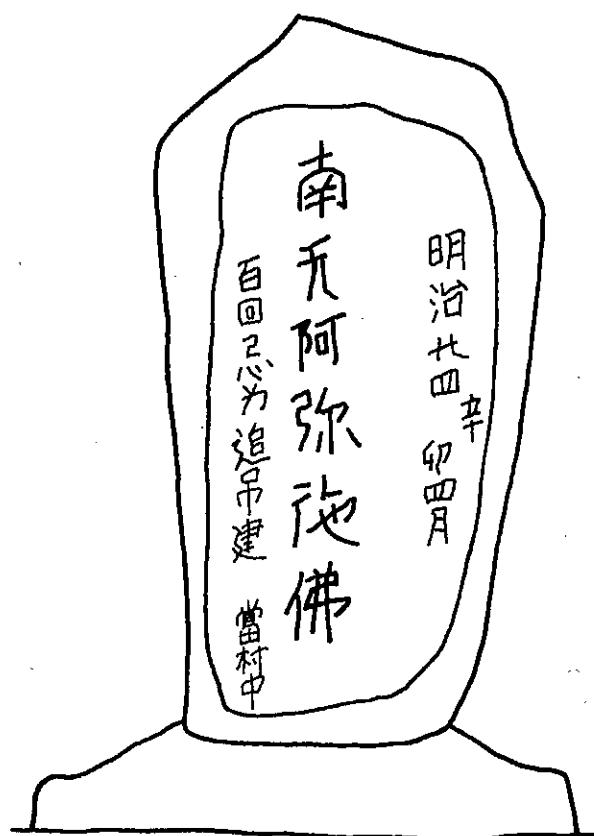
肥後四郡の死者 四千九百九十七人

肥前・肥後の死者 一萬四千五百三十七人

島原地変記・高波記には数字上の差異があるので承知願いたい。

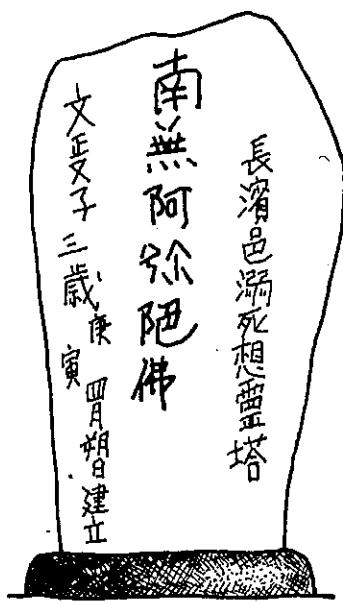
四、宇土郡の津波記念塔

宇土市長浜町西
共同墓地内



- 一、寛政津波供養塔（一郡一基の供養塔）—宇土市戸口町六地蔵境
内
- 二、津波境の碑—宇土郡三角町大田尾 中西義雄氏方上
- 三、溺死仮葬塔—宇土市下網田町二二三〇 佐美三時太郎氏所有地
- 四、供養塔（無縁佛供養）—宇土市赤瀬町村下三七七 山本清喜氏
所有地内
- 五、津波溺死追弔供養塔—宇土市長浜町西 共同墓地内
- 六、溺死想靈塔—宇土市長浜町東 中村サキ氏管理
- 七、溺死法界供養塔—宇土市新開町地蔵ワク 排水ポンプ場付近
- 八、円応寺漂溺靈魂供養塔—宇土市本町 円応寺内

溺死想靈塔の図



宇土市長浜町東

中村サキ氏管理

溺死法界供養塔の図



宇土市新開町地蔵ワク
排水ポンプ場付近

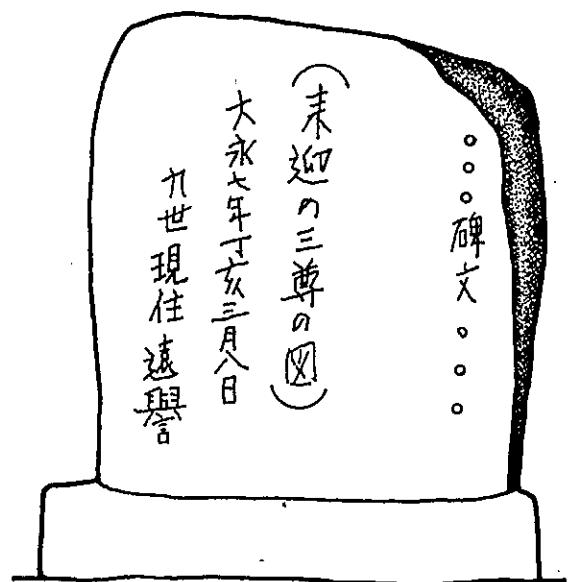
寛政四王子七月之立

円應寺漂溺靈魂供養塔の図

宇土市本町 円應寺内

碑文 此石像之三尊者不識創彫
何人安予境哀有年正今勤
修於四十八之日夜別時幸為供養且越
運心之諸靈亦為祈溫泉岳之變災
漂溺之靈魂若キ抜苦溫故以千茲
仰願矣寛年五丑十一月十四日

(富樺卯三郎氏解説)



寛政津波供養塔の図

宇土市戸口町
六地蔵境内



津波境の碑の図



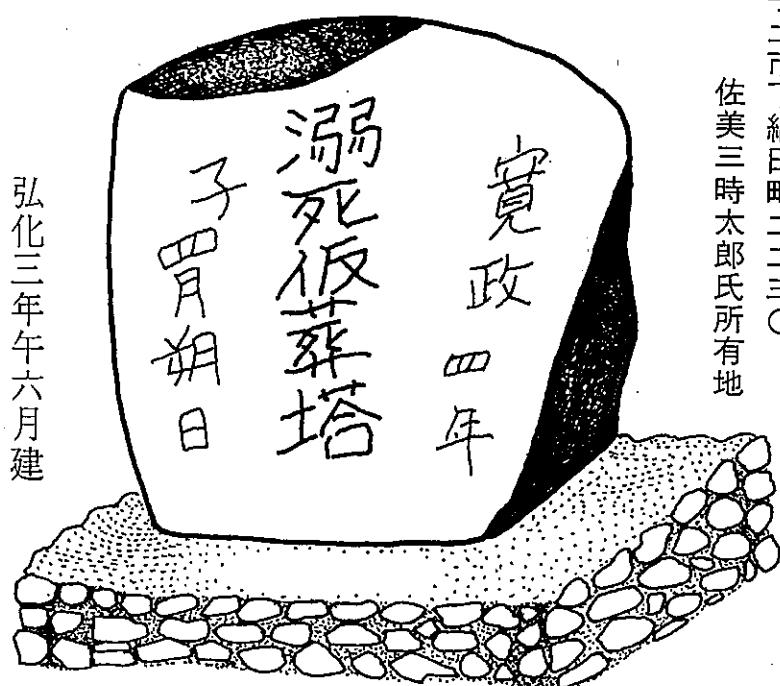
宇土郡三角町大田尾

中西義雄氏方上

溺死仮葬塔の図

宇土市下網田町二二三〇

佐美三時太郎氏所有地



供養塔（無縁佛供養）の図



宇土市赤瀬町村下三七七

山本清喜氏所有地内

おわりに

網田町中園家古文書によれば戸口町の寛政津波供養塔前で毎年四月一日に子供相撲大会が開かれていたとある。供養塔は六地蔵境内にあるが六地蔵の石竿がくびれているのは石竿を石でたたいて粉にし、それを身に付ければ相撲大会で勝つと云われたためだと。あとでは勝負事、すなはちばくちのぞむ時に若者から愛用され、はては墓石の傘石のとんがりまで欠ぐまでになった。（古老人の話）

昭和五十一年十月には西宗寺仏教婦人会＝岡崎スマ会長三百人の肝入で寛政津波犠牲者の慰靈祭が行なわれた。写真は熊日掲載のものである。又由緒案内板を設置し道行く人々の関心を求めた。以下案内板に掲載の文章である。

・寛政の津波供養塔・

寛政四年（一七九二）四月一日雲仙岳の地震と爆発により眉山の一部が有明海に崩れ落ち大波を生じ、高さ二十尺をこす大津波となつて対岸の宇土郡・玉名郡・飽託郡に押し寄せ肥後領で死者四千九百九十七人、肥前・肥後あわせて死者一万五百余人にのぼる空前の大惨事をもたらし『島原大変肥後難題』の諺を生んだ。



宇土郡においては戸口浦村五百三十五人、長浜村三百九十人など、男六百五十一人・女六百十五人あわせて千二百六十六人の死者が出ている。その犠牲者の靈魂を弔うため一郡に一基の供養塔が建てられ、一郡一基の塔

寛政の津波 初の慰靈祭

宇土市下網田町

本紙の記事がきっかけ

とも云われている。この供養塔は先祖殉難のあかしであり、二百年

をへた現代に生る私達は祖先を敬い、美しい心を育てるてだてとな

るよう念じながら合掌いたしましょう。

昭和五十二年十一月

西宗寺仏教婦人会

供養塔の慰靈祭に参列した仏教婦人会員の歌三首

そのかみの おぞき津波も里人に

忘られし如やすらぎにゐぬ

埋れ木の幾歳月を忘られし

百千のみたま ことほぎたまふ

五十一年秋の彼岸のすぐる日に

こよなき佛縁に会ひしよろこび

江口トヨ作

昭和五十一年十月一日

寛政津波に関する古記録は豊富に保存されているのでその真相を科学的に見直すこともできるのではないか。地震よりこのかた二百年の歳月は地球の歴史に比すれば瞬時の事であり何時又再びこのような災害が発生するかも知れないのである。地下マグマの活動にも周期があると聞く。

寛政津波についてはいろいろ考えさせられることが多い。この小文が後年の参考となるならば幸である。

参考文献

両肥大変録 高波記 島原地変記 熊本県潮害誌 西宗寺古文書
中國家古文書

〈宇土市史研究会 例会発表題目〉

昭和五三年三月四日 発会

四月八日 役員選出（会長 井上、副会長 浜口、事務局長 一）

五月一三日・六月一〇日 年間計画打ち合わせ

七月八日 松本敏雄「走瀬の歴史」

八月一二日 松本敏雄「走瀬の宮座について」

九月九日 立花貢一「城之浦について」

一〇月一〇日 井上正「下名と字」／井上正「地方史研究の方法(1)」

一一月一四日 井上正「地方史研究の方法(2)」

昭和五四年一月一三日 井上正「轟三歳廢寺跡板碑群略報」／井上正「地方史研究の方法(3)」

二月二〇日 浜口俊夫「寛政津波供養塔」／富樫卯三郎「宇土市田志寺寛政津波供養碑」／立花貢一「松原觀音堂について」／井上正「地方史研究の方法(4)」

三月一〇日 高木恭二「如来寺仏像の胎内銘について」／井上正「轟泉水道の構造」／井上正「地方史研究の方法(5)」

五月一九日 井上正「宇土の屯田兵」／井上正「地方史研究の方法(6)」

六月九日 立花貢一「花園の地名」／富樫卯三郎「宇土市三歳長照寺の寺塔」／富樫卯三郎「円應寺の瓦について」／井上正「字と大字」

／井上正「地方史研究の方法(7)」

八月一一日 井上正「宇土の地名」／井上正「地方史研究の方法(8)」

九月八日 井上正「地方史研究の方法(9)」

一〇月一三日 「宇土市史研究」執筆打ち合わせ

一一月一七日 浜口俊夫「郵便局のあゆみ」／井上正「地方史研究の方法(10)」

昭和五五年一月一二日・一月九日 「宇土市史研究」出版打ち合わせ

松花堂

光永眠鶴八十二年の生涯

(一)

光永文熙

光永清造正親は、文政六年癸未二月十一日宇土郡宇土町に生まれた細川藩士である。はじめ嘉七郎、のち清兵衛と称し、父は光永幸七保房、母は新四丁目の惣吉娘である。この夫妻に二男四女あり、その第四子で長男である。

十一才にして宇土藩に出仕し、当時の記録に「天保四年巳十二月御切米三石壱人御扶持方被下置、御弓組ニ被召出」、十二才の折には「天保五年午正月十一日、其方儀此度壱人扶持御切米三石被下組勤見習申付入念可相勤候」とある。その後の記録を辿れば十八才 捕手自録武藤勘次郎より相伝

廿二才 組横目持掛にて書算役手伝を拜命。
廿四才 この年五月の奉公附には
其方儀数年他役ニ亘り出精相勤殊ニ當所ニ而者御用弁ニ茂相成候ニ付此度三石御加増都合六石高ニ而勤役中下組外ニ御取立被下書算役見習被仰付候 御役米御定之通り被下置候 彌以出精可相勤候

となつており、その二ヶ月後には、新陰流剣術の印可を高月五兵衛より相伝について、褒賞として「堅三ツ引御紋付麻上下 一具」を拜領することとなる。

さらに翌年には、無双流捕手の印可を武藤勘次郎より相伝につき、三ツ蘭御紋付麻御上下(一具)を拜領した。

二十五才を迎えて嘉七郎は、いよいよ弘化四年十月十九日、「其方儀江戸詰被仰付候 来ル二月中旬出立可致候」の命に接した。

明くれば五十八才なる父幸七には、五拾ヶ年勤続の故を以て、勤労を賞せられ、「三蘭御紋付緬^(ママ)給御羽織一ツ」を拜領するの榮誉を頂いている。そして幸七は、やがて「御内證用達被仰付」という事になり、諸般に検約を旨としたために、銀壱両の賞を頂いたりして、

同 三丁目御門番仰付けられる

同 下代定助役仰付けられる

同 弓術技倅宣しきに由り鳥目三百文の褒賞を受ける。

十九才 高月五兵衛より剣術自録相伝

同 習書目録五丁目花月堂より相伝

同 この年御山方手附を仰付けられて年余努力し、鳥目七百文を拜領。

二十才 諸所横目手附を拜命。さらに御作事方下触役を兼任。

後御時計番を勤めていた。

嘉七郎の江戸詰については、「其方儀當御役持懸リニ而當分御銀方役兼勤被仰付候」とある。そして「其方儀於御在所ニ去年來御武具藏御帳合引直被仰付候ニ付而者書役被仰付數月出役以當之且御道具類取調等加勢いたし出精相勤候」という次第で銀五両拜受した。

江戸詰の頃、親類の中嶋某不埒の儀につき永の御暇を頂戴したが、残つた家族の事などの世話一切を任されている。

さて、六年間の江戸詰を終え、安政元年寅三月二十一日「仕舞次第出立可仕候」という命に接した。帰国後、いよいよ精勤を励んだ

嘉七郎は、安政三年辰正月には、書算役見習より進んで「御扶持持懸ニ而中組外ニ被召直、書算役本役被仰付候 御役米御定之通り被下置候 彌以出精可相勤候」となり、さらに文久元年正月十五日「其方儀書算役無異儀被成御免 御米蔵御横目被仰付候依て御役米御定之通被下置候 入念可相勤候」とあり、あらたな責任を与えられたのである。

やがて堀之内御陣屋詰を命ぜられ、御勘定方となる。このときは文書には「其方儀、来春相州堀之内御陣屋詰被仰付候 一月中旬出立可仕候 彼表ニテハ御勘定方被仰付候勤料御定之通被下置候 諸事嚴重相勤可申候」となつていて、嚴重という句が出ている。時に文久二年、四十才の働き盛りである。文久四年は曆年で「甲子」であるためか、元治元年と改元されたが、身辺憲しさを加えて、正月まことに石高御加増で七石高を頂き、役柄も「御積方」となり、四

月には御殿の普請の才配役の一人となり、八月九日に至れば浅井彌門の豊後岡城に在勤するのに随身仰せ付けられ、また豊後岡よりの使者（記録によれば彼表御用人小原隼太なる人物）の宿泊方の世話を命ぜられるなどあり、年末に至り御用多處出精相勤候とて「三ツ蘭御紋付木綿單物一に銀三両」を拜領している。

この後、明治初頭に移るが、その間の事は慶応元年十一月七日

被仰出覚 光永嘉七郎

其方儀此度小奉行見習被仰付候

御役米御定之通被下置候入念可相勤候

同十二月二日

其方儀御年男被仰付候

慶応三年三月三日

嘉七郎改メ光永清兵衛

其方儀京都御屋敷詰被仰付候

彼表之儀者御主意有之六ヶ月交代被

仰付候 當月中出立可致候

京地勤番此節初ル御本家古門前御屋敷御譲受け

明治二年巳正月十五日 光永清兵衛

其方儀小奉行役見習出精相勤候ニ付此度本役ニ被仰付候

依て御切米壹石御加増猶御足切米貳石壹人御扶持方被下置御役

席御役米御定之通り被仰付候入念可相勤候

明治二年巳十二月 光永清兵衛

其方儀来春大坂詰被仰付候 場所柄之儀ニ付被表ニ而者士席

之積ニ相心得候様ニ月中旬可致出立候

長右衛門二男

このあと時代は明治のご一新へと推移するのであるが、ここで
「遠近元之扣」などの調査資料をとおして当家代々の系譜を概観し
てみたい。

○初代 光永七左衛門

恭雲院様御代寛永十年酉年御切米拾石武人御扶持方被下置、御鉄
砲組ニ被召出月日不分寛永十四年嶋原御陣之節御供仕 彼表ニテ楯
階子奉行被 仰付候 其後八代より宇土江御供申上度々江戸詰他国
御使等勤上申候 延宝三年卯正月七日六拾三才ニテ病死 御陣中之
勤方有馬記御家譜等ニ有之

○二代 光永文右衛門

和田幸七二男 貞平養子
宝暦六年子十一月十一日八石武人御扶持被下置御弓組ニ被召出
安永六年子十二月十五日病死いたし宇土町円応寺葬

○六代 光永清七保親

和田幸七二男 貞平養子
明和八年卯十月朔日貞平養子御切米八石武人御扶持方被下置 御
弓組ニ被召出 後長物小頭被 仰付候 文政十年亥四月晦日病死

○七代 光永幸七保房

清七長男 通称嘉次郎

享和三年亥十二月三日御奉公ニ被召出三石一人扶持 文化六年巳
正月十五日三石御加増六石武人扶持被 仰付候 同八未三月七日御

納戸御長持率領 天和三辰八月其方儀無異儀相勤候ニ付此度御切米
御加増都合八石高ニ申附候御先弓御右備小頭代ニ申附候 入念可相
勤候 同四年巳十二月 其方儀此度御切米式石御足被下 都合拾石

高ニテ御先弓御左備被申附候 小頭本役 後中組外ニ被召直候

安政五年午十二月廿九日六拾七歳にて病死 宇土町円応寺ニ葬

○八代 光永清造正親

幸七長男 嘉七郎ノチ清兵衛ト称ス

文政六年申二月十一日出生、天保四年巳十二月御切米三石老人御
扶持方被下置 御弓組ニ被召出候

とあって、これより細川藩士としての勤めがはじまるわけである。
さて明治三年春、大坂詰となつたが、同三年庚午閏十月廿二日に

は御改革ニ付小奉行役被免候となつた。いよいよ明治維新であるが
被召出

○五代 光永貞平

恭雲院様御代寛永六年丑年被召出 明和四年亥二月廿一日病死い
たし実子傳内茂後庄右衛門又渡右衛門ト改名いたし寛延元辰年別家

被召出

○四代 光永長右衛門

徳左エ門子

恭雲院様御代享保六年丑年被召出 明和四年亥二月廿一日病死い
たし実子傳内茂後庄右衛門又渡右衛門ト改名いたし寛延元辰年別家

宇土では熊本藩の「宇土管轄所」という役所が置かれ、ここにおいて「書記會計掛被 仰付候」という辞令を頂き、明治四年六月まで勤務することとなつた。

御一新といえど地方に於ては民衆の意識の変革ぶりがどの程度推移して行くのか。以下記録により逐年述べてみよう。

明治四年 未 (清兵衛改メ清造)

当家は屋敷番号百三拾八番屋敷。この頃から居住者については、住民の「名籍調」とて氏名・生年月日・続柄それに族籍別を、三富社神職吉見有明へ差出す事。また出生・死亡・転出入や婚姻、葬式はすべて戸長の許に届出る。出生の場合は必ず、神社に参拜 (この際は戸長の証書持参) して、厚紙手札としてあるが「名簿札願」を宣敷奉願したものであつた。転居の際は管轄地神社之守札を申請して所持する。死亡者あらばその守札を戸長より神官へ戻すこととなつてゐる。

九月になつて散髪、不帶刀勝手候事となり当家では隣近所の半ばが散髪したら切るのだと心積りしていた由 (但し礼服之節は帶刀)。盜賊も多発したのか押入・追剝・殺し等の件数や被害内容を報告させてゐる。

この年十月に御納戸御書物の払下げがありその代価三百円上納と見えているが、その品目としては、兵器弓矢 (武冊)、兵器刀劍

(三冊)、古画肖像 (五冊)、名物古画 (壹冊) 鐘銘目録 (壹冊)、樂器 (六冊)、扁額目録 (壹冊) 法帖定家卿 小倉 (壹冊) 等があり、べて五拾八冊に上る。この年細川主家については行真公明治三

年午年冬東京御登京、大恩居之寿公明治五申夏 桂原御引越、若御隠居立則公、若殿庸次郎様、百止様行眞公御妹子也、すゝ様泰雲寺跡ニ御引移云々とみえる。

明治五年 申

県名は八代県。役所へ出す届、願、伺などは雛形を示しており、第何区第何番屋敷居住何々之儀ニ付願と表書して折懸にして提出させた。たとえば飯米については

差 出

禄高三拾俵之内

一拾武俵 當八月ヨリ來七月迄之糧米、宇土倉廩より被渡下候様
明治五年壬申四月 第十一大區居住

光永清造

のように宇土倉廩渡願となるが、明治八年秋になれば「華士族平民家禄賞典禄共、本年より米額の称呼を廃し、毎地方貢納石代相場五年より七年迄三ヶ年平均ヲ以テ金禄に改定支給候 但し支給方法順序等之儀は追而相達候事」というように改正されている。

明治六年酉

明治五年申十一月三日を以て明治六年一月一日と改め、となり、なお時刻も新制となつたので、当家では一覧表を作り馴れようと努力している。

次に三月九日、鎮西鎮台兵を三十名募集することになり、当地は第三十八大區、松山郷として、一小區より十三小区に分け、一高良組、二小曾部組、三善導寺組、四佐野組、五曾畠組、六松原組、七

宇土、八字土町、九新町組、十笠原組、十一網津組、十二大見組、

十三松合組のようとした。

なおこの九月には県庁よりの達しで、米札商社組立の動きあり。

次の名前が上がっている。

頭取 門田次郎 井上八十八
筆者 柏木利敏 光永清造 藤野 寛

明治七年 戌

本年には東京鎮台兵の召集が布告され、官費で服役期限三ヶ年、臨時帰休日があり家禄税免除の特典などで、一六七名を割当てられている。この際の月番は津島氏である。

七月十九日夜午後十一時ごろから強風荒れ始め、倒家多く古今未曾有之強風、白川県下にて三千余人之死人有之とある。また本年の改正禄高調には白川県権令安岡良亮殿とある。

明治八年 亥

御上の未熟を補うためか町内自治の考えが強かつた様で「月番」を町内で組織した。士族無禄の者の世話とか、火事其外非常之節についての対策会議内容等が記録に見られる。

西念寺神道説教有之といふのは内容が聞きとつてないのが惜しい。藩知事の人事につき小藩としての将来の存慮を検討した経緯に触れた記録もあるのは、字土の人士として尤もかと思われる。

この年当家では士族の商法だが雑穀荒物商を開いたようで、後では売上高も残されておるが、明治二十年に武円五錢三厘の税金および追徵拾五錢四厘と共に、第五等税區に廃業願が出されている。

明治九年 子

屋敷租税改正が実施されたので、各自の屋敷の面積を測量するのに、それぞれ十人組などの立会によつて決定した。当家では立会取調之名前として

山本光英 月番山川茂 東瀬次郎 津島登らの氏名が記されている。

宇土町の宅地段等としては、

一等宅地 本一丁目 (代価 八拾円)

二等 魚町、石ノ瀬町、札辻、横町、本二丁目、本五丁目

(代価 六拾円)

三等 本三丁目、本四丁目、新二丁目、石ノセ本丁一ノ小路 (同 四拾円)

四等 四丁目小路、新一丁目、新三丁目、新四丁目、舟場、門内、

本丁 (同 武拾円)

五等 石ノセ中ノ一、門内裏丁、徒士小路、定府、田畠丁、袋丁、南小路、西口本丁目、横丁、裏丁 (同 拾七円)

六等 堂屋丁、宿場横丁、西口新一丁目、横丁 (同 拾武円)

明治九年十月には熊本神風組の記事が騒々敷事之由と顔をのぞかせていてある。

十月三十一日正栄寺ニテ小学校試見有之とあり、四年生の当家長男虎雄出候清書紙壹帖拜領と記されている。

明治十年 丑 (清造五十五才)

この年は西南の役にふり廻された一年である。一月二十九日陸軍

大将西郷隆盛并ニ鹿児島県旧兵隊多人数兵器ヲ携東京大政官へ訊問
之筋有之云々として始まつた戦争により、数百年間の平和な生活が
壊され、熊本から家内総人数十三人を引連れ避難して来るのを迎えた。
萩尾村（現松橋町）へ避難したりしてどこも大変な騒ぎだつた。

（未完）

（宇土市史研究会々則）

名称	第一条 本会は、宇土市史研究会と称する。（以下「研究会」）
目的	第二条 本会は宇土市の歴史、文化財等の調査研究を行なう民間の団体で、郷土の文化発展に寄与することを目的とする。
事業	第三条 本会は、その目的を達成するため、つきの事業を行なう。 一、史料・史跡の調査研究。二、研究会発表・講演・展示・学級の開催。三、調査研究物の刊行。四、友交団体と提携。
会員	第四条 本会の目的に賛同したもので、会員の承認をえたものとする。
第五条	会員の入会・退会は自由とし、住所変更その他移動があつたときは事務局に連絡しなければならない。
事務局	第六条 本会の事務局は事務局長が属するところにおく。
役員	第七条 本会の役員は、次の役員とする。 一、役員は会員の互選によつて定める。会長 一名 副会長 一 名 事務局長 一名 二、会長は本会を代表し、会務を総括する。 三、副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会長を代行する。 四、事務局は庶務・会計等の業務を行なう。
会議	第八条 本会は毎月一回第一土曜日午後一時から例会とし、毎年一回総会を開く。
会費	又、必要に応じて臨時総会、研究会を開くことが出来る。 第九条 本会は会員による会費・寄附金・その他補助金等による収入により会を運営する。 二、会費は月額五〇〇円とする。 三、会計年度は四月一日から翌年三月三十一日とする。
附則	本会は、昭和五十三年四月八日より施行する。

屯田兵と宇土

井上正

蝦夷地には近世中期よりロシアの度かさなる来寇があつた。幕府も安政二年二月二十二日これを直轄地として侵略に備えたが、ロシアは測量・掠奪・殺人・建物の焼打など暴挙を繰返したので、明治新政府は明治二年八月十五日、蝦夷を改めて北海道と称し、外交を通じて折衝した結果、明治八年五月七日、榎本武揚、ロシアと千島権太交換条約を結び、漸く國境を画定した。同年十一月十日布告。大東亜戦争後、ソビエトが無人の千島を侵略した現実を見るとき、屯田兵の史実がおもい出される。これに宇土から数名の参加者があつたことを知る人は極めて少ないので、その概略を述べて参考に供することとしたい。

明治二年五月十八日、榎本武揚は帰順し、箱館五稜廓は開城した。同年七月八日、政府は開拓使をおき、明治三年二月十三日樺太開拓使（明治四年八月七日、開拓使に併す）をおき、明治三年五月、兵部大丞黒田清隆を開拓次官に任じた。

明治六年十二月、黒田清隆は北海道に屯田兵をおき開拓に当らしめ、進んで兵備にあて、もつて北辺の守に任ずる構想をもつて建白書を呈し、採納された、明治七年六月二十三日、黒田清隆を陸軍中将に任じ、開拓次官にして兼ねて北海道憲兵事務を總理せしめ、十月三十日、屯田兵例則を設け、その編制は憲兵の法を參照し、編制および給食の制を明にし、屯田兵定額内をもつて兵器・弾薬を輸入し、

十一月、石狩國札幌郡琴似村に屯田兵舎二百戸の建築に着工、明治八年一月、開拓使に屯田事務局をおき、五月、琴似村に東北諸藩士族百九十八戸（男女九百六十五人）の屯田兵が入植し、第一大隊第一中隊を編制した。これが屯田兵の嚆矢である。

明治十年四月、一個大隊を遣り西南の軍に従はしめた。屯田兵は同年四月二十八日宇土に上陸し、別働第二旅団に属し、肥薩の山河に轉戦、九月三十日札幌に凱旋した。

明治十五年二月八日、開拓使を廃し、箱館・札幌・根室の三県をおき、明治十九年一月二十六日、北海道廳の設置により三県を廢止した。屯田兵の制度も改正され、これを陸軍省に移した。明治十八年二月、屯田兵志願者心得ならびに徵募手続を制定、同年五月、屯田兵条例を改正し、屯田事務局を屯田兵本部と改称し、同年九月、屯田兵本部概則を制定した。明治十九年、北海道廳の設置に伴ひ、屯田兵本部の經費は北海道廳の支弁とした。

明治二十年三月、屯田兵本部長永山武四郎以下をアメリカ・ロシア・清國に派遣し、屯田兵など欧亜各國兵制を調査せしめた。明治二十一年五月、永山本部長は北海道長官を兼任した。明治二十二年七月、屯田兵条例を改正し、屯田兵本部を屯田兵司令部と改称し、永山少将は屯田兵司令官に補せられた。明治二十三年八月、屯田兵条例を改正し、屯田兵は屯田歩兵・屯田騎兵・屯田砲兵・屯田工兵

をもつて編制し、現役三年、予備役四年、後備役十三年、服役期限通計二十年とし、後備満期後なお十ヶ年間補充兵役に服せしむ。ここに屯田兵の世襲制度を廃止して開拓を重視することとなつた。また、屯田兵司令部条例を定め、屯田兵司令官の職務権限を概ね師団長と同一とした。同年九月、屯田兵土地給與規則を定め、從前給與地一万坪を一万五千坪に、下士は二万坪に増加し、別に兵村公有財産一戸当り一万五千坪を給與した。同年十一月、屯田兵徵募規則を廃し、屯田兵召募規則を定め、屯田兵は今後族籍を問はず、ひろく召募検査に合格したる者より採用することとした。明治三十二年までに入植した屯田兵村は三十七、戸数七三三七、男女三九九一一に上り、うち熊本県は募集回数七、移住戸数一七六、家族九六二に上つた。重なる入植の事歴を挙げて参考に供する。

明治十八年五月、石狩國札幌郡江別村に兵屋百八十三戸、石狩郡篠津村に三十戸を建築し、同年七月、佐賀・石川・鹿児島・鳥取・熊本の五県より屯田兵二百十三戸（男女千百十五人）を徵募し、百八十三戸は江別村に、三十戸を篠津村に移した。そのうち七十戸を第三中隊に編入し、百八十八戸をもつて新に第一大隊第四中隊を編制し、中隊本部をおいた。

明治十九年十一月、兵屋百四十六戸を石狩國札幌郡新琴似村に、百十六戸を胆振國室蘭郡輪西村に建築し、新募に備えた。翌年五月、

兵庫・岡山・愛媛・鳥取・鹿児島・熊本・佐賀・福岡八県より屯田兵二百五十六戸（男女千百十五人）を徵募し、うち百四十六戸を新琴似村第一大隊第三中隊とし、百十戸を室蘭屯田兵中隊と称した。うち九州から百三十六戸、熊本から四十一戸、宇土郡から六戸であつた。

樋口周平　宇土郡宇土町

竹下敬行　宇土郡段原町
倉岡安太郎　宇土郡宇土町
光永久八　宇土郡網田村
中村徳太郎　宇土郡恵塚村
森藏次　宇土郡恵塚村

これら屯田兵は、同年五月、鹿児島県の兵を併せ、百貫港から乗船し、福岡・佐賀の兵は博多から乗船、泉州堺・室蘭を経て五月十九日小樽に入港、五月二十日新琴似の第三中隊兵村に入村した。入植した屯田兵は徵募官の談と現実とのあまりの差に落胆して了つた。

明治二十一年十月、兵屋百戸を根室國根室郡和田村に、翌年六月、兵村百戸を室蘭郡輪西村に、同二百二十戸を札幌郡篠路村に建築した。同年七月、東京・静岡・三重・愛媛・石川・福井・京都・滋賀・鳥取・山口・和歌山・徳島・佐賀・熊本・福岡の二府・十三県より屯田兵四百三十戸（男女千九百十四人）を徵募し、二百二十戸を篠路村に移し、これを第一大隊第四中隊とし、百十戸を室蘭中隊に、百戸を根室和田村に移して第二大隊第二中隊に編入した。札幌郡篠路村に入村した宇土郡人のすべてをいま詳にするよすがないが、宇土町から次の二名が入つていることが調査の結果判明した。

山田常彦　宇土郡宇土町

山田喜久馬　同

小谷善吾もこの際入植したと思はれる。子孫いまなお同地にある。

明治二十三年四月、石狩國空知郡龍川村および釧路國厚岸郡太田村に兵屋各四百四十戸を建築した。同年七月、鹿児島・熊本・佐賀・福岡・山口・福井・石川・新潟・山形・兵庫・和歌山・宮城十二県より屯田兵七百八十五戸並びに十津川移民より三戸を徵募し、四百四十戸を太田村に移し、第四大隊第三第四中隊とし、三百四十八

戸を瀧川村に移し第五大隊第一第一中隊とした。

明治二十八年三月、動員下令、臨時第七師団が編制され、師団長を特に師団司令官と称し、屯田兵は同師団に入り、三月三十日征清

第一軍として東京に出征待命となつたが、戰局が終末をつけ、五月

復員下令、六月臨時第七師団は復員した。明治二十九年五月、勅令第百十五號により、屯田兵下士卒に賞を賜はつたので、六月、師団長男爵永山武四郎は特に訓示を垂れ、平時にあつても武技を練り、軍人精神を発揚し、併せて開墾耕稼に力行し、有事に臨んでは優れたる武技、卓絶の精神をもつて奉公すべきこと傳えた。

明治二十九年、第七師団が設置され、陸軍中将永山武四郎が師団長に補せられ、屯田兵司令部を廃止し、旭川に第七師団司令部がおかれた。屯田兵の現役および豫備役満期とともに順次解隊し、明治三十四年、兵村会概則を、明治三十七年九月、屯田兵条例が廃止された。この主要の原因是、屯田兵制度内部の矛盾もさることながら、当時屯田兵制度は憲政下最早存続の必要がなくなつていた。加えて北海道の人口が五十万に達し、徵兵が可能となり、順次北海道に徵兵令を施行していたことのほか、日清戰争後我が國がおかれた國際的環境によるものと思はれる。

明治三十七年二月十日、日露戰争がおこつた。屯田兵の現役および予備役は既に満期となり、みな後備役にあつたが、第七師団の動員とともに召集せられ、同年十月十八日、聯隊長渡辺水哉大佐の指揮下に入り、大連に上陸、乃木大將の指揮する第三軍に編入され、十一月二十六日、旅順第三回総攻撃に参加、十二月六日、遂に二百三高地を陥れ、明治三十八年一月十三日、旅順に入城し、さらに奉天に轉戦した。屯田兵後備野戰補充隊は同月二十九日、後備第一師団に編入、四月二十九日、朝鮮元山に上陸、朝鮮の警備に任じ、八

月後備歩兵第二十五聯隊に投じて昌斗嶺の作戦に従い、進んで豆満江に至る。九月、休戦となり、十一月、札幌に凱旋した。

屯田兵の兵屋は十七坪五合、寝具・什器など生活の用具、農具および種子が与えられ、三ヶ年間救助米および塩菜料が与えられた。救助米は十五才以上六十才未満ノ者一人玄米一日七合五勺、七才未満一人一日五合、其他ノ者一日一人三合の定。塩菜料は一錢五厘、一錢、七厘を基準とし、時宜によつて変更を加える。屯田兵は入植後寒冷地にめげず、無經驗者ながらさまざまの工夫を行い、蔬菜の栽培はもとより雜穀・稻作まで成功させた。其間をもつて屯田兵は軍事訓練・野外演習・戰闘演習など定期的に実施し、旁憲兵として北海道の治安維持に任じた。

従来、屯田兵村は一個中隊をもつて一個兵村を形づくり、中隊本部に中隊長以下將士を派遣して軍事訓練および農耕の指導に当らしめ、兵村村治を行なつたが、屯田兵の充実とともに兵村会をおいた。殊に屯田兵役年限を二十年と定め、現役・豫備・後備の別定まり、兵村も自らこの区分に色分されることとなつたので、現役兵村および豫備役兵村では、中隊長陸軍大尉は屯田兵の勤怠能否を監視し、兵の教育、中隊の指導、開墾・耕稼の指導はもとより、兵村の出入、戸籍事務、屯田兵および屯田兵家族心得書によつて律せられた兵村家族の兵屋掃除・整頓などを毎週検査するなど、屯田兵は家族ぐるみ中隊長の指揮下にある、といつても過言ではない。これがため、兵村を中心として、屯田兵以外の住民を含め、村が成立して村役場がおかれると、屯田兵であるが故に、屯田兵は村民であるとともに兵村中隊長の治下におかれ、更に大隊長の監視下におかれて、後備

兵村の如く中隊長引揚後も屯田兵司令部の任命する「屯田兵監視」が引つづき兵村の農事、下士卒服役の事務を取扱ひ、兵村の監督に当つたとしても、漸次兵村兵員の自治的協力を得て兵村の秩序を維持する面も多いことが判つたので、明治二十一年十月、兵村委会規則を定め、兵村に兵村委会をおいた。兵村委会は兵村における自治的機関であつて、学校維持の方法、土木、備荒、農事改良、兵村内家族相互扶助奨励の方法、衛生、公有共有財産、兵村費の豫算および収支決算に関する事を議した。兵村委会員は兵およそ十人毎に一人の割をもつて選出し、當初兵村委会長に中隊長をあてたが、明治二十三年十月、兵村委会規則を改正し、兵村移住三年の後、兵村公共の事件を管理經營せしめ、また兵村諮問会規則を設け、現役兵村に兵村諮問会をおく。兵村移住後二箇年間は兵村諮問会において兵村公共の事件を諮問した。諮問事項は共有財産、学校維持、農業奨励および改良、勤儉貯蓄および兵村公共事業、災害互助法、兵村費の豫算並に収支決算に関する事などである。明治二十五年、兵村委会は移住後四ヶ年目に設けることに改めた。同年一月、兵村委会規則を改正し、同年以後兵村委会員中より会長候補三名を互選し、その中について兵村委会長を中隊長が選任することとした。明治二十九年六月、北達第一二號兵村監視服務細則を定め、屯田兵後備役公有財産取扱委員会規則を定めた。後備兵村に後備兵村委会をおき、兵村監視および主任副官監督のもとに共有財産、教育、衛生、農事奨励および改良、災害互助、水利土木、兵村費の豫算ならびに収支決算に関する事を決議した。自治的機構として名目上設けられたる嫌なもなが、兵村と地方自治との矛盾なども漸次露呈するやうになつた。

明治二十三年九月、從来屯田兵司令部に保管したる屯田兵蓄積金を本年四月兵村に移管し維持の方法を計画せしめた。明治二十四年

六月二十四日、株式屯田銀行が札幌に開業した。同行は屯田司令官監督のもとに屯田兵十三ヶ中隊の積立金十三万円を資本として、漸次これを増加して五十万円に至る目標とし、屯田兵在籍者以外株券の売買所持を許さず、その頭取・取締役はいづれも屯田兵司令官の選任する定めであつた。同年十二月、株券は將校および屯田銀行員もまた売買所持し得ることとなつた。明治二十六年一月三十日、銀行条例に準據して組織を改め、屯田司令官の監督を停め、株券売買所持の制限をとぎ、事業の発展とともに資本金を増加し、明治二十七年には二十万円、明治二十九年には四十万円、明治三十年には百万円に増資し、明治三十一年、本店を小樽に移し、札幌を支店とした。明治三十三年には商號を株式会社北海道商業銀行と改め、日露戦争後の不況の影響をうけ、明治三十九年資本金を二十五万円に減少して株式会社小樽銀行に合併し、同行は商號を改めて株式会社北海道銀行と称した。屯田銀行の屯田兵との関係は既に明治二十六年に終了し、以来名実不同となり、同行はひろく一般金融に寄與することとなつた。

屯田兵制度は異色の制度であつたが、宇土出身の屯田兵は何れも終りを全うし、子孫現に北海道において繁衍し、往々彼此連絡あることは喜ばしいことである。宇土市の歴史においても逸すべからざる史実として大方の御一顧を仰ぎたい、と思ふ。

参考書目

北海道屯田兵制度 上原敏三郎

宇土の巡礼札所

一 宗雄

はじめに

宇土巡礼三十三ヶ所の歴史は、明治の中期とも言われるが、その札所を知る人も少なくなった。先年、市教委では、本町四丁目の前田チキさんの記憶を基に札所調査を実施した。

一、巡礼の歴史

巡礼という言葉は、全ての宗教にもちいられており、宗教上、最も重要な場所、靈場を訪ねまわることにより、自分自身が苦楽難行をして、新たな道を切り開いて幸せを見出す信仰への道である。古代のユダヤ教でも、イスラエルの首都エルサレムの神殿に集り、祈り歌つたことが旧約聖書にも記録され、キリスト教でもイエスの誕生の地、ゴルゴタの丘等の巡礼の記録が書かれている。中国大陸では、天台山や五台山などの靈場に祈願のために旅した。日本からも入唐、入宋した留学僧侶たちが、この靈場を旅したことがあり、帰国後の紀行文として残されている。我が國の、古い時代には宗教行事とは別の考え方で、都が平城京から平安京に移った頃、平安京の人々が平城京をしげび、社寺等を訪ねる旅を行なつたようである。

我が国の巡礼が、宗教面で信仰と結びつきをもつたのは、四国十八ヶ所めぐりが、もっとも有名であり、よく知られている。九州

では福岡の篠栗めぐり、熊本では肥後西国四十四ヶ所めぐりがあつた。巡礼信仰は、観音・地蔵が、その中心となつてゐる。

観音信仰からくる三十三ヶ所靈場めぐりには、この二人の人物を紹介しておかねばならない。まず、徳道上人である。上人は奈良時代の人で長谷寺の開祖である。上人が病に倒れ、冥土へ行くと閻魔大王がいて、同上人に言つたことである。「あなたの国には三十三の觀音靈場があるが、ここを巡礼する人がいない。又、人々は、この場所を知る人がいない。あなたは、この三十三の宝印をもつて、このことを広く人々に知らせ、信仰によつて、全ての罪が救われる事を知らせるがよい」と言われた。この時、上人は、大王から三十三の宝印を受けられ蘇生したと言われてゐる。

生きかえつた上人は、このことを人々にすすめるも、信じるもののがいなく、三十三の宝印を中山寺に埋めてしまつたとのことであつた。

それから二百数十年の後、平安時代に入つて御年十七才の花山天皇が即位された。天皇は、なにごとも熱心な方であつた。女御、藤原恵子を愛され、恵子は懷妊中になくなつた。昔から懷妊中になる女は、罪深い者だと言われており、そのため天皇は、恵子が死後の世界で苦しんでいるのではないかと、非常に、なげき、かなしまれ、天皇自身、恵子のために退位し、出家された。退位後は法

皇となり、恵子の供養のため中山寺の弁光上人とともに徳道上人が広めた観音巡礼の旅に出られたとのことである。

このことがあって、平安中期から鎌倉・宝町時代にかけて観音信仰が盛んになり、江戸時代には、四国八十八ヶ所めぐりも一般大衆化したのである。観音菩薩とは、やがて仏陀となるべき方であり、自ら悟りと衆生教化、救済のため日下修行中の姿である。

観音菩薩の姿も、六觀音とか七觀音という言葉がある。七觀音と言ふには、不空羅索觀音を加える。普通、六觀音とは左記を言う。

一、千手觀世音、大悲觀世音、地獄道。二、聖觀世音、大慈觀世音、餓鬼道。三、馬頭觀世音、獅子無毘觀世音、畜生道。四、十一面觀世音、大光普照觀世音、阿修羅道。五、准胝觀世音、天人文夫觀世音、人道。六、如意輪觀世音、大梵深遠觀世音、天道。七、寶瓶觀世音、大持觀世音、天道。

地藏菩薩とは、觀音信仰と共に庶民に深く信仰され、路傍の石仏としても、したしみ深い方である。釈迦入滅後、弥勒、如来が、この世を再び救濟くださるまで、無仏の現世にとどまられる方で、人間のまよいを正しくお導きくださる方でもある。地藏菩薩にも、六地藏という言葉があり、昔の道と今も言われる。つじつじの角に六角の石柱があり、六地藏がぎざまれている。地獄道、餓鬼道、畜生道、阿修羅道、人道、天道である。

宇土における巡礼は、前記した様に、いつ頃からはじめられたかは、さだかでないが。

明治中期に、新町二丁目西光院（現住職、萩原明彦）の第三十五代淨誉隆善上人の頃、最も盛んになつた様である。人々は、巡礼出发前夜は、西光院に宿泊し、早朝、寺院から中食をもらい受け出発した。昭和十六年、第二次世界大戦が激しくなるや、一時中断され現在は、このことを知る人も少なくなつた。

一、宇土巡礼札所

一番札所 紅雲山無量寿寺西光院（宇土市新町二丁目）

本尊、木彫阿弥陀如來立像

西光院には、觀音堂、地藏堂、閻魔堂があつた。觀音堂には千手觀音立像外三十数体があつたが、これら全てが戦災にあつた。当院は京都知恩院直末寺である。

二番札所 宝性院又は、恵日山觀音寺（宇土市本町三丁目）
本尊、木彫十一面觀世音菩薩立像及木彫不動明王立像

江戸時代、細川行孝公の頃、菊池家の旧臣管好信の子、好丸が入道して円成と改め、元亀三年宇土に宝性院を建立した。一時期廃寺となり慶長に至つて再興した。

三番札所 修月庵（宇土市新町三丁目）

本尊、もとは、木彫釈迦如來立像。現在、石造地藏菩薩坐像。脇に木彫十一面觀世音菩薩立像

延宝元年、宇土郡里浦村から移したものと言われる。

四番札所 築籠の觀音堂（宇土市築籠町）

本尊、木彫十一面觀音菩薩立像

船場川に面した県道ぞいにあり、本尊を背にした旅の老僧が一夜の宿を大橋家に求め、その後病に倒れ、死ぬ直前、本尊を大橋家に預け、後に宮川家が觀音堂を建立し、ここに安置したものである。

五番札所 江部の觀音堂（宇土市旭町江部）

本尊、木彫聖觀音菩薩坐像

当札所調査中に、宇土にも三十三ヶ所の外に、宇土四十四ヶ所めぐりがあつたようで、ここを十一番札所と言う人もいた。

六番札所 吉祥山西安寺（宇土市松原町）

本尊、木彫聖観音菩薩坐像（記名、春日作）。脇に、薬師如来立像。

ここには数十体の小仏があり、地元では、これを田仏様と呼び、仏様の田植の伝説が残されている。

七番札所 岩熊の観音堂（宇土市岩古曾町岩熊）

本尊、木彫十一面觀音菩薩立像

現在、岩熊の地区公民館敷地内にある。

八番札所 布古閑の観音堂（宇土市岩古曾町布古閑）

本尊、木彫十一面觀音菩薩立像

布古閑の地区公民館の横に古い観音堂があり、ここには小仏の觀音菩薩と、公民館内には、一似近い阿弥陀如来立像が安置される。

九番札所 妙見宮（宇土市岩古曾町曾畑）

本尊、神像＝妙見

巡礼信仰の中に妙見宮がふくまれることは疑問であるが、前田さんの記憶と地元の話から巡礼札所であつたことはまちがいない。調査中の推理ではあるが、神仏混淆の時代、神像＝妙見と、觀音菩薩が祀られ、いつの頃か觀音だけが、他の地に移されたのではないかと思われる。

十番札所 三日山如来寺（宇土市岩古曾町上古閑三四三番地）

本尊、如來寺＝木彫釈迦三尊坐像

当寺の本尊は、右記したとおりであるが、札所としては、如來寺境内の石仏の聖觀音菩薩坐像である。開基、寒巖義尹禪師は、後鳥羽天皇第三皇子である。開基当時は、同市花園町三日にあり、当時は、七堂伽藍を配した規模の大きい寺であつた様である。

十一番札所 曽畑の観音堂（宇土市岩古曾町曾畑）

本尊、十一面觀音菩薩立像外、諸仏像

地区的観音堂境内に、地区公民館が建設され、仏像は館内仏壇に安置されている。

十二番札所 古保里の観音堂（宇土市古保里町）

本尊、聖觀音菩薩立像

十三番札所 立岡の観音堂（宇土市立岡町晚免）

本尊、木彫十一面觀音菩薩立像

立岡観音堂は、晚免古墳の墳丘にある。

十四番札所 境目の八幡宮（宇土市境目町中島）

神殿の額には、八幡大菩薩の字が見られ、これもやはり、神仏混淆のなごりであろう。大菩薩の字からして、札所に加えられたと思われる。

十五番札所 松山の観音堂（宇土市松山町上松山東原二七一〇）

本尊、木彫十一面觀音菩薩立像

宇土地方の中では、もつとも大きい菩薩像と思われる。地元では、この地を堂園とか、仏園という人もいる。何か宗教的なかおりがある。

十六番札所 下松山の観音堂（宇土市松山町下松山）

本尊、木彫不空羅素觀音菩薩坐像＝通称、八手觀音堂内には、来迎仏の板碑があり、ここにも来迎仏にまつわる伝説がある。

十七番札所 柏原の観音堂（宇土郡不知火町柏原）

本尊、木彫十一面觀音菩薩立像

不知火町柏原の成松末喜氏の屋敷内にあり、堂の入口左側の柱に明治三十七年宇土町大石ヤスの巡礼の札があつた。不知火町史には四觀音堂があつたと記されている。

十八番札所 小曾部の板碑（宇土郡不知火町小曾部）

本尊、板碑の地蔵菩薩立像（線彫）

板碑の線彫はめずらしく、肥後考古学会前会長 故坂本經堯氏の御墨付であると地元の人々は言う。

十九番札所 伊無田の御堂（宇土市栗崎町伊無田）

本尊、木彫阿弥陀如来立像

御堂の額には大梅和尚の筆による「圓滿寺」とある。現在は本尊

一体となつてゐるが、脇仏とともに三尊があつたにちがいない。

二十番札所 栗崎の子安觀音（宇土市栗崎町栗崎）

本尊、木彫地蔵菩薩と、子安觀音菩薩、両方とも坐像

子安觀音と呼び、子宝に恵まれない人や、お乳に恵まれない人が参拝すると言われる。

二十一番札所 極樂寺跡（宇土市神合町神原）

本尊、木彫阿彌陀如來坐像。脇仏、木彫聖觀音坐像

古い時代には、日吉神社の神宮寺であり、天台宗であつた。記録

からして相当大きな規模の寺院があつたと想像される。

二十二番札所 石橋町の觀音寺（宇土市石橋町觀音寺）

本尊、現在は、木彫千手觀音菩薩坐像

もともとの本尊は、明治三十七年十二月十日の火災により焼失したため、廢寺となつた泰雲寺の千手觀音を買受け本尊にしたとのことであつた。このことは厨子の裏面に記されている。

二十三番札所 神山の光園寺跡＝毘沙門堂（宇土市神合町神山）

本尊、木彫毘沙門立像

光園寺は天台宗であつた。永保二年、実相法印の開基と言われ、

寺の配置も相当なもので七堂伽藍を配し、格式も高い寺院であつた。現存する毘沙門堂は、その一部で、北の面を守る仏につかえた四天王の一人である。毘沙門天又は多聞天の御堂であつた。

二十四番札所 宮ノ庄の祠（宇土市宮ノ庄町）

本尊、石造馬頭觀音

八月十日が觀音まつりの日で六角のポンボリに馬の絵を書き奉納する習慣が今もある。

周辺が農村地帯であり、当時は相当の家畜がかわれ、家畜の守り神でもあつた。

二十五番札所 和田の觀音堂（宇土市椿原町和田）

本尊、木彫聖觀音菩薩立像

二十六番札所 飯塚の御堂（宇土市惠塚町飯塚）

本尊、虫蝕地蔵尊＝磨崖仏

弘法大師伝説の一つで、祈願の千体仏の最後の一體がこれであり、虫歎の退治によくきくと云うことから、長い間本尊をけずりとり、現在では本尊の姿は、ほとんどみられない。

二十七番札所 恵里の御堂（宇土市惠塚町恵里）

本尊、木彫阿彌陀如來坐像と、脇仏＝木彫十一面觀音菩薩坐像。

木彫藥師如來坐像

古い御堂の入口の柱に、明治三十三年と、明治三十四年、明治三十七年の参拝札が残されている。

二十八番札所 鶴見塚の祠（宇土市惠塚町鶴見塚）

本尊、梵字の下に雲が飛んでいるような形。梵字も鮮明ではない。來迎仏かとも思われるが、祠も崩れ落ち、組み立て不可能。

二十九番札所 西光院跡阿彌陀堂（宇土市野鶴町伊津野）

本尊、木彫阿彌陀如來立像

一番札所、西光院が、その昔この地にあつたことから、今はその地に阿彌陀堂だけが残つてゐる。

三十番札所 海藏寺跡（宇土市城塚町海藏寺）

本尊、木彫十一面觀音菩薩坐像。木彫藥師如來坐像

海藏寺は禪曹洞宗。室町時代に作られ江戸初期には廃寺となる。

三十一番札所 笠岩の弁天宮（宇土市住吉町笠岩）

本尊、木彫不空羅索観音坐像

堂の前に鳥居があるのもめずらしい。又、その額に弁天宮とあるが、地元では、本尊のことを「八手の観音さん」と呼んでいる。

三十二番札所 辺田の観音（宇土市笠原町字松崎）

本尊、石彫地蔵菩薩（線彫）

三十三番札所 笹原の観音堂（宇土市笠原町辺田）

本尊、木彫十一面觀音菩薩立像

（以上）

資料四

小西行長関係参考文献

- 熊本県史・総説編・別巻年表
- 宇土市史
- 町誌・中央
- 村誌・富合の里
- 関ヶ原町史
- 城南町史
- 鹿本町誌
- 天草の歴史
- 不知火町史
- 八代市史
- 小川町史
- 松橋町史

本渡市教育委員会
不知火町
八代市
小川町
松橋町

- 鎮西町史
- 中世堺を代表する俊傑・小西行長
- 小西行長
- 鉄の首枷
- 熊本県の歴史
- 歴史手帳『肥後地方の歴史』
- 九州の古城とキリシタン
- 宇土郡誌
- 黄金の日々
- 口丹波に於けるキリシタン大名
- 最後の伴天連＝マンショ小西神父の道
- 篤信の基督者＝ドン・オギュスタン小西行長
- 小西立佐・日比屋了珪一族について
- 結城々主・ジョルジ結城弥平次
- 野史 卷二百九
- 日本の歴史
- 小西行長
- 宇土と小西行長
- 堺鑑
- 武家事紀
- 小西党
- 肥後国誌（上・下）
- 肥後文獻叢書
- 小西行長
- 日本西教史

西川虎次郎 著
西村貞著

郵便局のあゆみ

(一)

浜口俊夫

はじめに

統一国家を成すには交通・通信の制度の整備が要求される。明治政府もそのてだてとして通信に力を入れたのである。

公用通信を目的として東京と横浜間に電信の架設工事が始められたのが明治二年九月十九日で太陽暦になおせば一八六九年十月二十日である。のちに『電信電話記念日』となる。

明治三年八月には大阪と神戸間、明治六年二月には、東京と長崎間、明治八年三月には熊本まで、明治十年八月には鹿児島までと延ばされて来た。だが電信は民衆にとりほとんど用のないものであり、まさしく政治権力の道具でしかなかった。電信が各地に延ばされるとしたがって妨害は激しく、測量を始める群衆がおしあけ、新政府に対する暴動が起るとまず電信がねらわれた。このように電信は通じても飛脚は昔のままであった。

やがて始められる郵便は同じ通信機関でも、民衆のためのものとして受け入れられたようである。これが新式郵便で明治四年三月一日から東京と京都・大阪間に新政府の名により、はじめて運行が開始された。この日は、太陽暦一八七一年四月二十日である。のちの通信記念日で、今の郵政記念日である。

この新式郵便は明治五年七月一日（一八七二年八月四日）本州・

九州全域・四国・北海道の一部に及び、創業から一年四カ月で全国にゆきわたつたのである。

県下においては神風連の変・西南戦役等で郵政事業は一時停滞したが利用数も順調に上昇増加をたどつた。また郵便局の監督業務も熊本県庁から駅遞出張局、熊本通信管理局、熊本遞信局と変遷し移管されて來た。

一、熊本県下の郵政

新式郵便の発足後、郵便役所ならびに郵便取扱所が設せられ、その責任者として郵便取扱役が置かれた、のちの三等特定郵便局長である。郵便取扱役には、その土地で資産や学識のある名門家が選ばれ、その人選の内申権は県令にあつた。実際には戸長が選んで県令へ内申、県令から駅遞局に達したが、明治十二年郡制施行後は、県令から郡長を経て戸長へ内命されるようになつた。

当時の郵政状況は左表の通り。

イ 熊本県下の郵便局数

年 次	郵便局数		郵便受取所数
	増減	年末現在	
明治 5	27	27	—
リ 6	1	28	—
リ 7	26	54	—
リ 8	1	55	—
リ 9	2	57	—
リ 10	0	57	—
リ 11	0	57	—
リ 12	90	147	—
リ 13	30	177	—
リ 14	6	183	—
リ 15	3	186	—
リ 16	0	166	—
リ 17	△29	157	1
リ 18	2	159	1

(備考) 帝国統計年鑑(明治14~18年)により作成
 一、駅透明鑑、熊本郵政局所原簿
 二、△印は減
 三、県下の郵便局郵便区の整理統合が
 行なわれた明治十七年に二十九局が
 廃局となる。

年 次	郵便函数	郵便切手売上所数
明治 14	51	39
リ 15	81	69
リ 16	350	341
リ 17	298	290
リ 18	313	307

(備考) 帝国統計年鑑(明治14~18年)により作成

局名	市内		市外配達度数	集配人數	集月	配給
	配達受場	函場数				
熊本	{ 2ヶ村	12ヶ村	2回	1回	4人	円 4.50
宮原	{ 1ヶ村	13ヶ村	1	1	2	4.00
川尻	{ 1ヶ村	1	1	2	4.15	
高森	{ 1ヶ村	9ヶ村	2	1	2	4.50
笠原	8ヶ所	2	1	1	4.00	日給0.30
会地	9ヶ村	0	隔日1	1	4.50	
八代	{ 1ヶ村	5ヶ村	3	2	2	4.00
高瀬	{ 1ヶ村	12ヶ村	2	2	2	4.00
山鹿	{ 1ヶ村	25ヶ村	1	2	3	4.00
人吉	{ 1ヶ村	12ヶ村	4	1	1	4.00
町山口	12ヶ村	2	2	2	4.00	
佐敷	{ 1ヶ村	15ヶ村	1	2	2	4.00

参考……
 町山口は本渡、会地は八千把村(現八代市)
 笹原は宇土市笹原

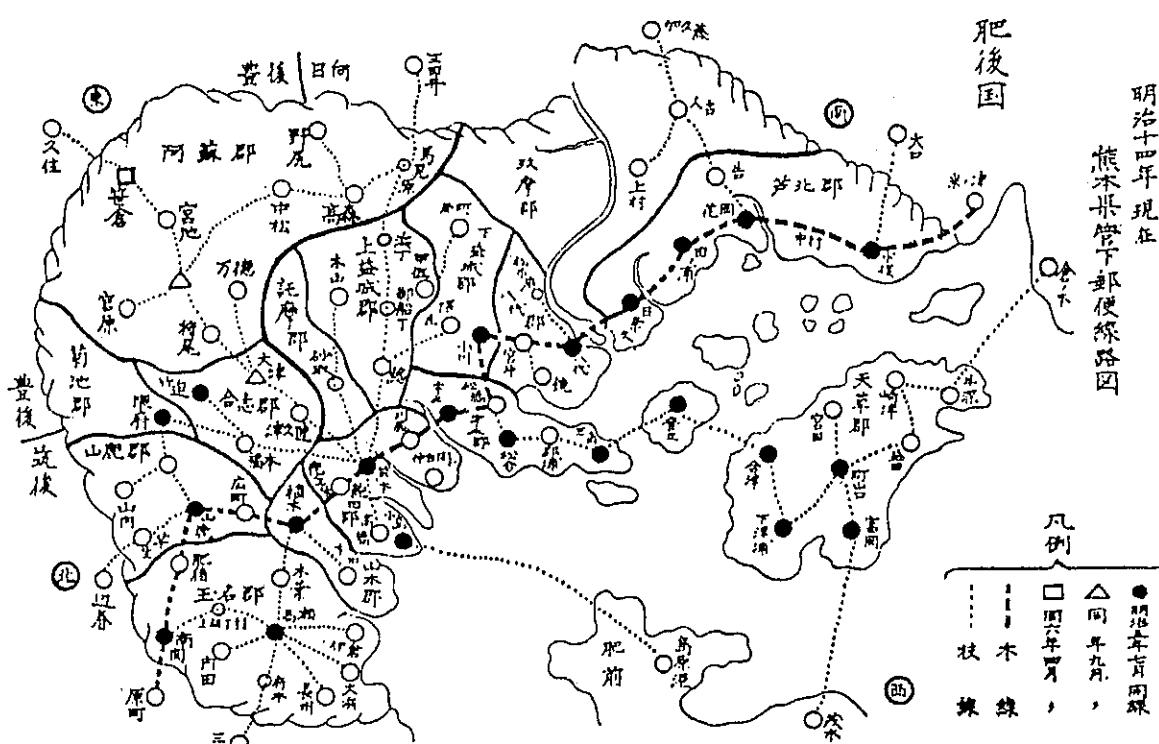
二、郵便集配施設状況(明治十二年八月十一日現在)

郵便線路区間	同上里程	郵便線路区間	同上里程
植木—高瀬 /限府\	3里26町	宇土—富岡	29里18町11間
山鹿—竹迫	6里34町26間	宇土—松合	3里3町8間
熊本一小島 /大津\	2里9町12間	三角—登立	{海路1里6町34間 同3里21町
熊本—内牧 (5年9月追加) /鰐\	10里24町	合津—町山口	{5里20町 7里6町50間 4里3町
熊本—木倉	5里	下津浦 佐敷—人吉	9里3町53間

(備考) 「駅透明鑑」卷10(231~232丁)により作成
 参考……木倉は御船、登立は大矢野、町山口は本渡

ホ 郵便線路図 明治十四年

熊本県管下郵便線路図

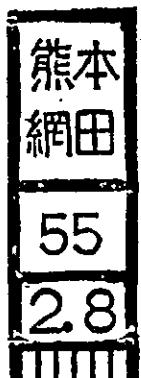
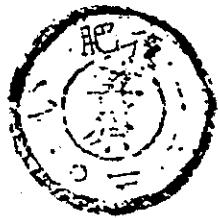


へ 日付印等について

日附印は郵便切手の消印及取扱年月日等を示す郵便日附印と、為替

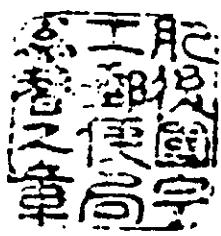
証書、貯金証書の取扱年月日等を示す為替貯金日附印があり、又、
その外証明能力を有する公印、職印がある。

郵便日附印



為替貯金日附印

公印・職印



郵便局
長印



ト 宇土郡の郵便局

熊本県公文 明治廿五年十一月編纂 第四類 雜件 宇土郡村誌

明治十五年

宇土郡笠原村 郵便局 四等郵便局 村ノ北松崎ニアリ、借宅
宇土郡宇土町 郵便局 四等郵便取扱所 町の押字本一丁目ニアリ、借宅

り、借宅

宇土郡網田村 郵便局 ナシ

宇土郡下網田村 郵便局 ナシ

宇土郡三角浦村 郵便局

自宅 五等郵便局 村の中央字村ノ上ニアリ

宇土郡郡浦村 郵便局 五等郵便局
村ノ南字追谷ニアリ 自宅

宇土郡松合村 郵便局 四等郵便取扱所 村ノ中央字上仲西ニアリ

宇土郡戸馳村 郵便局 ナシ

二、郵便局の沿革

各郵便局の開局年月日及局番号、局記号等は上表の通り

○、宇土郵便局

明治五年七月一日 八代県（明治六年一月十五日、白川県となる）宇土

郡八十七区宇土区三〇七番敷（明

治十二年一月宇土区を廃止して宇

土町に併合され、熊本県宇土郡宇

土町字一里木八九一番地となる）

局名	開局年月日	局番号	局記号
宇土	明治 5. 7. 1	71009	ひり
網田	〃 12. 4. 21	71041	ひいえ
松合	〃 5. 6. 1	71038	ひいま
郡浦	〃 8. 4. 28	71040	ひいこ
三角	〃 32. 3. 1	71124	ひにた
角西	無	71039	ひいけ
網津	〃 45. 7. 6	71161	ひほと
緑川	昭和18	71303	ひちり
宇土駅前	〃 44. 4. 12	71381	ひほゆ
花園	〃 21. 11. 16	71312	ひちそ
戸馳	〃 9. 4. 1	71217	ひへた

に郵便取扱所として開設し通常郵便業務を開始した。（現在は

宇土市一里木町三四番地）

明治八年一月 宇土郵便局に改称

明治十三年八月四日 内国郵便為替業務及郵便貯金業務取扱開始

明治十八年四月一日 本一丁目五二三番地に移転（現在は宇土市本町三丁目十四番地）

明治二十四年二月二十日 本四丁目六三七番地へ自費新築移転（現在は宇土市本町三丁目六番地）

明治二十四年三月二十七日 宇土郵便電信局に改称し電信（和文）業務取扱開始

明治二十五年五月十六日 外国郵便為替業務取扱開始
明治二十六年三月一日 小包郵便業務開始

注「通信六十年史」昭和五年十月十五日発行には明治二十一年とある。

明治三十六年四月一日 官制改正により三等郵便局に改称

明治四十三年頃 年金恩給業務取扱開始

明治四十四年三月十六日 電話通話業務取扱開始

明治四十五年七月十六日 門内八〇二番地へ改築移転（現在は宇土市門内町二十一番地の一）

大正二年六月一日 電話交換業務取扱開始

大正四年頃 国庫金受払業務取扱開始

大正五年十月一日 簡易保険業務開始

大正六年十月十六日 本四丁目六七〇番地へ自費新築移転（現在は宇土市本町四丁目六番地）

大正十五年十月一日 郵便年金業務取扱開始

昭和十六年二月 三等郵便局から集配特定郵便局へ改称

昭和二十年八月十日 空襲焼失のため本四丁目から本三丁目六二五

● 集配郵便局
無集配郵便局

番地の三へ局舎仮移転（現在は宇土市本町三丁目三九番地）

昭和二十四年六月一日 郵政・電通二省分離（局舎共用）

昭和二十五年六月十六日 本三丁目から門内七九九の二番地及び八

〇〇番地の二へ国費新築移転（現在は宇土市新小路町六六番地）

昭和三十三年六月一日 局長代理配置

昭和三十三年十月一日 宇土市制施行

昭和四十年九月一日 集配特定郵便局から普通郵便局に改称

昭和四十年九月一日 網津郵便局が無集配郵便局となり、集配業務
が宇土郵便局へ統合された。

昭和四十一年四月一日 町名改正により宇土郵便局位置町名が新小
路町六六番地と改正

昭和四十一年十一月二十七日 自動改式により電話交換業務取扱廢
止、電報配達業務廃止

昭和四十三年九月三十日 新小路町から浦田町二六番地の二へ国費
新築移転

昭和四十四年六月十日 為替貯金窓口会計機設置

昭和四十五年二月十五日 日曜配達休止実施

昭和五十年三月十日 鉄道運送便から自動車運送便へ切替

昭和五十二年十二月一日 郵政省告示第八六二号により風景入日附
印使用開始

参考……「宇土海岸」とその辺を描き、日本最古の上水道の「蘿水源池」
と「雁回山」を記す。

図案者 郵便内務主任 岳 学

歴代局長

一、菅 正英 格禄十五石五人扶持（新禄五十俵）給人並、菅周
作養子（鳥井省吾弟）、明治三年十二月二十九日家督、明治

五年七月二十七日外内改め正英となる。明治二十年五月十五
日から明治二十二年二月十四日までの為替金受領証書が残存、
郵便局長任期の終期は明治二十二年と思われる。「通信六十
年史」（昭和五年十月十五日発行）によれば初代局長であり、
さすれば明治五年七月一日から明治二十二年頃まで活躍され
たものと思われる。

法泉寺門徒・正覚院徳翁英仙居士・大正元年八月二二日歿・
七十七才

二、林田清太郎 安政四年生、八石三人扶持、足高二石一人扶持（
新禄三十俵）徒士小奉行役并三組外取次役、役席上組外席、
家從雇、林田儀一郎子・明治二十二年四月二十三日から明治
二十六年二月二十四日までの為替金受領証書残存、始期は明
治二十二年頃から活躍されたものと思われるが終期について
は不明である。

三、木村 令高 弘化三年生、宇土の士族、木村次郎太の養子、幼

名を三次良、明治五年七月二十七日令高と改名、明治四年一
月十五日家督、家禄七石三人扶持（新禄三十俵）家從、山林
支配役、徒士、石の瀬の人

四、菅 道生 宇土町初代町長 菅一郎（天保十三年生）の子、
菅一郎は宇土の士族、百八十石改正禄七十俵、家扶試補、寿

量寺門徒、資料不足の為、局長経歴、任期等については不分
明

五、細川 寿長 豊前國旧千束藩小笠原家養子だったが復籍、嘉永
七年生、明治四十四年五月二日局長任命

六、宗方 寿男 宗方儀吉の養子、宇土の士族、宇土幼稚園の創始
者・宗方光の実子、大正七年九月十七日局長任命 大正十一

年一月十四日歿、年四十六才

七、浅井 寅熹 慶應元年二月十九日生、昭和二十九年二月二十六日歿、八十九才、元宇土尋常高等小学校長、大正十一年二月十七日局長任命

八、奥村 仁平 自由任用制最後の特定郵便局長、熊本通信講習所卒、熊本市島崎町三丁目二四の四〇、昭和十七年一月二十八日局長任命 昭和三十七年七月一日退職

以下普通局人事による局長

九、前田 仁徳 大正四年生、熊本市松尾町上松尾一七四二、昭和三十七年七月一日局長任命

一〇、吉永 哲雄 明治三十八年生、熊本市春日三丁目三の四、昭和三十八年二月一日局長任命

一一、森 寛 大正三年生、熊本市水前寺四丁目一〇の二二、昭和四十年七月六日局長任命

一二、清田 春男 明治四十四年生、熊本市九品寺六丁目六の四八、昭和四十二年八月十日局長任命

一三、副島 畏 大正十年生、昭和四十五年四月一日局長任命、現早岐郵便局長

一四、後藤 幸雄 大正十三年生、昭和四十七年七月五日局長任命、現九州郵政局資材部購買課長

一五、中村 登 大正十四年生、昭和四九年二月一日局長任命、現曾根郵便局長

一六、大川 優 昭和四年生、昭和五十一年七月二十六日局長任命、現宇土局長

明治の頃の取扱数等

郵便物取扱数 (宇土郵便局)

年次	郵便物	
	差立数	配達数
明治 14	14,453通	22,653通
15	15,803	23,070
16	18,716	27,112

電報取扱数 (宇土郵便電信局)

年次	発信 有料電報	着信 有料電報	料金
明治 24	3,567	4,905	円
25	2,111	3,527	
26	2,770	3,502	
29	4,456	6,110	
30	3,894	4,802	
31	4,635	5,231	997.53
32	3,254	4,619	975.75
33	3,469	4,540	941.98
34	2,780	3,799	781.75
35	2,729	3,696	809.12
36	1,764	2,402	488.92

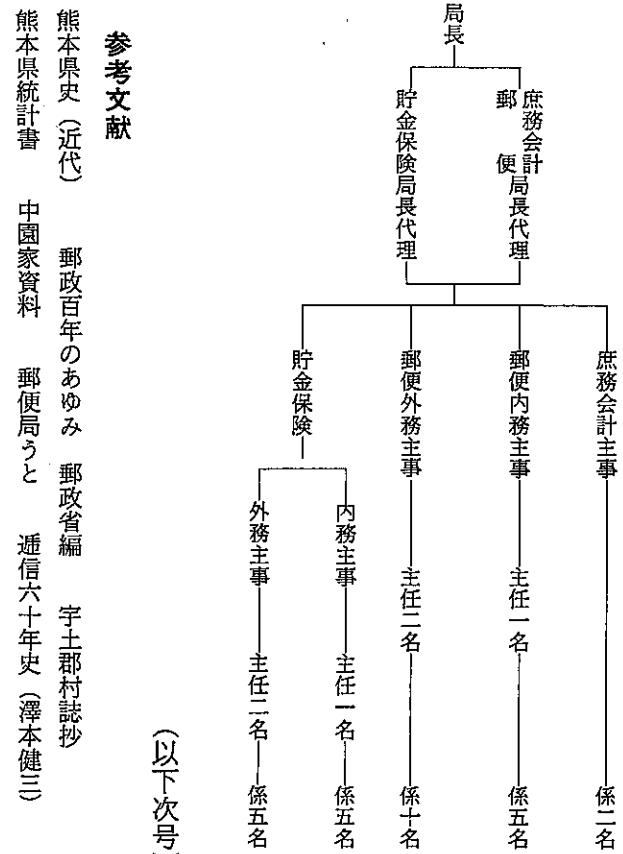
宇土郡誌より

郵便、電報取扱数 (宇土郵便局)

種類別 年 年 類 別 別	通常郵便物		電報	
	差立	配達	発信	着信
大正 4	788,885	792,496	2,773	4,095
5	471,981	545,308	2,755	4,132
6	452,629	552,330	3,757	5,548
7	559,892	656,373	4,825	6,989

組織

昭和五十四年一月現在定員四十一名



参考文献

- 熊本県史（近代） 郵政百年のあゆみ 郵政省編
熊本県統計書 中園家資料 郵便局うと 通信六十年史（澤本健二）
宇土郡村誌抄

(以下次号)

宇土市納税貯蓄組合今昔

小山益生

はじめに

納税貯蓄組合、聴くからに堅苦るしい言葉である。併し、我々日本人が守らねばならない大切な納税の義務を完全に果すためには一番よい組織ではないだろうか。

昭和二十六年当時宇土町に於ける納期内納入率は五十%程度（二十六年末町税納入率六十二%、固定資産税六十八%等）であつたのを、百分（昭和五十三年度決算で九十九%）近くまでに引上げただけに止まらず、納税者の納税意識の高揚について目に見えない大きな力となつていることも事実である。

温故知新、納税組合の歩みを辿り今後の糧とすることも無駄ではないだろう。

一、納税貯蓄組合の設立

税金を重いと感じる理由の一つは、納税のとき一時にまとまって金を出さなければならないからである。それならば、毎日又は毎月納税のため準備預金をしておけば納税期になつてあわてることはあらまいという考え方からできたのが納税貯蓄組合である。

納税貯蓄組合のような団体をつくつてお互に助け合い励まし合いながら税金完納の準備をするという仕組は地方的には明治時代か

らあつたようである。しかし、これを政府が法律で認めて、積極的に助成策をとつたのは昭和十八年の「納税施設法」制定以後のことである。

終戦後の混乱の中に一時見失われたかに見えたが、地域によつてはそれらしいものもあつたようである。しかし、現在程広域に亘り充実してはいなかつたと聞いている。

昭和二十六年四月公布された納税貯蓄組合法により戦後の新しい国情にふさわしい装いの下に再発足することになった。

宇土市においては、昭和二十六年五月十七日から施行された「宇土町納税貯蓄組合奨励規程」の発効がその歩みの第一歩であろう。

その後、一部改正や附属奨励規程が設けられ地についたものとなり現在のよう充実した組合へと発展してきた。

宇土町納税貯蓄組合奨励規程

第一条 この規程は町税の完納を図ることを目的とする。

第二条 この規程に基き設立した納税貯蓄組合には助成金並びに褒賞金を交付する。

一、十人から十五人まで 八〇〇円

二、十六人から二十人まで 一、〇〇〇円

三、二十人を超える場合は一人増す毎に五十円。

前項の助成金は組合設立届出をしてから十日以内に交付する。

第四条 褒賞金は毎年四月一日から九月三十日及び、十月一日から翌年三月三十一日までの二期について行う。

第五条 前条の褒賞金は納期限までに町税完納した時は左の区分により交付する。

一、組合員全体が町税を完納した時はその税額の百分の八。

二、組合員全体が町税を八十%以上百%未満納入した時その税額の百分の六。

三、組合員全体の町税が八十%未満の納入の場合には褒賞金は交付しない。

第六条 組合長又は組合員に異動を生じた時は直ちに町長に届出なければならない。

附 則

1、此の褒賞金は当分の間昭和二十五年以前の未納町税金についても納入税額の百分の六を交付する。

2、此の規定は昭和二十六年五月十七日から施行する。

(参考) 昭和二十六年六月七日現在組合設立届数 五十二組合

一、納税貯蓄組合推進委員会の誕生

何事でもそうであるが、呼びかけだけで設立するものではない。最初の呼びかけだけで設立した組合は何ら問題はないが、後になるほど色々な障害があつて設立しにくい。

はたして、当初設立した組合の組合員は、その殆どが納税組合がなくとも納期内に完納するものばかりであつたように思われる。

当初設立された五十二の納税組合をみても、その組合の税額は完

納されても、以前同様、町税総額の五十数%に過ぎなかつた。問題は未加入者、未結成地区対策である。

この納税貯蓄組合はあくまで自主組合である。法的強制力をもつてない。その町内、その部落内で、納税者お互いが組合をつくつて納税の義務を果たそうではないかと集まつたものである。このようにしてつくるられた組合に対し、設立助成金を交付し、組合によつて納められた税額に対してそれぞれの褒賞金を納入率によつて交付することを述べた奨励規程に過ぎないものである。奨励規程をつぶただけで組合が設立されたことにはならない。如何にして各町内、各部落に洩れなく組合を設立するか、如何にして全納税者に洩れなく組合に加入してもらうかが重要な問題となつてくる。又、この重要な問題を解決することが納税成績を伸ばす最大の方法である。

未加入者、未結成地区に積極的に働きかけ組合設立、組合加入を促進しようとして誕生したのが「納税貯蓄組合推進委員会」である。昭和二十七年六月十六日付で細川町長の名で町内嘱託宛次のような通知が出された。

曩に当町に於て納税貯蓄組合の結成を見着々として業績を挙げつつあります事は、これ偏えに組合長並に組合員各位の愛町の発露と存じ深く感謝致して居る次第であります。

然し乍ら組合員も未だ町内納税者の半数に満たない現状でありますので、将来全員組合加入を「モットー」として今度納税組合委員会を設置し、左記組合長を常任推進委員に委嘱し、組合の設立育成、納税指導、滞納一掃を図り以て納税の完璧を期す事になりましたので何分の御協力をお願い致す次第であります。

そして次の規約が発表された。

宇土町納税貯蓄組合委員会規約

第一条 本委員会は宇土町納税組合の組長の中より選出された委員を以て之を組織す。

第二条 本委員会は宇土町納稅貯蓄組合委員会と称する。

第三条 本委員会は宇土町々税の完納を期するを以て目的とする。

第四条 本委員会の事務所は宇土町役場内に置く。

第五条 本委員会に左の役員を置く。

委員長 一名 副委員長 二名 推進委員 若干名。

第六条 役員はすべて委員の互選により選任するものとする。

第七条 役員には町長が之に貯蓄組合推進委員を委嘱するものとする。

第八条 役員は組合組織の誘導、農家の納稅に対する便法指導、滯納者の納付勧告、及び懇談等を為すものとする。

第九条 役員の任期は一ヶ年とするも、貯蓄組合の組合長を辞したる時はその資格を失うものとする。

創設当時の委員左記のとおり。

委員長 七川 渉

副委員長 桜間七次郎、佐伯弥覚

推進委員 藤竹 勉、坂本 延、江 武雄、諏訪忠吉、沼田文平、

小森田 幸吉

◎選任された委員は、納稅については特に関心が深く積極的、意欲的有志であった。

納稅組合未結成地区には脣と言わず夜と言わず出かけて行き、組合の結成を呼びかけた。或る時等は大嵐の夜であつたが、嘱託の家に集まつていただくなつていていたので、夕刻から待つこと数時間、わずか二、三名の出席しかなかつたこともあつた。それでもその後数回にわたる働きかけで、その地区には多くの日を経ずして組合ができるのである。委員各位の我をわすれた努力の結果を表わす一つの例ではなかろうか。そしてこれらの努力が積上げられて、現

在のような徵收率百%近い好成績を修める結果を生み出したと言え。委員各位の御努力に対して改めて感謝の意を表したい。

三、「納稅貯蓄組合」と

「任意組合」について

註 文中（法）とは納稅貯蓄組合法。（令）は同法施行令をいう。

◎納稅貯蓄組合とは、個人または法人が一定の地域または勤務先を単位として納稅貯蓄組合法（昭和二十六年法律一四五号）に基いて任意に組織設立された組合である。

組合員が納稅資金の貯蓄のため組合を通じて、金融機関に預入する納稅資金の貯蓄のあつせんその他貯蓄に関する事務を行なうことを目的として、その規約を税務署長および地方公共団体の長に届けたものをいう（法2）。

組合への加入または組合からの脱退は自由であり、組合員に対しその事業活動その他の事項に関する報告の提出を強要したり、また監督を加えることは禁止されている（法3）。

納稅貯蓄組合を設立する場合は、組合の代表者その他これに準ずる者が、その規約の謄本三通を、組合の主たる事務所の所在地を管轄する税務署長、都道府県知事または市町村長のいずれか一に提出することによって成立する（令略）。

組合の規約には、組合設立の目的、組合の組織、代表者またはこれに準ずる者の住所および氏名、組合の主たる事務所の所在地、その他の組合の運営上必要な事項を記載しなければならないものとされている。

納稅貯蓄組合が解散したときは、組合の代表者であつた者その他

これに準ずる者が、解散の旨を記載した書面三通を、さきに組合の設立の届出をした税務署長、都道府県知事または市町村長のいずれか一に提出することによって解散の効力を発生するものである。(同法13略)。

また、納稅貯蓄組合の健全な発展を期待するために、これら組合預金利子、組合の業務および組合預金に関する書類についての印紙税については非課税とされている(法8、9)。

その他、国や地方公共団体は、これら組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うために補助金を交付することができる(法10、令4)。

◎任意組合とは、右に述べた法定の組合のほかに、同法および同法施行令によらない納稅組合であり、これを一般に「任意組合」とよんでいる。

宇土市に現存する組合は殆んど後者に該当する「任意組合」である。

四、宇土市に於ける組合の現況

1、法に基づく届出をした組合と宇土市に於ける組合との相違点。

A、法に基づく届出でなく、組合長名と組合員名簿を市だけに提出してある。

B、補助金の交付がない。

C、納稅額に対する奨励金が支払われる。

D、徵稅令書取扱枚数に応じてと、組合員の戸数に応じた事務費が交付される。

E、組合設立の場合助成金が交付される。

F、宇土市納稅組合長表彰規程、宇土市完納部落組合長報償規程、宇土市納稅組合加入奨励規程(以上昭和三十七年四月十七日規程第一号、第二号、第三号)等により年一回開催される納稅組合長総会に於て表彰が行なわれる。

2、納稅貯蓄組合は、法による届出をした組合も任意組合もあくまで自主組合である。

宇土市の納稅組合も亦法的根拠もなければ、強制力ももつていいことは先に述べたとおりである。その運営についても、組織についても種々あつて組合長は誰でなければならないという決りはない。組合員の中から互選によつて決め、又、集金の方法も、日掛、月掛、納期の都度等があり、尚又、報償金の使途も、「その都度納稅者に払戻す方法、区費に算入する方法、レクリエーションに使用する方法。又又は部落の備品(例へば運動会用の天幕等)の購入費に充てる等組合員の総意によつて決められているようである。

3、納稅奨励金八%から二%へ

法による届けをした組合には納稅奨励金の交付はない。従つて任意組合に対しても奨励金を交付することは好ましくない、と度々指摘を受けている。しかし、黙認の形となつてるのは奨励金の交付が納稅者にとって魅力となり、納稅成績の向上に役立つていると思われるからではないだろうか。

さて、納稅奨励金八%交付の決定については、当初種々論議がなされた。

決定に先立つて、県外では当時納稅成績が良いと言っていた大分県三重町、県内では奨励金七%を交付している人吉市等の視察が行なわれた。その結果、組合加入による納稅がいかに有利である

かを知つてもらうためには8%位ならば適当であろうという結論に達して8%交付することに決定した。

更に当分の間滞納町税についても、その納税額の6%を交付することも決められた。

この奨励金の交付率は、納税意識が高揚するに従つて引下げようという含みをもたせてあつた。以来逐次改正がなされ、現在二割となつてゐる。

むすび

納税貯蓄組合の今昔と題して筆を執り、組合設立当時のことを思い出すまま断片的に記してみた。まとまつたものにならなかつたことを深くお詫びしたい。

しかし、任意組合であつても、組織された納税組合の方により納税成績が向上し、市民のための各種施設が拡充、整備され、今日のような立派な宇土市へと飛躍的な発展を遂げてきた大きな力となつてゐることは事実である。

三十年前に播いた小さい種を、根強く、力強い大木に育てていただいた市民を始め、特に発足当時委員となり基礎作りをされた方、又その後組合育成に終始御尽力いただいた関係各位に対しても深甚の感謝を申し上げるとともに、三十年間育つてきたこの組合を今後も市発展の大きな原動力となすべく益々充実させていただくよう心からお願いして筆を置く。

○組合数、組合員数及び加入率（昭和五十五年一月現在）

区分	組合数	組合員数
宇土地区	組合 81	名 2,717
花園地区	61	1,264
轟地区	26	728
緑川地区	45	1,147
網津地区	40	1,723
走潟地区	17	541
網田地区	34	1,899
計	304	10,017

納税者数11,019名……加入率90.9%
(別に法人、市外納税者数1,234名)

三蔵谷所在、溜池改築記念碑（井上記）

（正面）

溜池改築記念碑 熊本縣耕地課長 石川房吉書

（右側）

此ノ溜池ハ安政三年郡浦役所支配ノ下ニ築堤セラレタルモノニシテ本村及段原ノ田方養水ナリ明治十五年陰曆六月ノ豪雨ノ為メ堤防決潰シタルモ爾來五十二年間其ノ儘ニテ修築セサリシヲ昭和八年聯モ他町村ノ出役寄財ヲ仰ガズ耕地拡張救農事業ノ縣補助千二百八十五円之レニ地元ノ出費ヲ加ヘ工事費總額二千八百七十円ヲ要シテ本年修理ヲ竣成シタリ茲ニ經歷ヲ叙シテ後毎ニ傳フ昭和九年十一月

（右側）

平野 外八
前田 □四郎
和田八十八
吉本 利平
西谷又次郎

事 員
委 員
工 事
和田八十八
吉本 利平
西谷又次郎
前田 □四郎
和田八十八
吉本 利平
西谷又次郎

松川巳之治
松岡恵一郎
田口惣次郎
人 話
松岡恵一郎
田口惣次郎
和田八十八
吉本 利平
西谷又次郎
前田 □四郎
和田八十八
吉本 利平
西谷又次郎

使 丁
田 中
万 藏
石 工
岩 竹 長 太 郎
木 村
寅 雄
記 書
田 島
勸

（左側）

熊本縣耕地課長	石川房吉	會 計	松川 勝喜	工事監督	西村 □次郎	人 話	松岡恵一郎	使 丁	田 中	万 藏
同 同 技師	下川善之	工事主任	西木 豊喜	堀内孫兵衛	木村彦三郎	田口惣次郎	和田八十八 吉本 利平 西谷又次郎 前田 □四郎 和田八十八 吉本 利平 西谷又次郎	石 工	岩 竹 長 太 郎	木 村 寅 雄
轟村長	松川三郎	相談役	橋本庄太郎	木村彦三郎	奥村喜太郎	松川 彦作	和田八十八 吉本 利平 西谷又次郎 前田 □四郎 和田八十八 吉本 利平 西谷又次郎	木 村 寅 雄	記 書	田 島 勸
			木村彦三郎	奥村喜太郎	池田 駿吾	中村武平次				
			中村武平次							

宇土の地名

井上正

宇土は郡名として延暦廿年の淨水寺の古碑に初見する。その後『三代實錄』元慶二年の条をはじめ、多数の文献に散見するが、「宇土軍記」などによれば、郡名の創称は和銅六年に遡ることが出来る。古くより「ウト」と訓み、かはることがない。「宇土」は「ウトシマ」に出たものと思はれる。シマはクニとともにムラの古語である。

後世一部の人といふやうに、宇土山や宇土半島から出た、とは考へにくい。その後宇土は郷名には見えないが、中世に林原郷などいくつかの郷の地を包含する宇土庄が宇土郡内に建置され、宇土が半島や山や川や港などの名称としても使用されるやうになつた、と考ふべきである。後年、自然村を基盤として行政村が制度化され、町村制が施行され、宇土町が成立した。さらに市制が施行されて宇土市が出来て了ふと、宇土の地名の発祥の地である大字宇土のどこからも宇土の地名は抹殺され、宇土は制度的にはない筈の地区名や学校区、学校・幼稚園・官庁・公署・駅・会社・病院・教会など施設の名称として残るだけとなつて了つた。勿体ないことである。町村制が施行されたとき、合併によつて消滅する運命にあつた明治初期の行政村名でさへ、地名としてこれを永久に残すために、大字とした精神が今日では既に忘れられて了つたのか、こんなに早く、ムザムザと消し去られやうとは夢にも思はなかつた。

明治新政府は、地租を改正するため、村人が耕す土地の収穫を村

の草高とする古い制度を改め、自然村を甲乙混同してこれを地理的に改編し、村切を容易ならしめた結果、行政村は村落共同体たる村々に対し数において激減した。行政経費の負担に堪へる行政村が出現し、政府の意圖する地租を課すことが可能となり、行政村の戸籍が整備して徵兵が行なはれた。

明治二十一年、町村制の公布によつて、従来戸長役場に属してゐた行政村が更に整理されて、何を新町村名にするかが大問題となつた。村の名の漢字表記は借り物であるとはいへ一応地名の訓み方を伝へ、地名の意義をも表現するものとなつてゐたが、地租改正以来悪名高き「參互折衷」した地名文字は、旧地名と全く異質の別の地名となつて、訓み方はもとより、旧地名佛も残さぬ鬼子が出来上つた。これが後年の地名改悪の先蹟となつた。

戦後、「町村合併促進法」によつて、財政上の特典を好餌とし、町・村をより規模の大きい市や町とする合併をすすめた。経費節減、行政能率が強調されてゐたのに、実情は新庁舎に見合ふ職員数の増加、赤字の増加に苦慮する市町村が相次いで現れたが、それにも懲りず「市町村合併の特例に関する法律」によつて広域行政をすすめ、地方行政を経済の高度成長の波長に対応せしめんとした。平野に田園工業都市が出来、山の中には農業集落の町が出現し、反面、過疎化、廃村など後遺症多々発生した。合併市町村では土地の由来、地

名の由緒・歴史も、郷土人の感情をも無視して、当用漢字の組合せによる幼稚な地名、特性のない似たような市町村名が所々に現はれ、味のある地名が抹殺された。甲乙区別に困るやうになると、今度は國名・縣名・郡名などを冠記した長々しい地名をつくりあげ、地名の混乱を一層激しくした。起案者は、地名の用字が理解しにくい、訓読みが難解であるなどと、地名を訓みこなす努力を放棄し、よみ易い、簡明なる地名の簇生を理想とした。

殊に、昭和三十七年「住居表示に関する法律」が制定され、町並や年中行事、民俗が音を立ててくづれ去った戦後日本の社会に唯一生き残つてゐた伝統のアカシといふべき地名を、法律をもつて無神經にも地名を数字化し、地名を根本的に整理せんとした當時、地名の変更によつて今後の歴史は過去と無縁のものとなること、その結果生ずる昏迷に思ひを馳せた人が何人ゐたであらうか。地名に加へたこのたびの改変が、公害にも比すべき重大なる結果を招いてゐる事実は、有識者當面最大の問題である。

昭和四十一年四月一日、わが宇土市において「地方自治法」第二百六十条により町名改正が行なわれた。宇土市の大字地名を廃止してこれを町名とする。区域が分割變更した場合、新に地名を命じ、地番を變更する。区名の段階では団地と称するものが新に加はつた。この改正によつて貴重なる地名が惜げもなく抹殺され、歪曲された。昭和四十二年「住居表示に関する法律の一部を改正する法律」では、由緒ある地名の保存、従来の区域と名称の尊重、町・字の名称を變更する場合従来の名称に準據すべきことをうたつてゐるが、実情果して如何であらうか。

旧來の地名が、近現代に入つて当字や合成や置換などによつて旧態を變更してゐるか、はたまたその地名が原形のまま引継がれてい

て人々をして惑はしめない良識ある取扱に貫かれてゐるか、それによつてその地名のもつ値打が決定する。近現代に創称された地名でも、國語力が十分で後代にわたりなおその実を彷彿させるものは、生命がながいが、如何に斎つた地名でも、内容空疎なものはやはりダメである。

その土地の地名として成る程と思はれる特性を有し、國語としても十分説得力ある地名は、年代を経てもかはりなき支持を得ることが出来る。反面多数の地名のなかには安易によその地名を借用したもの、地名の漢字を合成して無理訓みしたもの、地名文字を分析して接着したもの、地名をいじりすぎてこはして了つたものがあるかと思ふと簡明にするつもりで餘計な文字をつけ加えて却つて複雑な地名となつたものなど、さまざまであるが、なかには何を考えてるのか判断に苦しむものもある。かく見来れば、實に現代の地名は、起案者の力量のかがみである、との感が深い。

「住居表示に関する法律」は市町村の市街地である地域について、一応住居表示の合理的な制度を目指したものであつた。然るに昭和四十一年の町名の改正では、山の中から地の果てまで、およそ土地と目せられるものには、すべて町名を付することを目標とした。住民の全くない山野についても、従来の字が存続するのであるから、市街地以外の土地に重ねて町名を命ずることは複雑を増すだけであつて何等メリットはないと思はれる。いま宇土市のいくつかの地名につき改変のあとを辿り、将来の参考に供したい、と思ふ。

宇土市の「石瀬町」の町は町村制にいふ町ではない。大字宇土字石瀬および大字築籠は、近世においては石瀬村と称し、馬場村の親村でもあつた。正保三年、石瀬村の一部に宇土細川藩の家中屋敷を設けて石瀬小路と称し、延寛九年のころ、石瀬村から築籠村が分離

独立して、石瀬村は無高となつた。石瀬村一部の町屋を新町の五丁目に擬し、石瀬町と称した。石瀬村は宇土町の支配をうけ、地租改正のとき、石瀬の字は東石之瀬・六町目および西石之瀬とする原案であつたが最終案では近世の村名により字石瀬とすることに決定した。昭和四十一年四月一日、字石瀬の区画を変更して石小路町および本町六丁目を建置した。石瀬は累々たる岩石から成立した瀬を意味し、同地の歴史を端的に表はしたすぐれた地名である。石瀬小路は石瀬の家中屋敷の義であつたのに、起案者はこれをイデリすぎて石瀬の地名をムザムザと抹殺して了つた。石の一字を小路に符牒のやうにつけたが、これでも百年の後、石瀬の地名の歴史がわかるといふのであらうか。この類は改正にあらずして改悪といふべきであらう。

字新屋敷は定府の諸士のいはば団地として幕末に新に造成、地租改正のとき字新屋敷と命名されたものであるが、這般字新屋敷を定府町と改称してゐる。定府とは元来江戸詰といふ意味である。この場合、新屋敷とは宇土におけるもと江戸詰の諸士の居住地をさし、また新屋敷に居住する定府の諸士の住所を意味して俗に定府と称したことであつたが、それの人々の子孫が殆んど轉出して了つた今頃になつて、字新屋敷を定府町と称することは、六萬十菊の嫌なしとしない。宇土市字門内は原案では新小路を字古屋敷、門内を字本裏丁とする豫定であつたが、最終案では両者を統合して字門内をおくことに決定した。字新屋敷はこれに対するものであつたことを附言しておく。

新道区は、宇土から太郎兵衛渡に至る野道を拡幅し、段原村に寄生して出来た戸数のみの村であつたが、明治四十一年、独立して新道区をおき、昭和二十三年、新道区を新道一区・新道二区に分割し

た。這般の町名改正でともに廃称となつて了つて、今後百年もしないうちに新道の名は忘れられて了ふことであらう。此際新道のかはりに榮町および高柳町が出現し、これを公称することとなつたが、同時に大字段原の土地の一部をそれぞれ両町で管轄することとなつた。高柳町は大字段原の高柳字に根據をおき創称したものであるから、現代地名ながら立派であるが、起案者は新道一区と榮町に如何なる必然的むすびつきがある、と認識してゐたのであらうか。

大字段原のうち、字古城に字塩田および大字石橋のうちを加へ、古城町を公称としたが、起案者は町名の根據を字古城（フルシロ）に求めておきながら、訓み方は何等根據を示さずコジヤウマチに変更して了つた。城の字をジヤウと訓むのは中世の城の場合である。近くに西岡の字三城（サンノジヤウ）の例がある。古城・城山（シロヤマ）のやうな近世の新城のあかしとなる地名の訓み方を輕々に変更することは、歴史を歪曲するものである。地名の訓み方がかはることは困りものである。地名は古いものは文字なき時代既に始まり、漢字伝来によつて借字したもので、歴史時代の地名でも、訓み方には気を遣つてゐた。向島（ムコウジマ）に見られるやうな関東の訓み癖を宇土に持込んで向野田をムコウノダと訓むやうなことは同じ難い。向野田は問題なくムカヘノダ（宇土郡村誌）である。

地名を改正するとき、輕々に区域を分割併合することは歴史を誤るものである。大字段原字古城の一部を神馬町に編入した結果、宇土城の境域を窺ふには遡つて改正前の旧地圖を調査するの煩しさを加えた。

近世以来、宇土には天草四郎出生の地として著名の歴史的地名「江部村」がある。町村制施行の際、大字江部として地名を存続させたものである。また第二区江部をおき、這般の町名改正のとき、

意義不明の旭町と改め、旭町江部区をおき、また大字境田字綾織の一部を編入してこれを旭町綾織区とした。大字江部のやうな由緒ある土地、その地に住み、旅した人々には忘じ難い地名が一朝にして抹殺され、旭町のやうなどこにもある地名と置換えられたことは惜しみてもあまりある。区名にならば残すことが出来る位ならば大字江部を変更する必要はなかつた筈と思はれる。

大字松原字大坪の一部が這般の町名改正のとき大字三拾町に編入されて、新町名三拾町を公称とした。先づ我等にはこの「三拾町」は、当時「サンジフ・マチ」と訓むつもりであつたか、それとも、例外的に「サンジフ・チ・ヤウ」と訓むつもりあつたのか、何も明らかにされてゐない。はつきりしておることは、ほかのすべての町は、「マチ」と訓むつもりであるらしいことだけである。同所は近世においては下益城郡廻江手永に属し、三十町村と称したが、町村制合併のとき守富村大字三十丁と改め、宇土市に編入したとき、宇土市大字三拾町と改めた。宇土市這般の町名改正の方針は、すべての土地に町名を命ずるといふことであつた。三拾町も亦地名であるから、その区域を町とするのであれば、町の字を添えて「三拾町町」とすべきである。起案者は、「三拾町」が地名であつて、その町（チヨウ）は元来土地の面積の単位である、市街地の町（マチ）などではない、といふことを知らなかつたのではないか、と思はれる。三拾町は旧守富村のうちでも標高の最も低い地帯に連なり、開墾が進むに従つて聚落を形成したものであつて、村名はその規模を端的に表現したものである。

いまや地方の時代である、といはれるのに、地方自治体を先頭として、地名を軽視するの風潮が瀰漫しつつある。土地区画整理事業や圃場整備事業で、いかに多くの地名が抹殺されたことか。地名は、

埋蔵文化財の学術調査以上に容易且的確に記録調査できる筈であるが、未だこの種調査が行なはれた、といふことを聞かない。地名を手がかりとして、その土地開発の過程を知り、城郭・屋敷のあと、村々に残る道路・墳墓、聚落のあと、などが再現できる。圃場整備率の高さを誇示するとき、その蔭に同じ比率で地名が抹殺され、これがため農民文化の調査ができなくなることは、皮肉といおうか、残念なことである。新開村の小村に明治の中頃まで徳満新開村といふのが見える。それが跡かたもなく消し去られて丁つて、いまこれを知る人はゐない。開発地主であつたと思はる「徳満」の名も亦抹殺されて丁つた。申訳ないではないか。

大字笠岩および大字網津字長部田を併せて住吉町と改め、これを公称としてゐる。笠岩の名はやはり海岸にあつた笠岩にはじまつた筈である。その後の新地には、字の中にすでに多数干拓の地名がつけられてゐるから、笠岩がダメならそのうちから最も適切なる地名を撰ぶべきである。地名は小区域の土地の名が採用される場合が多い事実を起案者は如何了解されたのか伺ひたいものである。また中世以来の歴史的地名「網田村」および同村から分村した「下網田村」は町村制施行のとき、ともに大字となつた。這般の町名改正のとき両者の区域に全く手を加えなかつたことはよいが、下網田があるのに上網田がないのはオカシいとばかり、大字網田を上網田町として了つた。これは今日的発想であつて、地名創称の精神を忘却したものである。地名單純の原則に反し、町名複雑化に走ることはよくない。

大字戸口浦は近世の戸口浦村である。近代に入つてもとの網田村の大字となつた。這般の町名改正にあたり、従来の大字・字を選擇的に町とし、これを公称としたとき、起案者は「戸口浦」が地名である、と云ふ認識があつたのであれば、これに町を付し、「戸口浦

町」とすべきではないか。そうすることに抵抗を感じたとすれば、それは何であるか。

国道三号線から国道第五十七号線の分岐点附近の大字立岡字水町や大字松山字東柳町・中柳町・西柳町および大字境目字柳町・帆立町がある。何れも地名であつて、そのうち字水町だけは這般の町名改正のとき、新町名「水町」を命じ、これを公称とした。この町（マチ）は阡陌（あぜみち）乃至セマチの義であつて、市街地を意味する町（マチ）ではない。町名改正にあつては大字・字の名に町を付して新町名としたものが多いが、この場合字水町に新町名を命ずるときは、「水町町」とすべきである。起案者にはこの欠落の認識がなかつたのではないか。

近時、ルーツの調査・研究がしきりに行はれてゐる。本貫の地名がわかつてゐても、その地名は現在すでに抹殺されてゐる場合が多い。それも近々百年以内の出来事である。本人のとまどいは当然であるが、歴史がこんなことで調査の困難を加え、地方史編集が難事業となつておる現実を識者は如何受とめておられるのであらうか。地名にはそれぞれ命名の事情がある。近年みだりに区画を變更し、安易に地名を改めた結果、種々混乱を生じ、禍根を残してゐる。甚だ遺憾である。大字は併合町や村に代るもので、多少行政的一面を有するものと考えて差支ない。事実土地の地番は大字毎に起番され、地名に町の字を加え、地名を町・字・区の三重構造とした。それでは却つて複雑化しただけではないか。町名改正の意義、その目的、利益などにつき、更に詳しく伺ふ必要を感じる。博雅の是正を請ふ。

資料六

住吉公園所在、ドゥルー女史記念碑

(井上 記)

(ウ ラ)

解 説

ドゥルー女子(ベーカー教授夫人)は英國一流の海藻学者で紅藻類の生活史に関する幾多のすぐれた業績があり、昭和24年にはのりのコンコセリス世代(糸状体)を発見した。我が国ののりの養殖事業は、この発見を土台とする人工採苗技術の発達によって今回の隆盛を見るに至った。女史は、わがのり業界の恩人と称すべく、その功績を讃え、徳を敬慕して、ここに記念碑を建てる。

(オモテ)

IN MEMORY OF
MADAME KATHLEEN
MARY DREW, D. SC.
MRS. WRIGHT BAKER
(6×1 1901-141×1957)
RESEARCH FELLOW IN
THE UNIVERSITY OF
MANCHESTER ENGLAND
DISCOVERER OF THE
CONCHOCELIS-PHASE
OF PORPHYRA
ERECTED IN 1963

キャスリーン・メアリー・ドゥルー女史
(1901年11月6日生~1957年9月14日歿)
英國マンチェスター大学の植物学者
のりの糸状体期を発見
1963年建立

編集後記

早いもので市史研究会が発足して、既に二年を経過し、例会も一
九回を数えるよくなつた。会を重ねるたびに発表内容も充実し、
その発表や、その間の研究成果をまとめたものが本誌である。

本誌の原稿執筆についての打ちあわせを行なつたところ、各氏か
ら執筆承諾があり、結果的には一篇の原稿提出という多くにのば
つた。

これは、市で当初、印刷費として計上した予算を大幅に上まわる
もので、いわば、嬉しい悲鳴をあげる結果となつた。

各時期にわたつた諸論であり、巻頭「はじめに」において市史再
編について、一歩ずすんだ方針が出されており、再編への動きは、
俄に動き出したかの感がある。

おわりに、執筆者各位や本誌の刊行に御助力いただきました方々
に、厚くお礼申しあげる次第である。

(高木記)

宇土市史研究

創刊号

昭和五十五年三月二十五日印刷
昭和五十五年三月三十一日発行

発行 宇土市史研究会
宇土市教育委員会

印刷 筑下田印刷

